

383

!



始





工 4059



# 北海道史

第一

自第一編至第六編

廳寄贈本

大正  
8. 3. 25  
寄贈



383-1

### 北海道史序

本道の歴史に關し、未だ精確完整の著あらざるを遺憾とすること久し。本廳曩に北海道拓殖史の編纂を企畫せしに、適、北海道會は開道五十年記念事業の一として、北海道史編纂の議を決せり。乃ち大正四年度より之が編纂に著手するに至れり。

按ずるに、本道の經營は、其の起源甚だ古く、遠く神代に於て大八洲の内に加へられ、齊明天皇の朝、阿倍臣の征討ありしと雖も、雄圖繼がず。降りて安東氏之を管領し、松前氏其の後を承け、轉じて幕府の直轄に移り、相紹ぎて事歴の觀るべきもの無きにあらず。尋で明治維新の盛運に會ひ、開拓使を置かれ、





開拓に關する優渥なる御沙汰書を賜はり、宏謨炳然として日星の如く、茲に拓殖の大本全く樹立せり、是れ實に本道史上に一新紀元を劃せるものとす。爾來星霜五十年、三縣一局の分治を經、道廳時代に及び、其の間制度の更革、文物の推移等、曲折變遷甚だ急なるものあり、駸々として止むことなき時運に伴ひ、諸般の事業著しく進展し、往年僻遠の蠻境を以て目せられたる北陬の地は、今や人口二百八萬を算し、生産三億二千萬圓に達し、拓地植民に、殖産興業に、將た亦道路交通に、其他既往の治績にして舉示すべきもの甚だ多し。然も本道拓殖の前途は尙ほ極めて遼遠なりとす。乃ち茲に本書を刊行し、既往の事蹟を記念し、兼ねて將來の籌畫に資せむとするは、眞箇時宜に適するの舉たるを信ず。

本書を編纂するに當り、博く新古の圖書を搜り、徧く公私の簿冊に索め、或は故老に問ひ、或は遺跡遺物を尋ね、以て遺漏なからむことに努めしも、其の歲月の短きと、憑徴すべき資料の往々散迭せるものあるとの爲め、遽に之が完璧を期するは、固より能くする所に非ず。然りと雖も、本書亦聊か當初計畫の趣旨に副ひ、幸に刻下の急需に充つるに足らむ乎。若し夫れ之を完整し、其の大成を期するに至りては、更に後舉に俟つの外なし。今脱稿の部より之を剞劂に付するに當り、一言卷首に題す。

大正七年六月

北海道廳長官 俵

孫 一



## 凡例

- 一、本書は大正四年四月北海道史編纂掛を置き、爾後國費と地方費と相竣ちて、編纂出版するものなり。
- 二、本書は歴史三冊、附録三冊、合せ六冊とす。歴史は之を分ちて十編とし、第一編神代より平安朝に至る、第二編安東氏時代、第三編前松前氏時代、第四編前幕領時代、第五編後松前氏時代、第六編後幕領時代、以上第一冊第七編箱館裁判所及び箱館府時代、第八編開拓使時代、第九編三縣一局時代、以上第二冊第十編北海道廳時代、以上第三冊とす。附録は北海道管轄略譜、北海道史年表、北海道重要統計表、以上第四冊北海道人名彙參考圖書目解題、以上第五冊地圖、以上第六冊とす。
- 三、歴史は筆を大正五年に擱くと雖も、稀に年度の關係上史實の大正六年三月に亘るものあり。人名彙に載する所の人は、大正五年以前に死亡せる者とし、唯外國人のみは生死に拘泥せず。
- 四、資料は諸處の官衙圖書館より個人に至るまで、成るべく廣く之が供給を仰ぎ、



且つ遺跡遺物に及ぶ。資料中の圖書は、参考圖書目解題に載す。  
五、資料中の舊記の多くは傳寫本にして、誤謬少なからざるを以て、其重要なるものは概ね二三本を對照し、校正して後之を用ゐる。

六、引用書中殊に緊要なる部分は、往々別項として原文を掲げ、又原文の短きものは、」を附して適宜敘事文中に挿入す。但し原文に片假名を用ゐしものは、平假名に改めて其體裁を一にす。

七年表は本朝年號と西洋紀とを併記し、其他は本朝の年の下に間、西洋の年を註記し、以て彼此の史實を對照し、且つ年代を數ふるに便す。

八年月日は明治五年までは太陰曆を用ゐ、同年十二月三日を以て明治六年一月一日とし、爾後太陽曆を用ゐる。

九、會計年度は古來曆年と一致せしが、明治元年度に至り其年十月乃至翌年九月を年度と定め、同六年曆年に復し、同八年度より其年七月乃至翌年六月とし同十九年度以降其年四月乃至翌年三月とす。

十、本邦人名は、或は實名、或は通稱、或は雅號を書し、或は通稱と實名とを併記する

等必ずしも一定せず。外國人名は舊記に依り、其現今一般に訂正せるものは、

訂正に従ふベルリをベリイとするの類

十一、本道地名の稱呼及び書き方は、時代によりて異にするものあり函館を字須岸箱館、函館とすの。古今を通して現今用ゐる所に従ふものありクヌリ、久壽里、久摺を皆劍路とするの類。是れ亦一定せず。

十二、人名地名を假名にて書くときは、總て片假名を用ゐ、人名は右方に、地名は右方に」を附して看覽に便す。引用文中の人名地名も亦之に依る。

十三、動植物名を記するに、舊來同物異字少なからず、皆現今普通に用ゐる所に従ふ鮮青魚、鯨を鯨とすの類

十四、貨幣は明治四年五月新貨條例發行以前は、兩、匁、文並に砂金砂金一匁を六を以てし、以後は圓、錢、釐を以てす。

十五、引用文中、字の不明なる所は□を以て填む。新に註を加ふるものは、○を冠して從來の註と區別す。



# 北海道史第一

## 目次

### 第一編 上古より平安朝に至る

第一章 序説……………	一
第二章 神代に於ける北海道……………	二
第三章 コロボックル……………	五
〔一〕コロボックル説の由来 〔二〕遺跡・遺物の研究 〔三〕コロボックル説は信じ難し	
第四章 古代の蝦夷……………	一一
〔一〕蝦夷の三派 〔二〕社会的組織及び戦争 〔三〕風俗	
第五章 安倍臣の蝦夷及び肅慎征伐……………	一九
第六章 奈良朝及び平安朝時代の渡嶋……………	二三
〔一〕奈良朝時代の記事 〔二〕平安朝時代の記事 〔三〕渡嶋蝦夷平穩の理由 〔四〕安倍頼時 探検の疑問	



## 第二編 安東氏時代

第一章 序説……………	二九
第二章 和人の移住……………	三一
〔一〕移住の濫觴 〔二〕源義經北渡の傳説 〔三〕移住者の事蹟	
第三章 安東氏の蝦夷管領及び其系圖……………	三九
第四章 安東氏の北渡及び諸館主……………	四七
〔一〕安東盛季蝦夷嶋に入る 〔二〕安東政季蝦夷嶋に入る 〔三〕蠣崎氏の竄入 〔四〕諸館主 〔五〕安東氏出羽の楡山に治す	
第五章 蝦夷の叛亂・蠣崎氏の興起……………	五七
〔一〕蝦夷亂の發生及び武田信廣の功績 〔二〕武田蠣崎氏の家系 〔三〕蠣崎氏諸館主を統一人す 〔四〕蝦夷の鎮定 〔五〕蠣崎氏の交際 〔六〕上國の警備	
第六章 安東氏と蠣崎氏との關係……………	六六
〔一〕下國・湊・蠣崎三家の略系 〔二〕蠣崎氏に對する安東氏 〔三〕安東氏に對する蠣崎氏 〔四〕下國・湊兩家の合併 〔五〕安東氏蝦夷嶋を失ふ	
第七章 産業及び交通……………	七五

〔一〕産物 〔二〕交通及び商港 〔三〕蝦夷の交易	
第八章 宗教……………	七九
〔一〕社寺の由來 〔二〕神社 〔三〕寺院	

## 第三編 前松前氏時代

第一章 序説……………	八七
〔一〕當時代の範圍 〔二〕當時代の特質 〔三〕當時代の區分 〔附〕當時代松前氏系圖	
第一 藩政創業期 慶廣盛廣公廣の治世	
第二章 藩政創業期の概観……………	九五
〔一〕藩主の性行及び其施設の概要 〔二〕經濟の概況	
第三章 松前氏の獨立……………	九九
〔一〕慶廣の上京 〔二〕九戸政實征伐 〔三〕豊臣氏より制書を受く 〔四〕徳川將軍より制書を受く	
第四章 松前氏と幕府との關係……………	一〇六
〔一〕松前藩主の資格 〔二〕參覲交代 〔三〕幕府巡見使 〔四〕松前氏の族人幕府に仕ふ	



第五章 松前氏と京都並に隣藩との關係……………一三三

〔一〕京都との關係 〔二〕津輕藩との關係 〔三〕南部藩との關係 〔四〕秋田藩との關係 〔五〕仙臺藩との關係

第六章 福山の築城……………一三八

〔一〕築城 〔二〕福山の地勢 〔三〕福山の繁昌

第七章 華夷の區別及び場所制度……………一三二

〔一〕和入地・蝦夷地の區別 〔二〕藩士の知行及び扶持 〔三〕場所の設定 〔四〕知行主の蝦夷交易 〔五〕場所請負人

第八章 松前藩地理の調査……………一三九

〔一〕地開・測量及び探検 〔二〕樺太の調査

第九章 近江商人の渡來……………一三三

〔一〕近江商人の來歴 〔二〕近江商人の功績 〔三〕兩濱町人

第十章 鷹及び狩獵……………一三九

〔一〕鷹の種類及び鷹場 〔二〕鷹の献上 〔三〕鷹販賣の收入 〔四〕狩獵

第十一章 砂金採取 附其他の鑛業……………一四七

〔一〕砂金採取の濫觴 〔二〕採金業の状況 〔三〕砂金以外の鑛業

第十二章 變災……………一五五

〔一〕火災 〔二〕東部の海嘯 〔三〕駒岳噴火及び海嘯 〔四〕疫病

第二 藩政弛廢期 氏廣高廣矩廣の治世

第十三章 藩政弛廢期の概観……………一五七

〔一〕綱紀の弛廢 〔二〕交通及び産業の概況

第十四章 寛文九年の蝦夷亂……………一五九

〔一〕蝦夷と和入との關係 〔二〕染退蝦夷と波惠蝦夷との争鬭 〔三〕蝦夷の叛亂及び其征伐 〔四〕津輕藩蝦夷の状況を探る 〔五〕餘黨の鎮定

第十五章 家老の變死及び其他の不祥事件……………一七五

〔一〕家老の變死其他不祥事件 〔二〕門昌庵事件

第十六章 財政……………一七九

〔一〕創業期の財政 〔二〕弛廢期の財政 〔三〕藩庫の收入

第十七章 領内住民の種類及び其戸口……………一八四

〔一〕土著の和入 〔二〕旅人 〔三〕蝦夷



第十八章 江差及び箱館の興起

一九二

〔一〕江差の發達 〔二〕箱館の復興

第十九章 交通

一九五

〔一〕松前と本洲との交通 〔二〕松前の三港及び沖口番所 〔三〕松前及び蝦夷地の交通

第二十章 漁業

二〇五

〔一〕漁業の概況 〔二〕鱈 〔三〕鮭及び鱒 〔四〕昆布 〔五〕其他の海産物

第二十一章 木材業

二〇六

〔一〕江差の檜山 〔二〕蝦夷檜山 〔三〕雜木山

第二十二章 識者の快舉及び拓殖意見

二一四

〔一〕徳川光圀の快舉 〔二〕佐藤信景の試作及び開拓意見 〔三〕並河天民の拓殖意見

第二十三章 變災

二二三

〔一〕疫病 〔二〕有珠岳噴火 〔三〕火災 〔四〕風水害及び破船 〔五〕飢饉

第三 藩政中興期 邦廣資廣の治世

第二十四章 藩政中興期の概観

二二六

〔一〕政治の刷新 〔二〕經濟の概況

第二十五章 尙武及び移城の計畫

二二八

〔一〕武事を練る 〔二〕移城の計畫

第二十六章 儉約令及び財政

二四一

〔一〕儉約令の施行 〔二〕邦廣の實踐躬行 〔三〕財政餘裕を生ず 〔四〕租税の變更

第二十七章 農業及び家畜

二四七

〔一〕畑の耕作 〔二〕水田試作の失敗 〔三〕家畜

第二十八章 商業

二五五

〔一〕交易の必要 〔二〕商人 〔三〕問屋及び小宿 〔四〕商品及び其取引地 〔五〕長崎交易品

〔六〕蝦夷交易 〔七〕山靱交易 〔八〕金融爲替及び貨幣

第二十九章 板倉源次郎の開拓策

二六七

〔一〕源次郎の鐵山調査 〔二〕開拓意見

第三十章 變災

二七三

〔一〕火災 〔二〕暴風破船 〔三〕樽前山噴火 〔四〕大嶋噴火及び海嘯 〔五〕疫病



第四 藩政頹廢期 道廣章廣の治世

第三十一章 藩政頹廢期の概観……………二七五

〔一〕稅政蠲出 〔二〕外國關係事件 〔三〕經濟の概況

第三十二章 士風の頹敗……………二七九

〔一〕士風頹敗の原因 〔二〕士風頹敗の狀況

第三十三章 財政の困難……………二八六

〔一〕財政困難の狀況 〔二〕藩庫の歳入 〔三〕財政逼迫の原因

第三十四章 公訴の頻繁……………二九一

〔一〕既往の公訴 〔二〕山師新宮屋の公訴 〔三〕飛騨屋の公訴 〔四〕僧日曉の公訴 〔五〕小林屋の公訴 〔六〕飛騨屋の公訴

第三十五章 百姓の強訴及び暴動……………三〇一

〔一〕江差山師に對する暴動 〔二〕鮑突家屋の破壊 〔三〕茅部漁民の強訴 〔四〕江差地方漁民の騒動

第三十六章 外國船の出沒……………三〇五

第三十七章 天明度幕府の蝦夷地調査……………三二三

〔一〕金銀嶋の探檢 〔二〕露人の千嶋侵略 〔三〕露人日本語を學ぶ 〔四〕蝦夷と露人との衝突 〔五〕ベニヨウスキの警告 〔六〕露人通商を請ふ 〔七〕松前藩人の對露知識 〔八〕松前藩防備を講ぜず

〔一〕工藤平助の赤蝦夷風説考 〔二〕蝦夷地調査の決定 〔三〕本多利明及び最上徳内 〔四〕一行の探檢 〔五〕千嶋の調査 〔六〕樺太の調査 〔七〕蝦夷交易の試験 〔八〕蝦夷地開拓策 〔九〕蝦夷地事件の中止

第三十八章 飢饉……………三三九

〔一〕飢饉の原因 〔二〕既往の飢饉 〔三〕天明の飢饉 〔四〕飢饉の輕微なる理由 〔五〕蝦夷の飢饉

第三十九章 寛政元年の蝦夷騒亂……………三四七

〔一〕奥蝦夷の剛強 〔二〕國後及び目梨蝦夷の亂 〔三〕幕府の措置 〔四〕善後の方法

第四十章 樺太嶋の開發……………三六〇

〔一〕天明以前の樺太 〔二〕場所の開發 〔三〕樺太に於ける露國人

第四十一章 蝦夷の救濟交易並に樺太千嶋の調査……………三六四

〔一〕救濟交易を行ふ理由 〔二〕寛政三年の交易及び調査 〔三〕寛政四年の交易及び調査



〔四〕交易及び調査の結果

第四十二章 道廣の退隱……………

〔一〕道廣の性行 〔二〕退隱及び退隱後の舉動……………

第四十三章 外國船屢次の渡來……………

〔一〕得撫鳴の露人 〔二〕外國船の出沒 〔三〕露國人の海獸業 〔四〕露使ラックスマン根室に  
來る 〔五〕露使を福山に引接す 〔六〕寛政八年英船虻田に來る 〔七〕寛政九年英船復來  
る 〔八〕道廣露國內通の嫌疑……………

第四十四章 村山傳兵衛の沒落……………

〔一〕近江商人以外の事業家 〔二〕村山傳兵衛の事業 〔三〕傳兵衛の末路……………

第四十五章 漁業の進歩……………

〔一〕漁業の概況 〔二〕鯨 〔三〕鮭及び鱒 〔四〕昆布 〔五〕其他の漁業……………

第四十六章 變災……………

〔一〕火災 〔二〕地震及び噴火 〔三〕疫病 〔四〕暴風破船……………

第四十七章 町村及び場所……………

〔一〕松前蝦夷地の概況 〔二〕各村戸口及び知行主 〔三〕蝦夷地各場所及び知行主……………

第四十八章 職制……………

〔一〕藩の職制 〔二〕町村の職制 〔三〕蝦夷の職制……………

第四十九章 風俗學藝及び宗教……………

〔一〕風俗の變遷 〔二〕當時代末期の風俗 〔三〕蝦夷風俗 〔四〕學藝 〔五〕神社 〔六〕寺院 〔七〕  
耶蘇教……………

第四編 前幕領時代

第一章 序說……………

〔一〕當時代の範圍及び區分 〔二〕當時代の特質……………

第二章 蝦夷地御用掛並に經營方針……………

〔一〕寸地も失ふ勿れ 〔二〕寛政十年の調査 〔三〕掛員の任命及び東部の上知 〔四〕經營の  
方針 〔五〕開國の文字に就きて……………

第三章 東蝦夷地の直捌……………

〔一〕松前人民への論述 〔二〕施設の大要 〔三〕蝦夷の懷柔……………

第四章 擇捉の開發及び得撫の處置……………

〔一〕擇捉の既往 〔二〕擇捉の經營 〔三〕近藤重藏の建標 〔四〕得撫の露人 〔五〕得撫の露人……………



第五章 警衛.....四八五

〔一〕既往の警衛 〔二〕當時代前期の警衛 〔三〕八王子同心子弟の屯田 〔四〕臺場及び武器  
〔五〕文化四・五年の警衛 〔六〕當時代後期の警衛

第六章 道路の開鑿及び驛遞の設備.....四九三

〔一〕蝦夷地道路開鑿の嚆矢 〔二〕寛政享和の道路開鑿 〔三〕旅宿所及び驛馬 〔四〕文化年  
間の道路開鑿

第七章 海運.....五〇一

〔一〕海運の官營 〔二〕江戸蝦夷地間航路の測量 〔三〕箱館南部間及び擇捉の航海開始  
〔四〕波浮港の修築 〔五〕箱館の掘割埋立及び造船場 〔六〕航海の進歩及び官營の廢止

第八章 箱館奉行及び其施政.....五二三

〔一〕蝦夷地處分の議 〔二〕奉行及び屬僚の任命 〔三〕東蝦夷地永久上知 〔四〕施設の方針  
〔五〕施政の概要 〔六〕奉行廳 〔七〕蝦夷地に三寺を建つ

第九章 農業・牧畜・林業.....五三五

〔一〕本道農業に關する世評 〔二〕箱館地方の墾田 〔三〕蝦夷地の馬牛 〔四〕虻田・有珠の牧  
場 〔五〕林業

第十章 松前氏の徒封.....五三三

〔一〕徒封の原因 〔二〕徒封及び道廣の讞責

第十一章 露人の來寇.....五三六

〔一〕露米商會の發展 〔二〕使節レザノフの派遣 〔三〕文化三年樺太に寇す 〔四〕文化四年  
擇捉に寇す 〔五〕異國船津輕海峽に見ゆ 〔六〕露人樺太利尻に寇す 〔七〕諸藩の出兵及  
び畑田攝津守の出張 〔八〕近藤重藏の蝦夷地要害に關する意見

第十二章 松前奉行.....五五二

〔一〕奉行の任命 〔二〕對露策 〔三〕施政の概要 〔四〕箱館に對する處置

第十三章 地理の調査.....五六〇

〔一〕本嶋の測量 〔二〕千嶋の調査 〔三〕樺太及び滿洲の探檢

第十四章 ガロウニンの拘囚.....五六六

〔一〕ガロウニン等を捕ふ 〔二〕高田屋嘉兵衛捕へらる 〔三〕捕虜の放還並に諭書 〔四〕日  
露境界の件

第十五章 東蝦夷地直捌の廢止.....五八七

〔一〕直捌廢止の理由 〔二〕直捌の廢止及び場所請負の入札 〔三〕蝦夷への諭示



第十六章 漁業

〔一〕東蝦夷地漁業の進歩 〔二〕江差地方鱒漁の回復 〔三〕西蝦夷地の漁業 〔四〕各種漁業の概況

五九三

第十七章 商業

〔一〕官營の商業 〔二〕民營の商業 〔三〕高田屋嘉兵衛 〔四〕取引地及び商品 〔五〕山榎交易

六〇一

第十八章 財政

〔一〕文化三年以前の財政 〔二〕文化四年以後の財政 〔三〕總決算 〔四〕租税

六一二

第十九章 變災

〔一〕暴風破船 〔二〕火災 〔三〕疫病

六二六

第五編 後松前氏時代

第一章 序説

六三一

〔一〕當時時代の範圍 〔二〕當時時代の特徴

第二章 松前氏の復領

六三三

〔一〕復領及び其理由 〔二〕幕府の北下及び家格 〔三〕蝦夷への申渡

第三章 姑息の政治

六三八

〔一〕藩主の性行 〔二〕老臣の跋扈 〔三〕制度 〔四〕藩士 〔五〕政治の弛廢 〔六〕幕府への献金 〔七〕檢約令

第四章 邊防及び外國船の出沒

六四九

〔一〕幕府の命令 〔二〕松前藩の防備 〔三〕外國船の出沒

第五章 徳川齋昭の蝦夷經營策

六五八

〔一〕蝦夷地の加封を請ふ 〔二〕蝦夷地經營案

第六章 高田屋の没落及び三港の景況

六六二

〔一〕高田屋金兵衛の所刑 〔二〕沒收せし船舶及び場所の處分 〔三〕三港の盛衰

第七章 天保の飢饉

六六七

〔一〕飢饉の狀況 〔二〕奥羽飢民の渡來 〔三〕西蝦夷地の殖民 〔四〕蝦夷地場所備米

第八章 福山築城

六七四

〔一〕築城の命令及び工事 〔二〕築城の經費

第九章 露國との交渉

六七七

〔一〕露國の極東經營 〔二〕露國使節の派遣 〔三〕露兵久春古丹を占領す 〔四〕露國使節との談判 〔五〕露兵久古春丹を去る



第十章 米國との交渉

〔一〕箱館開港の條約 〔二〕ペリイ箱館に来る

六九〇

第十一章 漁業

〔一〕漁業の概況 〔二〕鯨流の進歩及び網切騒動 〔三〕鮭及び鱒 〔四〕其他漁業

七〇一

第十二章 變災

〔一〕有珠岳及び惠山の噴火 〔二〕地震・海嘯 〔三〕火災 〔四〕風害・雪害・洪水

七一〇

第六編 後幕領時代

第一章 序説

〔一〕當時代の範圍及び區分 〔二〕當時代の特質

七二五

第二章 箱館奉行の設置及び蝦夷地の上知

〔一〕箱館奉行の設置 〔二〕蝦夷地の調査 〔三〕蝦夷地上知 〔四〕松前氏の所領 〔五〕奉行の人員及び其略歴 〔六〕奉行支配吏員及び目付 〔七〕奉行支配地の異動

七二九

第三章 樺太境界問題及び日露・日英條約

〔一〕堀村垣二氏の對樺太意見 〔二〕日露條約 〔三〕日英條約

七四四

第四章 蝦夷地經營の方針

七六一

第五章 財政

〔一〕經營の主眼 〔二〕着手の順序 〔三〕老中阿部正弘の注意

七六八

〔一〕箱館の經費 〔二〕蝦夷地の經費 〔三〕文久元年の經費 〔四〕箱館官用米及び蝦夷地備

米 〔五〕諸税

第六章 警衛

〔一〕警衛を仙臺外四藩に命ず 〔二〕警衛の異動 〔三〕在住即ち屯田制 〔四〕五稜郭及び辨  
天岬砲臺の築造

七六一

第七章 蝦夷の懷柔

〔一〕惡弊の芟除 〔二〕蝦夷の種痘

七六九

第八章 道路開鑿

〔一〕道路開鑿の方針 〔二〕各地の開鑿 〔三〕驛遞

七九七

第九章 拓殖

〔一〕拓殖の要旨 〔二〕場所請負人への諭達 〔三〕神威・威神婦女禁制の撤廢其他 〔四〕士族の  
在住 〔五〕御手作場 〔六〕個人及び團體等の開墾 〔七〕開拓の進歩 〔八〕人口の増殖

八〇六

第十章 北蝦夷地奥地の開發

〔一〕松川辨之助等東海岸を開く 〔二〕久春内の開發 〔三〕靜河の開發 〔四〕土井能登守鞆

八二一



第十一章 露人の侵入及び境界談判……………八三八

- 〔一〕露人久春内に據る
- 〔二〕露人真縫に據る
- 〔三〕露使ムラビヨフとの境界談判
- 〔四〕露人内淵遠淵に據る
- 〔五〕竹内下野守の境界談判
- 〔六〕幕府經界査定委員を派遣せず
- 〔七〕露人の暴行
- 〔八〕小出大和守の境界談判

第十二章 開港及び其影響……………八五〇

- 〔一〕薪水食料等供給のための開港
- 〔二〕外人居留問題
- 〔三〕米國官吏ライスの在留
- 〔四〕貿易のための開港
- 〔五〕開港の文化に及ぼせる影響

第十三章 松前藩……………八六二

- 〔一〕領土及び格式
- 〔二〕施設の概要
- 〔三〕崇廣の雄飛
- 〔四〕松前德廣

第十四章 奥羽六大藩の蝦夷地經營……………八六八

- 〔一〕蝦夷地の給與
- 〔二〕六藩の經營

第十五章 外國貿易……………八七四

- 〔一〕貿易開始の準備
- 〔二〕貿易の狀況
- 〔三〕貿易品
- 〔四〕貨幣交換の爲に起りし困難
- 〔五〕貿易の物價に及ぼしし影響
- 〔六〕貿易船の海外派遣

第十六章 内國商業……………八八九

- 〔一〕商港及び取引地
- 〔二〕商業に對する政策
- 〔三〕產物會所
- 〔四〕商習慣
- 〔五〕新錢鑄造
- 〔六〕錢價の下落
- 〔七〕物價の騰貴

第十七章 漁業……………八九九

- 〔一〕漁業の概況
- 〔二〕鱈大網の許可及び柁の發明
- 〔三〕昆布の人工蕃殖
- 〔四〕各種の漁況

第十八章 農業及び植樹……………九〇八

- 〔一〕従來の農業
- 〔二〕庵原菌齋の試作
- 〔三〕農事の奨勵
- 〔四〕水田の藥稻確定す
- 〔五〕馬鈴薯
- 〔六〕其他の作物
- 〔七〕七重藥園
- 〔八〕養蠶業
- 〔九〕植樹

第十九章 牧畜……………九三二

- 〔一〕場所の備馬
- 〔二〕牧場
- 〔三〕蝦夷地に於ける馬の普及
- 〔四〕馬市
- 〔五〕牛及び豚・綿羊

第二十章 鑛業及び工業……………九三〇

- 〔一〕鑛業の大勢
- 〔二〕製鐵業
- 〔三〕石炭の採掘
- 〔四〕硫黃鑛の採掘
- 〔五〕工業の概況
- 〔六〕西洋形船の製造

第二十一章 教育技藝及び宗教……………九四三

- 〔一〕士族の教育
- 〔二〕諸術調所及び洋學
- 〔三〕平民の教育
- 〔四〕文學及び技藝
- 〔五〕神社
- 〔六〕寺院



第二十二章 衛生……………九五〇

〔一〕醫師 〔二〕箱館病院 〔三〕種痘 〔四〕水腫病

第二十三章 變災……………九五五

〔一〕地震・海嘯 〔二〕駒嶽噴火 〔三〕風害及び火災 〔四〕飢饉

挿圖

先史時代の遺物……………一〇

貞治の碑 永享の鰯口……………三六

安東氏時代奥羽略圖……………四四

諸館の位置……………五五

武田信廣畫像……………五六

銅雀臺瓦硯 蝦夷錦……………七六

將軍家康黒印の制書……………一〇四

松前矩廣筆涅槃像……………一五八

染退波惠附近略圖……………一六五

飛驒屋久兵衛石狩山伐木地圖……………三三三

徳川光圀寄贈の松……………三三六

松前小判(表及び裏)……………三六六

武鑑(安永中)……………三七八

松前藩の證文……………三九四

寛政元年蝦夷亂地圖……………三五〇

蠣崎波響畫像及び其筆蹟……………四四六

江差法華寺本堂……………四五〇

近藤重藏石像 最上徳内畫像……………四八〇

近藤守重東蝦新道記……………四九四

文化四年露寇地圖及び戸田又太夫墓……………五四四

伊能忠敬像 間宮林藏像……………五六〇



國後嶋泊の圖……………五八

高田屋嘉兵衛肖像 ガロウニン肖像……………五六

文政の地券……………六四三

福山城 同上三層樓及び追手門……………六六

久春古丹の圖……………六四

米人應接役松前勘解由……………六九四

箱館奉行所廳舎其一(箱館) 其二(五稜郭)……………七三〇

五稜郭 辨天岬砲臺……………七六六

箱館附近地圖(萬延元年製)……………七六六

神威岬のカムイ岩 山越内の關門……………八二〇

遣歐使節竹内下野守一行……………八三六

松前崇廣寫真及び其筆蹟……………八六六

陶工爲治岩治の證文 箱館燒陶器 箱館通寶……………九三六

平澤屏山蝦夷風俗畫……………九四六

# 北海道史

## 第一編 上古より平安朝に至る

### 第一章 序説



本編は上古より平安朝時代に至るまで、久しき年代に互ると雖も、史料極めて乏しく、僅に片々の記事に據りて、事實の一斑を窺ひ得るに過ぎず。國史を按ずるに、北海道は既に神代に於て、大八洲オホヤシマの内に加へて越洲コシノシマと稱へられしと雖も、爾後其名久しく史上に見えず、唯蒙昧なる蝦夷の占據せるのみなりき。肅慎人來りて其地に割據したることありと雖も、是れ一時の事に過ぎず。齊明天皇の朝阿倍臣アソノミの征討ありて、蝦夷を服従せしめ、肅慎を掃攘したり。是に於て本道は復渡嶋ワタリシマの名を以て史上に見ゆ。惜い哉、時恰も韓國に多事なりしを以て、其經營は數年にして中止となれり。然れども、其後國史に渡嶋津ワタリシマツ輕津かろつ司つかさどの名あるを見れ



ば、渡嶋を度外に置かざりしは明かなり。唯奥羽の蝦夷強暴にして、騷亂久しきに互りたれば、朝廷は之が鎮撫に忙はしくして、復力を遠き渡嶋に效すこと能はず、努めて其蝦夷を懐柔し、以て事なきを望むの外なかりき。而して渡嶋蝦夷は聖徳を慕ひて入朝貢獻し、尋て奥羽の蝦夷も亦平定して、國家は爰に北邊に發展すべかりしに、其後綱紀弛みて、徳化邊隅に洽からず、渡嶋蝦夷は終に朝貢を絶ちて、唯僅に奥羽地方との關係を繼續するに過ぎざりき。

## 第二章 神代に於ける北海道

北海道の地は遠く神代の昔に於て、既に吾が大和民族に知られたり。日本書紀に據れば、伊弉諾尊、伊弉册尊、大八洲を生み給へり。大八洲は即ち大日本豊秋津洲、伊豫二名洲、筑紫洲、隱岐洲、佐度洲、越洲、大洲、備子洲是なり。尙ほ同書には、一書曰として大八洲の名につき、五種の異説を掲げたりと雖も、何れも大同小異にして、其内越洲の名を載せたるもの三あり。蓋し大八洲は、唯主要の八嶋を擧げたるものにして、兩尊の生み給へるは、必しも八嶋に限らず、尙ほ數多の小嶋をも

越洲を生み給ふ

越洲の意義

生み給へるならん。或は曰く、ヤシマはイヤシマにして數多の嶋嶼の義なりと、蓋し然らん。越洲の名義を按ずるに、越は蓋し越し行き、若くは越し來るの義にして、古事記に謂ふ所の高志、萬葉集に謂ふ所の古之古思皆同じ。即ち日本海に沿ひたる本洲東北部一帯の地の汎稱なり。本居宣長の古事記傳には、自越るを古延とこそいへ、古志は令物越をいふなれば、我と物との異ありとて、コシの名義は知り難しと説くと雖も、遠き外國を諸越といふより推すときは、其意義は自ら解釋せらるべし。又アイヌ語に、越ゆることをクシといひて、山を越え川を渡る等にクシの語を使用す、而してクシとコシと相通ずるを以て、之に據りて解釋するも亦一説なるべし。洲は嶋なり。さればコシノシマは越の地方にある嶋にして北海道本嶋に當れり。殊に其名佐度洲の次に在れば、其位置より考ふるも亦此説の誤らざるを證すべし。

越洲は即ち蝦夷嶋

越洲に関する諸説

越洲を以て越前加賀能登越中越後の地方と爲し、若くは北陸道全部と爲すの説は、古來少なからずと雖も、是れ越國の區域を誤り、且つ越國と越洲とを混同して、祖宗の業を津輕海峽以南に局限せんとする僻見なり。古代に於ける越の地



は、其境域廣大にして、兩羽津輕の地方をも包括せしを、奈良朝の初、越後國を割きて出羽國を置きしより、後世越の地を以て、越後以西と思ふ者あるに至れり。又越洲といへば、嶋嶼なること勿論なるに、之を大日本豊秋津洲の一部分と爲すは當らず。或は北陸道地方は、神代にありては、僻遠未開なるを以て、誤りて嶋と爲したるならんとの説ありと雖も、北陸道へは、山陰道より海岸に沿ひて容易に航行し得べく、古事記にも大已貴命オホニキミが高志國タカシの沼河比賣ヌマカヒメと婚せんとして、幸行し事を載せたるを見れば、當時其地を誤りて嶋となしたりとの説は成立し難し。降りて齊明天皇の代に渡嶋の名、持統天皇の代に越度嶋コシノワタリシマの名見ゆ。渡嶋は渡り行く嶋の意なるべし、越度嶋といへば、意義一層明白なり。

渡嶋及び越度嶋

生むの意義

伊弉諾伊弉冊の兩尊は大八洲を生み給ふといふ。「生む」とは如何なる義ぞ、新井白石の古史通には、「土地を開拓ひらきひろといふが如し」といひ、文學博士久米邦武の日本古代史には、「定むるの義なり」といふ、此等は何れも生むの意を重く解釋したるものなり。之を輕き意に解釋すれば、發見若くは交通の意とすべし。想ふに當時大八洲の内、便利の地は既に平定開拓せられ、不便の地と雖も、發見若くは交通せ

られたるならん。乃ち北海道が當時既に發見若くは交通せられたるは疑なきものゝ如し。

### 第三章 コロボツクル

#### 〔一〕コロボツクル説の由來

蝦夷即ちアイヌ人種の前に他の住民ありしや否や、今之を詳にすること能はず。蝦夷には本嶋蝦夷國後、樺太、蝦夷、北千嶋を後、樺太、蝦夷、北千嶋稱す。本嶋蝦夷の口碑に據れば、古此地にコロボツクルと稱する人種あり。コロボツクルとはコロコニボクウシクルの略にして、路の葉の下の人といふ義なり。此者又トイチセクル土の家の義の或はトイチセコツチャカムイ土の家の傍の神の義等の稱あり。樺太アイヌは之をトイチセコツコロカモイ土の家の持つ神の義と稱す。身體甚だ矮小にして、一本の葦を數十人若くは數百人にて擔ぎたりと云ひ、或は一枚の落葉の下に數十人若くは數百人立ちたりと云ひ、或は身長七八寸と云ひ、或は三四尺と云ふ。其性敏捷にして常に身體を露はすことを嫌へり。或

コロボツクルに關する口碑



は云ふ、聲のみありて形を見ずと。其女子蝦夷の家の窓下に來りて魚を與ふ、或は云ふ、食を乞ふと、或は云ふ物品を交換すと。或る時蝦夷其手を取りて引入れ見しに、口の周圍竝に手に入墨あり。是よりコロボツクルは他に去りて、復其蹤跡を知らず。蝦夷婦人の入墨はコロボツクルに模倣するものなりと。又今日本道の各地に存する竪穴土器石器の使用者を問へば、皆コロボツクルにして、蝦夷にあらずと答ふ。而して北千嶋蝦夷は絶えて此口碑を傳へず。樺太蝦夷の言ふ所も亦稍、異なれり。

此口碑は明治時代に至りて、廣く世に傳播せられ、往々コロボツクル人種の實在を信ずる者あり。甚しきはコロボツクルは日本本洲までも蔓延せしが、蝦夷の爲に追はれて退去したりと云ふ者あるに至れり。蓋しコロボツクル實在説の斯く勢力を得たる所以は、其口碑の普く本嶋に傳へられしのみならず、本道に於ける竪穴土器土器等顯著なる遺跡遺物が、本嶋蝦夷の使用せしものにあらずして、先住民の使用したるものなりと云ふが故ならん。然るに學者の研究進歩して、此等の遺跡遺物の多くが、蝦夷の使用せしものなること明瞭となるに及び、コロボツ

コロボツクル説の消長

クル説は大に勢力を失へり。

### (二) 遺跡遺物の研究

蝦夷は竪穴に住めり

遺跡の内最も顯著なるものは竪穴なり。方形あり、圓形あり。大さも亦一定せず。而して樺太蝦夷北千嶋蝦夷が此竪穴に住居したる事に就きては、何人も異論なしと雖も、本嶋蝦夷が之に住居したるや否やに就きては議論多し。然れども正徳二年(西暦一七一三)擇捉嶋に漂流せる舟子大隅國濱之市村船頭治郎左衛門等の事を記したる蝦夷叢話及び寶曆十三年(一七六三)十勝場所の西部に漂著せる舟子名古屋の船頭吉十郎等の書上に據れば本嶋蝦夷の穴居したることあるは疑なし。

擇捉の穴居

蝦夷叢話 五とろふに數十日罷在候(○中略)居所は土手の下などに穴を掘、それに入居申候。男は獵などの外仕事も無之安樂にくらし候。薪を取、水を汲、一切の働は女相勤候。

十勝の穴居

漂流船書上 五月二十日(○寶曆十三年)嶋の様なる所相見え申候に付、力を得、傳馬船を下し、上り可申と存候得共、大分の荒磯にて、船にては上り申事申々雖、叶候故、十町許沖より、各泳ぎ上り申候得ば、人家も見え不申、山深く相見え候故、如何可仕と存居候處、七尺許の者一人參り、何とやらん申候得ども、一圓通じ不申候故、此方より助けくれ候様にと相頼候得ども、是も通じ不申候に付、手を合せ禮を致し候得ば、彼者も手を合せ禮を致し候て、私共手を引、山の奥へ連參り申候。十四五町許り參り候得ば、穴を掘り、上を木の皮などにてかこひ申候家、段々御座候。何れも疊五六疊も



數可申體に相見え申候。内より右の族の者、段々出合引入申候○中略此處奥蝦夷トカチと申處の由に御座候。

穴居人は  
蝦夷なり

又此記録には、其人民の風俗を記したるが、之に據れば該穴居人は矮小人種にあらずして、純然たる蝦夷なり。又本嶋竝に國後擇捉に存する堅穴に時代の稍、新しきものあることは、間、穴中に植物性のものを殘存せる事、及び石烟管を遺留せる事等に據りて之を知るを得べし。若し其穴居人がコロボックルならんには、退去せし年代も甚だ遠からざるべきを以て、其蹤跡を知り得べき理なるに、毫も之を知ること能はず。亦以てコロボックルの遺跡にあらざることを證すべし。

チャシは  
蝦夷の遺  
跡

堅穴に次ぐ遺跡はチャシ即ち蝦夷砦なり。本道にはチャシの跡の今尙ほ歴然たるもの約百箇あり。其形狀種々なりと雖も、其規模は何れも大ならず。而して今日の蝦夷は此チャシを以て、自己の祖先の遺跡なりと云ひ、或はコロボックルの故址なりといふと雖も、其蝦夷の遺跡たることは、舊記津輕一統志、松前志、東遊記、蝦夷により推知すべく、天明寛政の頃迄は、稀にチャシを有したる蝦夷ありしなり。而してチャシと堅穴とは、必しも相伴ふことなしと雖も、亦稀にチャシの内部に堅穴の

チャシと

堅穴との  
關係

存するものあり、或はチャシの附近に、一群の堅穴ありて、兩者の間に密接の關係あることを想はしむるものあり、以て或る地方、或る時代の蝦夷は、堅穴に住すると共に、チャシを有したることを知るを得べし。又チャシ内の遺物を調査するに、石器、土器を出すものあり、石器、土器と共に鐵器を出すものあり、鐵器のみを出すものあり、以て蝦夷が石器使用時代より鐵器使用時代に至るまで、チャシを使用したることを想像するに足る。

チャシ内  
の遺物

備考 チャシ及び堅穴の圖は、附録地圖第二類に掲載せり、尙ほチャシに關しては、チャシ即ち蝦夷の砦といふ論文に詳かなり、就きて見るべし。

蝦夷は石  
器土器を  
使用せり

蝦夷が種々の石器土器を製造使用せしことは、其遺跡なる堅穴及び砦より、種々の石器土器の出づるによりて、之を知り得るのみならず、北千嶋蝦夷は現に其祖先が之を製造使用せしことを言傳へ、又樺太蝦夷が土器を製造使用せしことは舊記蝦夷嶋奇觀、休光記、附録、北蝦夷圖說等によりて證明せられ、石烟管の如きは、開拓使の時まで尙ほ稀に使用するものありたり。本嶋蝦夷が此等の器物を使用せしことも亦蝦夷嶋奇觀及び十勝日誌によりて其一斑を察すべし。

蝦夷島奇觀 往昔穴居せし跡より、鉄石雷斧、雷槌、陶物、後世辨じがたき古器出る。ネモロ酋長



今尚ほ石刀を用ゆ

シヨニコ云古此嶋に刀子なき頃は、石を碎き其利き片々を刃物となして用しとなん、一種アジといふ黒玉石あり、利きこと刃の如し、鐵石にもあり。今も深山に住む夷は、石刀を用ゐて切斷の器となせり。

鐵なき時土器石器を用ゆ

十勝日誌 リフンライ(○十勝川左岸)また爰より雷斧石、土器の缺等出るよし、余も二枚を得たり、土器も全は至て稀なりと。言傳に、往昔鐵器の無き時は、此地鍋も土にて作り用ゐ、野菜魚獸等の肉を切に此雷斧を用ゐ、家財を作るには、石錐、石鑿等の物あり、人と撃合、叩合等する時は、霹靂磁又は石髓等言ふ有(○中略)土人の言に、我等が法として、何一つ人間地より來らざるとて、事足らぬ事なき也。また山中には烟管せんぱんも木又は岩にて作り用ゐしが、追々濱近く余等も住様に成り、器財も衣服も奢侈に成りて、今は我等木綿を著、眞鍮の烟管を持つ様に成り、依てそれ丈土人の氣力衰へ力も弱り、質朴の氣も失行けりと。如何にもの様ぞ覺はる。

環状石籬

右の外、遺跡として環状石籬即ちストーンサークル、及び岩壁彫刻あり。環状

岩壁彫刻

石籬は忍路郡忍路村字蘭嶋岩内郡岩内町此二箇所は破壊して今存せず、空知郡音江村字オキリカブにあり、何れも石を樹て圓狀を爲し、宗教上に使用せしもの、如しと雖も、如何なる人種の遺物なるか、未だ明かならず。岩壁の彫刻は小樽區字手宮町にありて、既に世に著はる、近時之を突厥文字、或は靺鞨文字なりと爲し、肅慎人第五の事に連絡して解釋を試むる者あり附録地圖第二類參照

### 先史時代遺物略解

石鏃八個略す、石槍三個長四大寸二分、中三寸三分、小二寸六分、石庖丁長三寸三分、石錐長一尺二分、石冠高さ二寸三分、石錘二個長大二寸六分、小一寸二分、但し小は裝飾用、石斧長五寸、石匙三個長大二寸六分、中二寸四分、小一寸八分、は本道普通のものなれば、一々其産地を記さず。石篋長三寸八分及び飾石二個長大八分、小六分、は檜山郡江差町字五勝手、勾玉長一寸二分は小樽區字手宮、用途不明の二品は幌泉郡字百人濱より出でしもの。

骨槍二個長右四寸五分、左三寸六分、骨櫛長三寸三分、骨製帶飾徑二寸八分、は千嶋國幌筵嶋及び占守嶋より出でしもの。紡績車土製、徑一寸七分、は札幌郡白石村、土環徑二寸五分、は小樽區字手宮、土偶高約三寸は龜田郡湯川村より出でしもの。

土器 (1) 破片にて縦七寸三分、は上磯郡上磯村、(2) 徑五寸七分、(3) 徑二寸八分、兩端缺けたるも鳥形を爲すに似たり、は小樽區字手宮、(4) 高一尺一寸、は上磯郡木古内村、(5) 高三寸二分、は禮文嶋、(6) 高一尺七寸、は千歳郡千歳村、(7) 高二寸八分、(8) 不明、(11) 徑七寸五分、は小樽區字手宮、(9) 高四寸、は擇捉嶋、(11) 高三寸五分、は宗谷郡宗谷村より出でしもの。

以上諸品の大部分は北海道帝國大學博物館の所有、小部分は函館圖書館、札幌區河野常吉、佐藤威惠の所藏に係る。



先史時代の遺物



北海道帝國大學博物館其他敷氏所藏



### 〔三〕コロボツクル説は信じ難し

以上述ぶる所に據れば、堅穴・砦・石器・土器は皆蝦夷の使用したるものたること明かなれば、此等の遺跡遺物を以て、コロボツクルの存在を證明するに足らず。殘る所は僅に口碑のみ。其身長は、本來甚だ小なる如く言ひたるを、其餘りに奇怪なるを以て、後に三尺位・四尺位と云ふに至りしものゝ如し。凡そ世界に於ける

口碑信じ難し

未開人の間には、矮小人種に關する作り話少なからざれば、コロボツクルの説話も亦其類にあらざるか。且つコロボツクルが蝦夷と衝突して退去したりとせば、其衝突は各地に於て種々の状態に於て行はれしものなるべきに、唯一女子を捕へ見しに因ると云ふに過ぎざるに至りては、益々怪まざるを得ず。要するに蝦夷には作り話甚だ多ければ、コロボツクルも亦其作り話の一にして實在の人種にあらざるべし。

作り話

## 第四章 古代の蝦夷

### 〔一〕蝦夷の三派

第一編 上古より平安朝に至る

第四章 古代の蝦夷



蝦夷の三派

日本の本・唐子の渡黨の三類

歴史上知り得る所の本道最古の人民は、蝦夷即ちアイヌなり。蝦夷は古代に日本本洲にも蔓延したりと雖も、漸次減少して終に其跡を津輕海峡以南に絶ち、今は北海道及び樺太南部に限りて居住するに至れり。而して蝦夷に三派あることは、既に前章に記したるが、今之を詳説せんに、北海道本嶋及び國後擇捉に住するものを本嶋蝦夷といひ、樺太に住するものを樺太蝦夷といひ、北千嶋得撫嶋以北に住して、明治十七年色丹嶋に移りたるものを北千嶋蝦夷と云ふ。此三派は體格風俗言語等に小差異あり。蓋し早く分れて風土の同じからざる地に住し、爾後交通疎隔し、又他方には接觸する人種異なりしを以て、其受けし感化同しからざりしに由るものならん。降りて南北朝時代、延文元年（三五〇）の諏訪大明神繪詞を見るに、蝦夷が千嶋には日本の本唐子渡黨の三類ありと云ふ、其記する所固より精確ならずと雖も、亦以て參考に供すべし。同繪詞に曰く、

蝦夷が千嶋といへるは、我國の東北に當りて大海の中央にあり。日本の本唐子渡黨此三類各三百三十三の嶋に群居せり。今二嶋は渡黨に混ず。其内に宇曾利鶴子州萬堂宇滿伊犬といふ小嶋もあり。此種類は多く奥州津輕外ヶ濱に往來交易す。日本の本唐子の二類は、其地外國にづらなり、形體夜叉の如く、變化無窮なり、人倫禽獸魚肉等を食とし、五穀の農料を知らず、九譯を重ねる

とも語話を通じ難し。渡黨は和國の人に相類せり、但鬚多くして遍身に毛生ぜり。言語俚野なりと雖も、大半は相通ず。

渡黨は熱蝦夷

日本の本は千嶋、唐子は唐太か

此文中「三類各三百三十三の嶋に群居す」といふは、千嶋を三分して三類に充てたるものにして、固より取るに足らず。「今二嶋は渡黨に混ず」とあるは解し難し、或は二嶋は日本の本唐子の二黨ならんか。宇曾利は陸奥國下北郡の地此處に於曾な禮山ありるべく、若くは宇曾利鶴子州を一の地名として、函館の古名ウシウシロケシシなるべし。萬堂宇滿伊犬は後世にいふ松前なること論なし。扱て右の渡黨といふは、本洲より蝦夷嶋に渡りたる熱蝦夷にして、蝦夷中尤も進化したるものなるべく、其住する處は、北海道本嶋の南西部、即ち日本本洲に近き部分ならん。日本の本唐子の二類は、渡黨の奥、即ち本嶋の大部分、竝に其北方の嶋嶼に住居し、其境界外國に連り、開化の度極めて低しと雖も、其渡黨と接觸せるものは、互に混和して漸次同一の状態となりしならん。後世に至り、邊要分界圖考に、千嶋を蝦夷人之を稱してチチヌヌカと云ふ、チチヌヌカは日出處と云ふの義なり」と云へるにより、日本の本を以て北千嶋蝦夷に擬し、又唐太今のは唐子と其音相似たるにより、唐子を以て樺太蝦夷



に擬するものあり。豊田松岡の蝦夷千嶋考其先唱たり。未だ確説と爲すこと能はずと雖も、北千嶋蝦夷を日本の一部、樺太蝦夷を唐子の一部と爲すは不可無きに似たり。近年文學博士喜田貞吉は、奥羽沿革史論に於て唐子を樺太のヲロツコ人種ならんと假定せしが、其説據り難し。

●蝦夷千嶋考 日の本と云は、いづれの嶋を稱せるにや知るべからざれども、極てクナシリ・エトロフ以前の諸嶋を稱せるものなり。其故は千嶋をさしてチユフカと云、チユフカは日出處の義なりと、蝦夷人今に至るまで道ふ所なれば、日の本と稱する者は、必定クナシリ・エトロフ以前の嶋なること、斷じて疑ふべからず。唐子はカラフトなり、是は近頃カラトともカラヒト杯とも稱せしなれば、等持院時代にはカラコと稱せし事と見ゆ。渡り黨は今の松前の地にて、古の渡嶋と稱せし即是なり、云々。

### (二) 社會的組織及び戦争

蝦夷は古より數多の小部落を成して諸處に住居し、各部落に酋長ありて之を統率し、互に獨立せしものゝ如し。時としては諸部落連合し、又時としては出群の人物ありて、附近の部落を威壓したることあるべしと雖も、政治組織を有する國家的狀態を形成したる事實は、之を認むること能はず。是れ其文化未だ開け

社會的組織

國家を成さず

交通及び争闘

ざりしに因るならん。三代實錄元慶三年の條に、渡嶋夷酋百三人、種族三千人を率ゐとあるが如き、其酋長の多きを以て小部落の多かりしを察するに足る。

蝦夷は平和の時にありては、各部落の間は勿論、接觸せる他人種とも、互に交通し、貨物を交易せしと雖も、又屢、軋轢して争闘せしものゝ如し。時としては山韃人と戦ひ、勘察加人と戦ひしことあるは、口碑竝に古謠によりて之を知るべし。

日本書紀景行天皇の條に曰く、識性暴強、凌犯爲宗と、又曰く、登山如飛禽、行草如走獸、承恩則忘、見怨必報と、是れ本洲にある東夷の事に係ると雖も、亦移して以て木道蝦夷の性質を評すべし。

武器

武器には甲冑、劍、槍、弓、矢、棍棒（或は刑杖と譯す）等あり。諏訪大明神繪詞に、戰場に臨むときは、丈夫は甲冑、弓矢を帶しと云ひ、又、其用ふる箭は魚骨を鏃とし、毒藥をぬり、纒に皮膚に觸るれば其人斃れずと云ふことなしと云へり。蓋し其甲冑は後代の物に據れば、獸皮又は堅硬なる木片を綴りて製したるものゝ如し。鏃には鳥頭の根より採れるブシ毒を塗りたり。又、チヤシ即ち砦を作り、柵を設けて、防戦せしことは、古謠竝に其遺址によりて歴然たり。



〔三〕 風俗

古代に於ける本道蝦夷の風俗は、詳ならずと雖も、僅に存する記録、口碑及び遺跡、遺物によりて之を察すれば大略左の如し。

整穴住居の構造

住居の状態は、地方により時代によりて必ずしも一定せず。或る時代には整穴に住めること前章に記せる如し。其構造は地を掘り穴を穿ち、其中に柱を建て、半を地上に出し、四方を圍ひ、屋根を葺き、土を覆ふ、外より之を觀れば宛然塚の狀をなせり。然れども此整穴は必ずしも四季を通じて住居せるものにあらず、

地上の家屋

夏季出稼の者、若くは比較的溫暖なる地方の者は、地上に茅屋を結びて住居したるに似たり。日本書紀景行天皇の條に「冬則宿穴、夏則住櫟」と云ひ、齊明天皇の條伊吉連博徳の書に「深山之中止住樹木」と云へるは、本洲の蝦夷を説けるものなるが、亦以て參考に供すべし。整穴住居を廢したる時代が、地方によりて著しき差違あることは、前章に記せし所によりて知るべし。

衣服

衣服は初め獸皮を主とせしならん、所謂「衣毛」もの是なり。其他一部の蝦夷は、鳥毛衣夷語ラ、魚皮衣夷語アクミ、草衣夷語ケラ等を用ゐ、又交易により他人種の古衣等

機織

を得たるならん。始めて木皮の纖維オヒコウ樹を主とす又アカタモ樹を用ゐるを採りてアツシを織り、草纖維樺太蝦夷はイラクサの纖維を用ゐ本を採りてイタラッペを織りし年代は、今考ふること能はず、然れども其機具の稍精巧にして、和人の使用するものと略同じきを見れば、蓋し技巧を和人に學べるものか。衣服の著方は左衽なり。笠、脚絆靴を用ゐたることあるは、古謠によりて知るべし。

食物

食物は魚獸の肉を主とす、所謂「食肉」存活するもの是なり。山野の草類、果實等も亦採りて之を食す。後には本道南西部の蝦夷は、僅少の土地を耕し、粟、稗等を作り、以て食を補ひ或は酒を醸すに至りしが、其發端は明ならず。本洲の熟蝦夷は、夙に耕作の法を解し、嵯峨天皇弘仁七年八一六には、既に口分田を授けらるゝ者あるに至りたれば、渡嶋蝦夷も亦本洲蝦夷に倣ひて耕作を始めしならん、又は渡黨が之を傳へしならん。蝦夷は鹽の製法を知らず。火食の法は夙に之を知れり。馬、牛、鶏なし、犬は獸獵等に要用なるを以て、古より飼ひしならん。

家畜

器具

石を以て斧、槍、劍、鏃等を作り、土を以て素焼の容器を作れることは、前章に記せる如し。又骨角木材植物纖維等を以て、種々の器物を製し、之を使用したりしな



鐵を得る  
苦心

石器・土  
器廢止の  
時代

らん。而して交易其他の方法により、便利なる種々の器物を得て之を交へ用ゐ、  
終に自製の石器・土器を廢するに至りしならん。遺物中に船釘多し、此は漂流船  
より得たるものにして、後代も漂流船を燒きて船釘を取れる例あり、以て如何に  
鐵を得るに苦心せる時代ありしかを知るに足らん。自製の石器・土器を廢した  
る時代は、地方により著しき差違あり。今の渡嶋國地方の蝦夷の如きは、夙に他  
の優等人種に接觸して、利器を得るの便ありしかば、最も早く石器・土器を廢した  
るべしと雖も、北見地方の如きは、交通不便にして他人種と接觸せず、又樺太及び  
北千嶋の蝦夷は、北方の他人種に接觸すと雖も、同じく劣等人種なれば、之より多  
くの利器を得ること能はず、是を以て此等の地方は、皆遂に後までも石器・土器を  
使用したり。

宗教

イナオ

蝦夷の宗教は多神教にして、萬物皆靈魂ありと信ず、其最も尊ぶ所は、日の神月  
の神、家の神、火の神、水の神、山の神等なり。熊祭も古より行ひたりと云ひ傳ふ、  
嶋蝦夷は近代之を行はずと雖も、昔は他の蝦夷の如く之を行ひしと云ふ、迷信甚だ強く、多く奇怪なる説話を傳ふ、神を祭  
るには木幣いんあを捧ぐるを禮とす、諏訪大明神繪詞に、木を削りて幣束の如くにして、

鬚髯・入  
墨其他装  
飾

天に向つて誦呪の禮ありとあるは其一例なり、而して神をカムイ、祈るをノミ、  
木幣をイナオ、木幣の複数をヌサと云ふ、皆和語なり、乃ち其宗教も亦和人の感化  
を受けたることあるを察すべし。

男は鬚髯多し、其長く美なるを以て誇とす。婦女は口の周圍及び手に入墨を  
施し、其鮮かなるを喜ぶ。日本書紀景行天皇の條に、單に「文身」と記し、男女共に刺  
墨せるものゝ如くなるは如何。後代にも、稀に男子が額、口邊或は右手に、刺墨せ  
し例あれば、古代は男女一般に之を施したるやも知るべからず。刺墨の法は肌  
を傷つけ烟煤を摺り込むなり。肌を傷くるには、後代は小刀こさきを用ゐると雖も、古  
代は黒曜石の破片を用ゐしものゝ如し、其苦痛想ふべし、小刀を以てするも間、又刺  
氣絶することあり又刺  
繡、彫刻の法を知りて、衣服器物に之を施し、又鳥嘴、玉類等を繋ぎ、之を帯びて裝飾  
となし、ならん。斯の如く彼等は稍、美術を解すと雖も、屋内を洒掃せず、入浴せ  
ず、衣服器物を洗はざるを以て、其不潔言ふべからず。

### 第五章 阿倍臣の蝦夷及び肅慎征伐







幣賂辨嶋

肅慎の隠る所及び其船數二十餘艘なるを知り、使を遣はし肅慎を招くに、肯て來らざれば、更に綵帛兵鐵等を海畔に積みて之を誘へり。肅慎船師を陳ね、羽を木に繋ぎて旗となし、齊く棹し、近づき來りて淺所に停り、二老翁出て、積む所の綵帛等を熟視し、單袵に著換へ、各布一端を提げて去りしが、俄にして復來り、單袵及び布を置きて退けり。阿倍臣數船を遣はし、喚ばしむるに肯て來らず、幣賂辨嶋度嶋の別なりに歸れり。食頃して和を乞ひしかども、聽さざりしかば、柵に據りて抗拒せり。時に能登臣馬身龍戰ひて之に死し、猶ほ戰未だ倦まざるに、賊は妻子を殺されけり。此に言ふ所の大河を以て石狩川に擬し、或は更に北方の川となすものありと雖も、明ならず。幣賂辨嶋は度嶋即ち渡嶋の別なりとあれば、蓋し樺太ならん。同年五月阿倍引田臣、夷五十餘を獻ぜり。石上池の邊に須彌山を作りて肅慎四十七人を饗せり、蓋し恩威竝に行ひて彼等を懐柔せんが爲ならん。

北邊經營の中止

以上三年間の遠征は實に一大快舉といふべし。而して四年より五年、五年より六年と、漸次奥地に進みしことは明にして、遂に北邊の蝦夷を制服し、肅慎を掃攘せり、其功績顯著なりと謂ふべし。惜むらくは、此時三韓事多く、唐兵は新羅の

靺鞨の視察

誘導によりて韓地に入り、百濟を伐ちて王太子を虜にせしかば、七年天皇は皇太子と共に西征せられ、阿倍比羅夫は將軍として韓地に渡りしを以て、北邊の經營は、爰に中止するの止むを得ざるに至れり。持統天皇の十年(六九三)三月朔、越度嶋の蝦夷伊奈理武志と肅慎志良守叡草とに錦袍袴緋紺繩斧等を賜はれり。元正天皇養老四年(七二〇)正月、渡嶋津輕津司從七位上諸君鞍男等六人を靺鞨國に遣はし、其風俗を觀せしめたり。渡嶋津輕津は津輕の地にして、渡嶋へ渡る處なるべし。當時此處に既に官司を置きたるのみならず、遠く靺鞨國を視察せしめたるは、以て政府が深く北邊に注意せしを知るべし。

## 第六章 奈良朝及び平安朝時代の渡嶋

### (一) 奈良朝時代の記事

渡嶋蝦夷の入朝

渡嶋は初め越國守之を管轄せしならん。元明天皇和銅五年(七一三)九月、越國を割きて出羽國を置くに及び、出羽國守の管轄と爲れり。元正天皇養老二年(七一八)



渤海使人を殺す

八月出羽竝に渡嶋の蝦夷八十七人來りて馬千匹を貢せり。此は帝都に來貢せしものにして其馬は出羽の産なるべし。何となれば古代に渡嶋の蝦夷が馬を飼養せし形跡は、之を認むること能はざるを以てなり。

聖武天皇神龜四年(七二七)渤海郡王、寧遠將軍高仁義等二十四人を遣はし朝聘せしめたり。一行蝦夷の境に著し、仁義等十六人殺害せられ、高齊徳等八人死を免れて出羽國に至りしかば、朝廷使者を遣はして存問せられ、十二月入京せり。蝦夷の境といへるは蓋し渡嶋なるべきか。

渡嶋蝦夷を懷柔す

光仁天皇の時陸奥出羽の蝦夷騷擾せり。寶龜十一年(七八〇)夷俘伊治咎麻呂して大亂となりしかば、出羽國に勅して曰く、渡嶋の蝦夷早に丹心を效し、來朝貢獻たる稍く久し、方今歸俘逆を作し、邊民を侵擾す、將軍國司が饗を賜ふの日、意を存して慰諭すべしと。是に由りて之を觀れば、渡嶋蝦夷が多年平和を守りて、來朝貢獻したることを知るべし。

### (二) 平安朝時代の記事

渡嶋蝦夷の貢獻品

桓武天皇延暦二十一年(八二〇)六月、太政官符を下して曰く、渡嶋の狄等來朝の日

渡嶋蝦夷の漂著

雜皮を貢するを例とす、而して王臣諸家競ひて好皮を買ひ、殘る所の惡物を以て官に進めんとす、仍つて先に符を下して禁制せしに、出羽國司竟縱にして曾て遵奉せず、吏たる道豈此の如くなるべけんや、今より以後嚴に禁斷を加へ、もし違背せば必ず重科に處せんと。以て其貢獻品竝に交易品が、主にも獸皮にして、其獸皮が都人士に愛用せられしことを察すべし。

嵯峨天皇弘仁元年(八二〇)十月陸奥國上申せり、曰く渡嶋の狄二百餘人、氣仙郡に漂著す、當國管する所にあらざるを以て、之をして歸らしめんとせしに、狄等時是れ寒節にして、海路越え難しと言ふ、願くは來春を俟ちて本郷に歸らんと欲する者は之を許し、留住の間宜しく衣糧を給はるべしと。以て渡嶋蝦夷が陸奥國に屬せず出羽國に屬せしを知るべし。

渡嶋蝦夷の來侵

清和天皇貞觀十七年(八七五)十一月出羽國司上申して曰く、渡嶋の荒狄叛き水軍八十艘を以て來り侵し、秋田飽海兩郡の百姓二十一人を殺略すと。乃ち牧宰に勅して之を討平せり。平安朝以前に於ける渡嶋蝦夷の叛亂は、此記事の外絶えて之を見ず。



出羽の夷  
亂に興せ  
ず

陽成天皇元慶二年(八七〇)三月出羽の夷俘叛き、秋田城を焼きしかば、藤原保則、小野春風等をして之を鎮せしめたり。同年九月出羽國司に下されし勅符に曰く、津輕渡嶋の俘囚等請ふ所の事、夷を以て夷を撃つは古の上計云々と。以て此時渡嶋蝦夷が官軍の爲め力を效さんことを請ひしを知るべし。又同三年正月出羽國の奏上に曰く、渡嶋の夷酋百三人、種族三千人を率ゐ、秋田城に詣り、津輕の俘囚賊に連らざるもの百餘人と、同じく共に聖化を歸慕す、若し勞賜せずんば、恐くは怨恨を生ぜん。乃ち從五位下行權介藤原統行等を遣はし勞饗せしめたり。以て渡嶋蝦夷の強盛なりしを察すべし。

### 〔三〕 渡嶋蝦夷平穩の理由

渡嶋蝦夷  
の叛かざ  
りし理由

奈良朝平安朝時代に於て、渡嶋蝦夷の事の史上に見ゆるは、之に止まる。要するに渡嶋蝦夷は奥羽の蝦夷の屢、叛亂せしに似ず、朝廷に對しては溫和にして、阿倍臣遠征の際にも、反抗せざりしものゝ如く、其後唯清和天皇の時出羽の海岸を侵したる一事あるのみ。然れども之を以て彼等の性質が、奥羽の蝦夷よりも著しく溫和なりと判斷すること能はず。何となれば奥羽の蝦夷は和人と直接せ

渡嶋蝦夷  
朝貢の廢  
絶

しを以て、利害の扞格、感情の衝突等頻繁にして、自ら事端を生ずること多かりしならんと雖も、渡嶋蝦夷は和人に直接せず、唯遠く往來して、交通貿易せしに過ぎざれば、事端を開くべき機會なかりしを以てなり。加之政府は勉めて之を慰撫懐柔せしかば、彼等も亦敢て反抗すべき理由を有せざりしならん。

渡嶋蝦夷の朝貢に關する最終の記事は、桓武天皇の時にありと雖も、之を以て朝貢の限りと爲すべからず、蓋し朝廷漸く衰微に傾き、皇威邊隅に洽からざるに至りて、自ら絶えたるものならん。然れども奥羽地方に往來して産物を交易し、介抱を受くることは尙ほ絶えざりき。

### 〔四〕 安倍頼時探檢の疑問

頼時探檢  
の説

元正天皇の代、靺鞨視察の事ありし後、久しく北邊調査の舉なかりしが、後冷泉天皇の代、安倍頼時北方を探檢して、大河の邊に至りしといふこと、宇治拾遺に見ゆ。其大要を言はんに、安倍宗任の語る所に據れば、父頼時皇命に悖り、將に討伐せられんとするや、身の危きを察し、北方に國あるを望見し、衆を率ゐて逃れ移らんと欲せり。乃ち其子貞任、宗任等と糧食を齎し、一舟に駕して出發せり。已に



大河の處に至る

して大河の處に至り、之を溯ること約三十日、兩岸皆蘆葦にして、絶えて人跡なし、忽ち大地の響くを聞く、乃ち蘆中に隠れて之を覗ひ見るに、世に畫く所の胡人の如きもの、紅巾を以て頭を結び、川に臨みて相語り、馬に鞭ち流を絶つ、其數凡そ千騎、徒歩の者は馬側に附きて共に渡り、忽ち去りて往く所を知らず。頼時謂へらく是れ必ず淺處ならんと、就いて之を測れば深くして其底を知らず、蓋し馬筏を作りて泳がしめ、徒歩の者は之に取り附きて渡りしならん。頼時懼れ望を絶ちて還れりと。其事奇怪信ずべからざるが如しと雖も、頼時英傑にして大志を懐く、亦此事なしと斷言すること能はず。而して其所謂大河は、北嶋志には混同江即ち黒龍江と爲し、隨鑿紀程には石狩川ならんと云ふ。若し宇治拾遺の記事、大要誤

なからんには、混同江を以て比較的正しとせざるを得ず。何となれば渡嶋蝦夷は馬を飼養せず、且つ溯上三十日にして瀬なしと云ふが故に、之を石狩川とすること能はざるを以てなり。兎に角頼時探檢の事は、之を一疑問として存するの外なかるべし。

## 第二編 安東氏時代

### 第一章 序 説

範圍及び史料

此時代は安東氏或は安藤氏が、津輕に在りて蝦夷を管領せしより、蠣崎慶廣が京師に朝し豊臣秀吉に謁し、安東氏を離れて獨立するに至るまで三百七八十年間に互る。然れども其初期は歴史の觀るべきものなく、僅に零碎の資料に據りて、和人移住の一斑を窺ふに過ぎず。後花園天皇の頃、安東盛季は南部氏と戦ひ、津輕の地を失ひて蝦夷嶋に逃れ、尋で安東政季は、松前氏の始祖武田信廣等を隨へ、南部より此地に入りしより、和人の勢力増加し、從て稍、記録の見るべきものあるに至れり。

重要事件

安東政季は本道に竄入せし後、間もなく去りて出羽に赴きたり。當時和人は東はムカ鶺鴒今の膽振國より西はヨイチ余市今の後志國までの間に入りて、蝦夷と雜居し、今の渡嶋國南西部の海岸には十餘の館主ありて、安東氏支配の下に分立せしが、偶、蝦夷の蜂起に遭ひて、之を支ふること能はず、武田信廣の奮闘によりて纔に諸館を



恢復するを得たり。信廣の子蠣崎光廣諸館主を統一して勢力を増長し、其子義廣の時まで、屢、蝦夷と戦ひ、數十年間の苦心に由りて遂に之を鎮定し、義廣の子季廣に至り蝦夷と和し、爾後無事平穩にして、其子慶廣に傳へたり。蓋し當時和人の數は、蝦夷に比すれば甚だ少なく、其勢力微弱なりしかば、努めて蝦夷を懐柔し、以て平和を圖るの外に良策なかりしならん。而して安東氏は出羽の檜山ヒノヤマにありて、遂に蝦夷嶋の宗主權を握ると雖も、蠣崎氏主として經營に當りたれば、其勢力は益、増長し、遂に獨立して、次の松前氏時代に推移するに至れり。

産業及び交通

産業は蝦夷に在りては漁獵を主とし、其獲る所を以て自己の用に供し、餘る所を以て和人と交易し、和人も亦漁獵を主とし、且つ蝦夷及び本洲の和人と交易し、以て生計を營みたるものゝ如し。交通は奥羽地方より漸次西方に及ぼし、終に若狹の小濱越前の敦賀より年々商船の來航するものあるに至れり。

新羅之記

備考 當時代の史料は諸書に散見すと雖も、記事多く且つ誤謬少なきは新羅之記録なり。此書は正保中松前景廣の著述に係り、本道の歴史中最も古きものなり。福山秘府松前年歴捷徑福山秘府松前年歴捷徑福山舊事記等は、安東・松前二氏の關係に就き、松前氏の爲めにする所あるを以て、真相を知り難し。安東氏の系譜は數種ありて、互に矛盾する所あり、且つ蝦夷嶋の事は記載尠し。奥羽永慶軍記大

日本地名辭書、秋田縣史等に見ゆる安東氏の記事は、信を措き難き所多し。安東氏に關係ある津輕藩、南部藩の記録も亦頗る不備なり。

## 第二章 和人の移住

### 〔一〕 移住の濫觴

開拓は和人の力による

北海道の開拓は、知識低き蝦夷によりて、之を成すこと能はず、必ず之を他の優等人種に俟たざるべからず。而して北海道の附近にありて、蝦夷と接觸する優等人種は、和人の外に之なきを以て、其開拓の任の和人にあるは、多言を要せざる所なり。

和人の移住の原因

和人の移住が其初め如何なる場合に起りしかを考ふるに、(一)本洲殊に奥羽地方に於ける戦亂又は凶歉に際し、難を逃れて移りたる者ありしならん。(二)漂流民の還るに由なくして留りたる者ありしならん。(三)商業、漁業等の爲め本道に出稼して遂に土著したる者ありしならん。而して文治五年(一八八九)藤原泰衡が、源頼朝の爲めに討滅せられし際は、其殘黨の逃れ渡りしもの最も多かりしが如

文治の渡黨



し。泰衡も亦本嶋に向ひて走れるが、肥内郡贄柵に至りて、變心せる從者の爲に殺されたり。

蝦夷嶋奇觀 延暦年間以來天喜康平・文治の亂に、奥羽二州の中郡司・庄司の類、舊來朝廷に背きたるもの、此嶋に通れ渡り居住せし者もあるべし。又流寓せし者もあらん。北陸道の邊より産物交易に來り、後永住せし者もあらん。

文治の渡  
黨は和人  
か蝦夷か

新羅之記録 右大將賴朝、進發而追討奥州之泰衡、御節從、藤原部津輕入多邊、渡此國居住。彼等結付薙刀於舟舫、爲櫓楫、漕波故將其因緣、當國艇船之車楫者、象薙刀云、奥狄近世迄遺種於薙刀之象也。於今奥狄之地、彼末孫爲狄存之。

藤原氏滅亡の際の移住者が、蝦夷なりしや、和人なりしや、又は兩人種の混血種なりしや、是れ一の疑問なり。諏訪大明神繪詞に、渡黨は和國の人に相類せり、但鬚多くして遍身に毛生せりとあれば、熟蝦夷なるが如しと雖も、此書の記事は、固より正確なりと信ずること能はず。想ふに藤原氏滅亡の時代は、坂上田村麿の陸奥征討を距ること三百八十餘年、藤原保則の出羽鎮定を距ること三百十餘年、其間和人の夷地奥羽の北部に入りて雜居せるもの、必ず少なからざるべし。而して和人の雜居する所、必ず多少の混血種を生じたるべければ、其北渡せし者の中に

は、蝦夷も和人も混血種もありしならん。安東氏或は安藤氏が始めて蝦夷を管領せし當初に於ける渡黨は、蓋し斯の如きものなりしならん。

備考 安倍賴時、貞任を始め、藤原秀衡、泰衡を蝦夷とする人ありと雖も、當らず。彼等は俘囚、東夷又は夷狄と稱して、甚だ賤まれたりと雖も、其身體、言語、風俗等より察すれば、皆蝦夷とは思はれず。假令蝦夷の血を混ざるも、其血にして微量ならんには、之を蝦夷と謂ふこと能はず。陸奥話記には、貞任を容貌魁偉、皮膚肥白なりといひ、其子千世子童子を容貌美麗なりと云ふ。以て、蝦夷の特質を記するものとすべからず。京畿の人は關東武士をも賤みて東夷といひたれば、奥羽人を稱するに夷を以てせるは、怪むに足らざるなり。

流刑者

鎌倉幕府は盜賊の輩を捕へて、蝦夷嶋に追放せり。吾妻鏡に、此事を明記するもの二あり、一は建保四年(二二)強盜海賊の類五十餘人を此嶋に放ちしことに係り、一は嘉禎元年(二三)夜討強盜の從犯者を此嶋に流すべしと定めたることに係る。

吾妻鏡 建保四年六月十四日丙申、去比佐々木左衛門尉廣綱使者相具所參上之東寺凶賊已下、強盜海賊之類五十餘人、事今日有沙汰、可遣奥州之由、被仰下云々、是爲放夷嶋。

文曆二年(〇)是歲嘉禎と改元七月二十三日犯過斷罪事。爲夜討強盜張本所犯無所逕者、可被斷罪。枝葉輩者、召進關東、可被遣夷島也。



新羅之記録 實朝將軍之代、強盜海賊之徒類數十人、擄捕下道、奥州外之濱、被追、秋之嶋、渡、黨云者、渠等末也。

此流罪者は明かに和人なり。然れども皆男子なれば、其子孫として後に残るものは、多くは蝦夷婦人との間に生れし、混血種なりと推察せざるを得ず。

### 〔二〕源義經北渡の傳説

世に傳ふ、文治五年（一一八九）源義經衣川に伴死して、蝦夷嶋に逃れたり。藤原泰衡滅亡の後、大河次郎兼任が義經の名を冒して亂を起し、を見れば、義經衣川に死せずとの説は、當時既に世人を迷はすに足りしならん。然れども正確なる史料に、義經北渡の事を記せるもの絶えてなし。降りて林春齋の本朝通鑑寛文十年の序ありに至り、或曰、衣河之役、義經不死、逃到蝦夷島、其遺種存于今と云ひ、新井白石の蝦夷志序文には享保五年とありには、義經を以て蝦夷のオキクルミに擬せり。

蝦夷志 夷俗凡飲食乃祝之曰オキクルミ、問之則曰、列官蓋其所謂オキクルミ、夷中所稱延尉之言也。延尉居止之地、名曰ハイ、夷中所稱ハイクル即其地方人也。西部地名亦有辨慶、或傳延尉去此而踰北海云。寛永間、越前國新保人漂至、磯組地、是歲癸未、清主乃率其人而入于燕京、居歲餘、勅遣朝鮮送致而還、其人曰、奴兒干部門戸之神、似此間書延尉像者、亦可以爲異聞。

義經衣川に死す

其後之に類する記事は諸書に散見すと雖も、憑據あるにあらず。吾妻鏡に據れば、文治五年閏四月三十日、藤原泰衡數千騎を遣はし、衣川館を襲ふ、義經の家人防戦して敗績し、義經持佛堂に入り、先づ妻子を殺し、次に自殺す、乃ち其首を黒漆の櫃に納め、美酒に浸し、六月十三日、鎌倉に傳へ、和田義盛、梶原景時之を實檢せり、其事頗る明瞭なり。尊卑分脈、其他古き記録亦皆義經を以て、奥州に死すと爲す。近年の史家皆此説を採る。又之を北海道に於ける口碑及び遺蹟に徴するに、毫も義經北渡の證を發見すること能はず。蝦夷の言ふ所によれば、オキクルミと稱する古き神若くは英雄の遺蹟は、日高國沙流郡平取村字ハヨヒラ、其他處々に存し、又オキクルミに關する種々の奇怪なる口碑少なからずと雖も、オキクルミと義經とは同人にあらず。又シヤマユクルと云ふ者あり、是れ普通に辨慶に擬するものなりと雖も、決して同人にあらず。其何れも牽強附會の説なることは、往々蝦夷の言ふ所なり。

義經北渡の證なし

オキクルミは義經にあらず

渡島筆記 トママへの長イソマルケといふもの、シヤモよくウキクルミを義經さま、シヤマユクルを辨慶さまなどと云ふ。されども我が古老に聞し所と異なり、聞く所のごときは、二人は兄弟に



して、ともに此島に生れたる人なり、二名は一人にして所によりて、其稱かはるといふ説をも傳ふ。終に北の方海をわたりてシヤモの國に入給ひしと云ふと答へし。

辨慶岬・來年鼻に關する妄説

又西蝦夷地に辨慶岬後志國 壽都郡と云ふ所あり、夷名ベレケイを、辨慶に附會したるものなり。又雷電岬後志國 磯谷郡 内二郡の境界を俗に來年鼻とも稱し、北海道志に、雷電來年國音近し、昔辨慶蝦夷人に來年歸るを約せし地なりと記すと雖も、妄誕なること固より辯ずるに足らず。要するに義經北渡の説は、和人の附會に出て、江戸幕府時代に至り、始めて著書に記載せられ、益、世に傳播するに至りしものと、断定せざるを得ず。

### 〔三〕 移住者の事蹟

僧日持

鎌倉幕府時代に於ては、賊徒放流の外、和人の移住せるものあるべしと雖も、今日知り得るは唯僧日持の來寓せし一事のみ。日持は日蓮の高弟、六老僧の一人にして、駿河國松野村蓮永寺の開祖たり。傳へ云ふ、日持異域布教の志を發し、永仁三年二九五 或は云ふ 正應四年正月駿河を發し、奥羽を経て翌四年五月箱館に渡り、箱館山に登り、頂上にある鶏冠形の巨石に、題目を書し、尋て石崎龜田郡 淺龜澤村 大字 石崎村に至り、庵を

題目石に關する疑問

結びて住居すること四年にして、外國に渡れりと。又石崎村妙應寺にある、經石塚の碑文文化十四年 安積信撰には、日持永仁三年正月朔日海に浮びて去る、蓋し駿河より漢土に抵り、晩年松前に來りて留住すと言ひて、前の傳説と同じからず。蝦夷實地檢考録には、日持異域に死したるにあらず、是所終焉の地なるべしと云ふ。諸説一ならずと雖も、日持の渡來して數年間石崎に住したるは、疑なかるべし。

備考 日持が箱館山頂の石に墨書したる、題目と云ふは、中央に、南無妙法蓮華經石に、大日天王、並に、後五百歳廣宣流布、左に、大月天王と記す、其石縦一丈一尺、横九尺、厚八尺あり。後文化十三年二八一京都本満寺箱館實行の住職日龜來り、之を見て石工をして彫刻せしむ。案ずるに永仁四年と文化十三年と相距ること實に五百二十歳、其間岩石の側面なる墨書が、風雨に暴露して消滅せざりしと云ふは奇怪なり。恐らくは後人の偽書ならん。明治三十年砲臺建築の爲め移轉を命ぜられ、石を切り縮めて縦五尺、横四尺二寸と爲し、之を箱館實行寺に移せり。

貞の治碑 鎌倉幕府の末に於ける津輕の騷亂、並に南北朝時代には、亂を避けて移住せしもの、多少ありしならん。貞治六年三六七 南朝正平二十二年の碑が箱館に存するが如き、以て當時其地に身分賤しからざる人の在りしことを、證するに足る。

蝦夷島奇觀 古碑あり、寶曆二年壬申八月、箱館大町の榭と云へる者の宅の後の屋下に井を掘るとき、土中より出たり。碑面に佛經を雙へ鐫り、其碑下に各男女の人物を二人刻めり、文に、貞治



六年丁未二月日旦那道阿慈父慈母同尼公とあり。其碑下より丹塗の祠方一尺五寸ばかりの内  
に銅樓一頭を入る、又革甲の金具大長刀、太刀、鐔は木瓜四方に九曜の紋を著たるを出せり。乃ち  
之を稱名寺に收む云々。

荒木大學

室町幕府時代の應永十一年(一四〇四)荒木大學といふもの、今の上磯郡知内村知  
内温泉に薬師堂を建てたり。大學は知内川流域の砂金を採取せしと傳へらる  
る人にして、砂金採取の跡今尚ほ歴然たり。知内村大野土佐日記に、荒木大學が  
鎌倉幕府時代將軍實朝の命を奉じ、來りて採金せし事を記すと雖も、此書は後世  
修驗者の手に成りしものにして、荒誕信ずるに足らず。

知内温泉  
薬師堂の  
棟札

東蝦夷地道中記 湯の澤(○知内村)と云所に温泉あり、(○中略)湯神薬師を安置す、此堂の棟札に  
施主人湯守の名迄書記したり。施主荒木大學湯守は徳藏、應永十一年の草創なり。此荒木大學  
居城跡はハキシヤリといふ、河徒にて通る、此東にあり。夫より網倍野といふ茅野あり、是は古來砂  
金を掘たる所にて、芝下た金とて野中を堰の如く掘る、此故に網を張り置、網より内限り人を行か  
しめず置ける故、網倍野といふ(○中略)夫より雷野といふ原、古來砂金を掘し所にて、溜間千軒に及  
べりとして千軒金山と唱へしと云、此故に此後上の高山を千軒ヶ嶽と名付たりといふ。千軒ヶ嶽の  
澤間金山跡今に微然とありといふ。此山の草創は荒木大學なりといふ。此野に雷神の社あり  
本地加茂大明神を祭り、社主大野土佐藤原重久とて吉田官なり。鯨口の銘に、應永十一年甲申三  
月二十七日と有り。是より半里許りにて知内に至る。

貞治の碑 (高三尺二寸)

函館區稱名寺安置



現在の碑は多年風雨に曝され形像明瞭ならざるを以  
て蝦夷島奇觀より轉寫す

永享の鰐口 (徑五寸九分)

渡島國錢龜澤村大字石崎村所藏





蝦夷後藤

又應永中京都の金工、後藤の一派渡來せり、蝦夷後藤とて、精巧に裝飾したる刀は、其製作に係ると云ふ。福山祕府に「應永中銀匠之徒避足利之不治而來于此國者多」と記し、松前志に「日本足利の亂に後藤の徒松前にのがれ來り作る所の太刀なり」と記し、蝦夷土産には「野俗蝦夷後藤と云傳ふる刀劍の鏝あり、應永四五年より十五六年頃、光貞と銘を刻したる器あり、其外にも種々存す」と記す、其他諸書に「蝦夷後藤の事見ゆ。又加藤清正高麗陣覺書に、後藤といふ者、凡二十年前、松前より咸鏡道セイシウ浦へ漂著したるよしを記載す。彼此參照するときは、金工後藤の徒が松前に渡來せるは事實なるが如し。

永享の鰯口

龜田郡錢龜澤村大字石崎村に、永享十一年（二四三九）の鰯口あり。其文に曰く、奉寄進夷島脇澤山神御寶前、永享十一年三月日、施主平氏盛阿彌敬白と、此は文化十年頃石崎村字脇の澤今宮の澤と云ふの地中より掘り出したるものなり。亦以て永享中石崎の地が、既に神社を設くる迄に發達せるを知るべし。

### 第三章 安東氏の蝦夷管領及び其系圖



管轄の變  
更

蝦夷管領

蝦夷嶋は往古津輕と共に、出羽國に屬し、其國司の管する所たりき。降りて鎌倉幕府の初期、津輕地方を陸奥國に編入せしより、蝦夷嶋も亦陸奥に屬せり。而して津輕の安東氏或は安藤氏幕府の命を以て蝦夷を管領せり。蓋し其初め同氏の管領せるは、主もに津輕地方に住する蝦夷なれば、其威令は未だ蝦夷嶋に普からざりしならん。

安東か安藤か

蝦夷を管領せしは、後には安東氏なること明なりと雖も、其初めは安東氏なりしか、安藤氏なりしか、諸書に記する所一様ならず。

諏訪大明神繪詞

根本は會長もなかりしを、武家其濫吹を鎮護せんため、安藤太と云ふ者を、蝦夷管領とす。

保曆問記

元亨二年の春奥州に安藤五郎三郎同又太郎と云者あり、彼等が先祖安藤五郎と云者、東夷の堅めに、義時が代官として津輕に置たりけるが末なり。

異本伯耆卷

津輕の住人安東又太郎季長、同郎從季兼と、同又三郎と云者、所領の事を論ずる子細あり。○中略此安東と云は、義時が代に夷方の押として、安藤が二男を津輕に置ける彼等の末葉なり。

會津四家合考

堯恒(○高星の子)より以來安藤氏と稱すること、是祖父貞任が逆意故安倍氏朝敵と成て亡たることを忌むなるべし。

秋田家系圖

堯秀 安東五郎、爲平義時代官守、護東夷在津輕。

松前下國系圖

堯秀 稱安東五郎、爲平義時之代官、而在奥州津輕郡。

安藤系圖

季信 安藤次津輕守護人。

安倍氏

安東安藤兩家の由來を調査するに、安藤系圖・秋田系圖・下國系圖其他數種の系譜ありと雖も、多くは互に一致せず、且つ精確なるものなし。唯安倍賴時より出づといふ點に於て一致するのみ。而して賴時の祖先は極めて茫漠たり。元來安倍氏は孝元天皇の子大彥命に出づと雖も、其末分れて數多の家を成したるのみならず、奈良朝以來、陸奥の熟蝦夷等にして、安倍の姓を賜はりしものあれば、互に混雜して判別し難きに至りしならん。又一説あり、賴時が長髓彦の兄安日王に出づといふ秋田家系圖是なり。

秋田家系圖(大要)

長髓彦の兄安日王は、神武天皇東征の後、放逐せられて津輕外ヶ濱安東浦に至りき。安日の後孫安東崇神天皇の時、叛夷を討ちたる功を以て安倍將軍河別命の子大彥命より、安

倍の姓を賜はれり。安東の後致東、應神天皇の世に蝦夷を討平せり。其後長國あり、高丸あり、一説に高丸寶龜の頃出羽鎮狄將軍と爲ると云ふ。高丸の後國東、松前に渡り兵を分ちて、上下二道に向ひ、蝦夷を破り首領三四人を虜にせり。國東の子を頼良といひ、頼良の子を頼良といふ、頼良安東太郎と稱し、奥羽二州の押領使となる、後名を賴時と改めたり。(此系圖は信じ難しと雖も、賴



時を大彥命の後裔にあらずと爲すは稍味ふべし。高丸は諏訪大明神繪詞に云ふ安倍氏悪事の  
高丸元亨釋書にいふ奥州の逆賊高丸と同人ならん。兎に角頼時の祖先は之を明にする能はず  
と雖も其奥州の豪族たるは疑なきが如し。

安東系圖

頼時以後に於ける安東氏を考ふるに、秋田家系圖に據れば、頼時に八人の男子  
あり、井殿目安東太郎良宗世早、厨川次郎貞任、鳥海彌三郎宗任、家任判髮して官、北浦六  
郎重任、黒澤尻五郎正任、白鳥八郎則任是なり。後冷泉天皇の時、頼時諸子と共に  
朝家に叛きて、源頼義に討ち滅されき。貞任二男あり、長を千代壽丸と云ひ、父と  
共に討たる。次は僅に三歳なりしが、乳母に抱かれて津輕に逃れ、藤崎に匿れ、成  
長の後高星と稱し、藤崎城主となれり。高星の子堯恒又安東太郎と稱す、是より  
後此家の嫡流皆安東太郎と稱し、藤崎に住せり。堯恒の後貞秀勇敢なり、後鳥羽  
天皇の時、朝鮮國より鶯羽を獻ず、其羽二枚を槍扇に載せて、貞秀に賜はりしによ  
り、舊來の家紋獅子に牡丹なりしを、改めて槍扇に鶯の羽を附す。其子安東五郎  
堯秀、北條義時の代官となり、東夷を守護し、津輕に住せり。堯秀の後愛秀の時移  
りて、十三湊トサノミナトに住すと云ふ。堯秀の子堯勢、正和の頃北條高時に背きて國に在り、  
元弘中新田義貞に心を合せ兵を擧げたり。堯勢の子を貞季といふ、北畠顯家の

東夷の守護

安藤系圖

津輕の守護

女を娶れりと云ふ。次に安藤氏を案ずるに亦殆ど確説を得ず。安藤系圖類群  
聚載するものに據れば、安倍貞任の末子則任陸奥話記其他多くの書には貞任の弟となし、四歳の時、父滅亡  
せしかば、家臣に扶けられ、逃れて山中に匿れ、七八歳の頃出て、藤原惟衡を訪ひ  
しに、惟衡男子なきを以て養ひて子と爲せり。則任の子白鳥小太郎和任、和任の  
子季任始めて本姓の安倍と、祖父の冒し、藤原とを合せ、安藤を以て氏となし、安  
藤太郎と稱す。即ち奥羽の安藤の元祖是なり。季任の子小太郎季俊、源頼朝奥  
羽征討の時其幕下に屬せり。季俊の子安藤次季、信津輕の守護人となれり。七  
郎季村を経て又太郎季長に至り、嘉暦二年叛を謀りて誅せられき。季長の子次  
郎季綱、秋田に住せり。季綱の子次郎季道、初め官軍に屬し、後足利尊氏に屬すと  
云ふ。又一説あり、安藤系圖南葵文庫所藏に據れば、貞任の弟白鳥七郎則任の子を泰平  
といふ、泰平齋藤豊前守助宗の妹を娶り、朝任を産めり、朝任、助宗の養子となり、其  
家を繼ぎ、保安中朝廷より藤原の姓を賜はりしが、舊姓を措くに忍びず、竊に兩姓  
の首字を取りて安藤と爲すと。想ふに安東安藤二氏の來歴は今之を精確に知  
ること能はずと雖も、蓋し其初めは同族にして、親密の關係ありしことは、疑なき



ものゝ如し。又安東と安藤とは其訓同じきを以て、相混じて誤を生じたることあるやも知るべからず。

安東と安藤の關係

津輕騒亂

却説、蝦夷管領を初めより安東氏とせば、言ふべきことなしと雖も、其初め安藤氏とせば、後に至り安藤氏衰へて安東氏之に代りたるものと爲さざるを得ず。北條九代記に據れば、元應二年(三三〇)より津輕騒擾し、正中二年(三三三)安藤又太郎を改易し、五郎三郎を以て代官●と爲し、嘉暦元年(三三六)討ちて季長又太を虜にし、同三年和談して追討使歸還せり。又諏訪大明神繪詞、保曆間記等に據るも、元亨より嘉暦に至る間、安藤或は安東五郎三郎季久と、同又太郎季長と相争ひて、津輕地方の亂れしこと明かなり。建武元年(三三四)安藤又太郎官軍に屬して功ありしこと、南部文書に見え、延元元年(三三六)安藤五郎二郎家季、足利尊氏に應じ、南部師行等と戦ひしこと、八戸系圖に見え、其他安東堯勢が元弘中心を義貞に合せて兵を擧げしと云ふが如き、安藤季道が初め官軍に屬し、後尊氏に屬せしと云ふが如きを合せ考ふるときは、此際にも同族間、竝に附近の豪族との間に戦争ありて、變動を生じたるを知るべし。されば蝦夷管領が、其初め安藤氏にして、後に安東

安東が安藤

藤に代りしか

氏之に代りたるものとせば、其交代の時期は、鎌倉幕府の末、若くは南北朝の初と爲さざるを得ず。

安東の一族秋田に入る

安東貞季五子あり、長を下國安東太郎盛季といひ、次を西關安東二郎庶季或は鹿季と爲すといふ。庶季智勇人に過ぐ、應永の初、甲兵二百餘騎を率ゐ、秋田の湯河湊を攻略せり。是より先き、安東氏の一族は既に秋田地方に入りしが、是に至り庶季湯河湊に移り住みて、湊家を興せり。盛季は十三湊にありて、下國を稱し、蝦夷を管すること舊の如し。

安倍・伊駒・下國・湊・秋田

安東氏の本姓は安倍なり。其祖先攝津の伊駒に住せしことあるによりて、又伊駒を稱せり。後津輕の下國、秋田の湊の二家に分れしが、下國の稱は、秋田を上とし、津輕を下とするより起りしにあらざるか京師に對し、近きを上とし、遠きを下とす。此後下國家は出羽の檜山に移りしも、尙ほ下國を稱し、湊家を合併せし後は、湊に移りて、湊を稱し、慶長七年(一六〇三)常陸に移封せられし後、秋田と改めたり。

大日本地名辭書の記事

備考 大日本地名辭書の檜山館跡の按に、津輕安東氏に上國下國の二流兩館ありて、其上國とは秋田野代に居れるよりの號にして、檜山館の一號也といふ、秋田縣史も亦上國と檜山とを同視す、皆信し難し。



安東家系圖 秋田家系圖・下國系圖・新羅之記録藩翰譜等による

賴時 初賴良。  
安東太郎

良宗 安東太郎。  
早世。

貞任 厨川次郎。

宗任 鳥海彌三郎。

千代壽丸 或は千代童子と云ふ。十三歳にて戦死。

女子

高 星 三歳の時津輕に逃れ、後藤崎城主となる。

堯恒 安東太郎。

此他數名の同胞あり。

此間五十餘年不詳 貞秀 安東太郎。堯秀 安東五郎。平義時の代官となり東夷を守護し津輕に住す。

此間七十餘年不詳 愛秀 安東太郎。此時より十三年に住すと云ふ。堯勢 安東太郎。

貞季 安東太郎。  
能季 安東太郎。

盛季 下國安東太郎。應永二十一年二月歿。(海軍) 庶季 或は鹿季、或は廉季。西關安東二郎。

豐國 横木安東三郎。

道貞 潮湯安東四郎。文安二年十月歿。

家季 矢澤安東五郎。

教季 下國安東太郎(或云安東二郎)。文安三年歿。

康季 下國安東太郎。享德二年歿。

政季 下國安東太郎。義重の子にして、後を繼ぐ。

安東氏時代輿羽略圖





備考 政季以後の系圖は、第六章、安東氏と蠟崎氏との關係の部に載す。

## 第四章 安東氏の北渡及び諸館主

### 〔一〕安東盛季蝦夷嶋に入る

安東氏の  
治所

安東氏津輕に在りて蝦夷を管領すること約二百年、其初め蓋し藤崎に治したりしが、愛季の時十三湊に移り、盛季に至るまで四代の間此に住したりといふ。

十三湊の  
繁昌

十三湊は十三瀉の海に注ぐ處に在り、當時津輕の産物も、蝦夷嶋の産物も、此に集りたれば、諸國の船此に來りて交易し、頗る繁昌したるものゝ如し。十三往來とは此湊の妙見堂山王坊の作と稱す、蓋し當時の景況を述べたるものにして、固より誇大を免れずと雖も、西は滄海漫々、而夷舶京船群集、並艦先調、舳成市と云ふが如き、以て其景況を想像すべし。

安東氏の  
北渡

安東氏の東に南部氏あり、安東南部の二氏は、南北朝以來屢相争ひしが、安東氏は遂に敗れて、其根據を覆へされ、蝦夷嶋に竄入せり。滿濟●准后日記に據れば、足利幕府は二氏に諭して和解せしめしかども、南部氏之を聽かざりしかば、永享四



年(二四三三)十月諸將に命じて、二氏の事を議せしめしに、皆再び旨を諭すべきを言へりと云ふ。

滿濟准后日記

十月二十一日(○永享四年) 雨。

今日於小松谷被仰條々事。奥の下國與南部

弓矢事に付て、下國弓矢に取負、五ぞが島へ没落云々。仍和睦事、連々中間、先度被仰遣候處、南部不

承引申也。重可被仰遣條、可爲何標、各意見可申入、旨、島山山名赤松に可相尋云々。仍三人に相

尋處、島山重可申入云々、山名赤松は重可被仰遣條、尤宜存云々。

又新羅之記録に據れば、永享十二年(二四四〇)南部義政、安東盛季の女を娶り、十三湊に行きて盛季に對面す、途次津輕の絶勝の地なるを見て之に垂涎し、謀を以て安東氏の君臣を離間し、遂に家老以下勇士數十人を殺さしめ、嘉吉二年(二四四三)秋、攻めて十三湊を破り、津輕を攻略せり。盛季他城に據り防戦すと雖も終に力盡き、同三年十二月十日小泊の柴館を去りて蝦夷嶋に入れり。安東氏の臣民其跡を慕ひ移住するもの少なからずと云ふ。以上の二書、安東氏没落の年代を異にすと雖も、滿濟准后日記は、當時の物なれば之に據るを可とすべし。又津輕一統志の深沙大權現社修補の記事中に、教季の長子退散後、從南部七十五年、文龜二壬戌(二五〇三)迄、當領輕合云とあるに由り、其年代を逆算するときは、教季の津輕を退

安東氏臣民の移住

安東氏北渡の年代

さしは滿濟准后日記に記す所に近し、即ち安東氏の北渡は、應永の末年より永享三、四年に至る數年の間に在りと推定して誤なかるべし。

北渡せし人に關しては、新羅之記録には之を下國盛季と爲すと雖も、蝦夷志料は教季なるべしと云へり。盖し秋田家系圖に盛季の死去を應永二十一年二月と爲すに由るならん。然れども該系圖は正確ならず松前年代記には文安元年盛季卒すと記す且つ津輕一統志附卷に、仙北秋田津輕を掛て、郡司安攝使大納言此官名は信盛季卿を下國殿と申也。南部様と被成御戰、仙北秋田津輕無殘所、南部へ御切株とあれば、下國安東氏が所領を失ひしは、盛季の時にして、北渡せしも亦此人ならん。教季は父と共に北渡せしか、他に退去せしか明かならず。而して其敵手は南部守行永享九年にして、其子義政永享十二年と共に津輕を攻略したるならん。

北渡せしは盛季ならん

津輕の恢復成らず

安東氏は蝦夷嶋に竄入せる後、津輕を恢復せんと計りしかども、遂に成らざりき。盛季の次子安東太郎一説安東二郎康季、文安三年(二四四六)津輕に渡り、外根城に據りしが病んで歿せり。康季の子安東太郎義季も亦寶徳三年(二四五二)津輕松館の人を糾合して鼻和郡大浦郷に據りしが、享徳二年(二四五三)南部氏に攻められて敗死



し、安東氏の宗家斷絶し、支族政季其後を承けたり。

〔二〕 安東政季蝦夷嶋に入る

安東政季

安東政季は、盛季の弟安東四郎道貞の子潮瀉四郎重季の嫡男なり。十三湊滅びし時、弱冠にして捕はれて南部に在りしが、享徳三年（四五四）武田若狭守信廣、相原周防守政胤、河野加賀右衛門賀守政通等密に計りて政季を擁し、大畑より航して蝦夷嶋に入れり。

新羅之記録

伊駒政季朝臣者、十三之湊盛季之舍弟安東四郎道貞之息男潮瀉四郎重季之嫡男也。十三之湊破滅之節、若冠而被生虜、隸部之八戸、而改名號安東太政季、知行田名部、繼家督、而蝦夷武田若狭守信廣朝臣、相原周防守政胤、河野加賀右衛門尉越智政通、以計略、享徳三年八月二十八日、從大畑出船、渡、狄之島也。

愚意三心雜言集 御先祖の信廣卿は、若州より下野の足利に入りて、夫より南部の蠣崎といふ所に暫く居住し給ひ、寶徳三年に家君の下國政季殿を守護して此嶋に渡り給ふ。

南部氏は政季を擒へたる後、之を優遇せしものゝ如し、蓋し津輕の民を懐柔せんが爲めなるべし。秋田系圖兩家辨には、盛季の北渡を記せず。連綿として十三湊に居り、康季義季を経て政季に至り、南部氏の女を娶りしが、南部氏其國を取ら

んとして之を襲ひ、政季敗れて秋田に走ると爲す。同書に盛季及び政季の北渡を記せざるは誤なりと雖も、南部氏が女を以て政季に嫁せしと云ふは事實ならんも知るべからず。政季の北渡は蓋し機を見て其羈絆を脱せしならん。或は竊に恢復を謀り、事露れて逃竄せしならん。

〔三〕 蠣崎氏の竄入

蠣崎藏人

安東政季の竄入せし頃、田名部の蠣崎氏も亦戰敗れて蝦夷嶋に逃竄せり。是より先、南部義政の第五子横田五郎長行、田名部の蠣崎に居る、其子藏人資性勇武にして亂を作し、近傍を掠略せしかば、八戸の工藤河内守政經之を討ち、藏人敗れて逃れたり。或は云ふ、藏人獵を好む、康正元年熊を逐ひ、工藤氏の境に入りて之を獲たるより、忽ち葛藤を生じ、工藤政經と相攻撃せしが、藏人敗れて松前に渡り、子孫繁延し、蠣崎を以て氏とすと。其事八戸南部系圖、公國史及び南部史要等に見え、皆康正年間之事とす。

八戸南部系圖

康正中田名部邑主蠣崎藏人作亂、掠略近傍、政經以事奏于朝廷、發兵伐之。三年二月先鋒三上筑前富安頼家豐後行末西部民部行重、發八戸港航赴田名部上陸、即日攻破陷之、藏人



逃匿、遂留新田盛政守城而還。

公國史 藏人性勇武にして常に獵を好む。康正元年其從臣を率ゐて獵す、大熊を見て、追ひて八戸工藤氏の界に之を獲たり。境民藏人を罵て曰、人の界に入て獲る物は盜賊に同じ其熊を持返ること勿れと、藏人が曰、然り人の地に入て獲たれば其肉を分つべしと。又嘗て曰、公の力に獲といへども、此地にある物は此地の物なり、公何ぞ強つといはん、此所に置去るべしと。藏人大に怒りて其民を打擲す。工藤政經是を聞て大に怒り、兵を興して蠣崎を攻む、藏人逆討て、しばく是を破る。是に於て政經天子に奏し、其國を舉て藏人を攻む、藏人王命を拒まんことを恐れ、康正二年船に乗りて、終に松前に出發す。

備考 東北太平記には、細密に藏人の事を記すと雖も、虛妄信ずるに足らざるを以て採らず。  
(引用圖書目解題參照)

蠣崎氏北渡の年代

蠣崎氏の北渡を康正年間とするときは、安東政季の北渡より後ること數年なり。然れども其年代必ずしも信ずべからず、茲に三個の疑問あり。(一)政季の北渡以前に、蠣崎修理太夫季繁と云ふ者ありて、上國今の檜山郡上國村に據りしことは諸書に記す。此季繁を以て、藏人若くは其一族とせば、蠣崎氏の竄入は政季以前にあり。(二)蠣崎氏の竄入は、政季と同時にあらざるか、藏人政季皆南部氏を敵として起るを以て、相謀りて事を共にするを利とす、後政季は其女を以て季繁に嫁し、政季

を奉して北渡せし武田信廣は、季繁の養嗣子となれり、以て安東、蠣崎二氏の關係深きを知るべし。(三)前に述べし如く、蠣崎氏は安東氏よりも後れて北渡せしか、此説は前二者に比すれば、其論據薄弱なるに似たり。

(四) 諸館主

和人の住地

安東氏竄入當時に於ける本道和人の狀況を察するに、既に東は鶴川に及び西は余市に至ると雖も、其根據は、東は汐首岬邊シノケより西は厚澤部川邊アサハに至る海岸數十里の地にして、其間には又蝦夷部落ありて、雜居の狀を爲せしもの、如し。而して和人中の豪族所在小砦を構へて之に據り、附近の人民を管して以て安東氏に隸屬せり、此小砦を館と稱す。安東氏蠣崎氏の竄入するに及び、其數は増加して十餘となり、和人の勢力頗る増大せり。康正二年蝦夷亂發生の時第五章參照に於ける館の所在地及び館主は左の如し別卷附錄地圖に館址數個を載す、參照すべし。

館主	館名	所在	地 <small>現今の地名</small>	館主
志濃里 <small>シノリ</small> 館	龜田郡錢龜澤村	字志苔		小林太郎左衛門尉良景
箱館	函館區函館山	の麓		河野加賀右衛門尉政通



- |      |            |                                 |
|------|------------|---------------------------------|
| 茂別館  | 上磯郡茂別村字茂邊地 | 下國安東八郎式部大輔家政                    |
| 中野館  | 同郡木古内村字中野  | 佐藤三郎左衛門尉季則                      |
| 脇本館  | 同郡知内村字脇本   | 南條治部少輔季繼                        |
| 穩内館  | 松前郡吉岡村字吉岡  | 蔣土 <small>或は蔭植に作る</small> 甲斐守季直 |
| 草部館  | 同郡福山町字及部   | 今泉刑部少輔季友                        |
| 大館   | 同郡福山町      | 下國山城守定季                         |
| 福保田館 | 同郡根部田村字近藤  | 相原周防守政胤                         |
| 原口館  | 同郡原口村      | 近藤四郎右衛門尉季常                      |
| 比石館  | 檜山郡石崎村     | 岡部六郎左衛門尉季澄                      |
| 花澤館  | 同郡上國村字花見臺  | 厚谷左近將監重政                        |
|      |            | 蠣崎武田若狹守信廣                       |
|      |            | 蠣崎修理大夫季繁                        |

備考 以上は新羅之記録福山秘府福山舊事記等に據る。但し福山舊事記の一書に、厚澤邊館(○檜山郡厚澤部村字館村の内北畠の末孫江口權頭顯輝とあれども、是れ蓋し後世何人か書加へしものなるべし)故に採らず。

諸館主の來歴

諸館主の來歴を尋ぬるに、下國家政は政季の弟なり。下國定季は松前下國氏

小林良景  
武田信廣  
河野政通  
蠣崎季繁  
原谷重政



諸館の位置

系圖に「一説に安東康季の子とあれども明かならず。小林良景は、蝦夷地實地檢考錄に據れば、其祖先は上野國に住し、良景の祖父次郎重弘の時に至り蝦夷嶋に渡りしといふ。相原武田河野の諸氏は、前に記せし如く、安東政季に従ひ來りたるものにして、武田信廣は若狹武田氏の嫡統なり後章に詳記す河野政通は伊豫の河野氏の後裔にて、加賀國に住し、後流浪したるものなりと云ふ。蠣崎季繁は松前家の記録に據れば、若狹武田氏の親族なりしが、罪ありて蝦夷嶋に渡りしと云ふと雖も、前に記せし如く或は南部の蠣崎氏なるやも知るべからず。厚谷重政は若狹國武田氏の重臣にして、厚谷の



城に在りしが、故ありて流浪し來りたりといふ。其他の館主の來歴は詳ならず。

〔五〕安東氏出羽の檜山に治す

政季出羽に赴く

安東政季は蝦夷島に在ること僅に二年、康正二年湊安東氏の招きによりて出羽に赴きぬ。此時下國東部をいふを弟家政に託し、河野政通をして之を輔けしめ、松前を一族定季に託し、相原政胤をして之を輔けしめ、上國西部をいふを武田信廣に託し、女婿蠣崎季繁をして之を輔けしめたり。或は云ふ上國は季繁之を守り、信廣之を輔けたりと。斯くて政季は出羽の小鹿島カシノに至り、湊家の援けを得、河北郡を取りて之を鎮せり。時に高瀬横木平内大高神成薦槌、矢澤等の諸臣之に屬せり。政季津輕を恢復せんとして成らず、長享二年八月叛者ありし爲め、河北糠野城に自害し、其子忠季繼ぎぬ。忠季の時葛西出羽守秀清没落して、明應四年二四五より河北千町を領し、檜山郷ヒノヤマに堀内城を構へて此に居れり。因て檜山の屋形と稱し、或は下國高家カウケと稱す。後尋季、舜季、愛季相繼ぎて檜山に在り。愛季の時湊家を併合し、子實季の時に至るまで代々蝦夷嶋を領せり本編第六章參照

檜山の屋形

備考

檜山安東氏の事は、新羅之記録に記する所最も明瞭なり。奥羽永慶軍記には、義祖兼季

康永の初め、足利尊氏より秋田比内三郡を賜はりて、實季迄二百餘年間檜山に住居すとなし、諸書多く之を引用す。安東氏が足利氏より出羽の一部を賜はりしと云ふことは、今眞偽を判定し難しと雖も、康永の初めより檜山に住居すといふは誤なり。

第五章 蝦夷の叛亂・蠣崎氏の興起

〔一〕蝦夷亂の發生及び武田信廣の功績

和人と蝦夷の關係

安東氏が蝦夷嶋に竄入せし後、幾くもなく蝦夷の大亂起れり。蓋し安東氏の蝦夷に對する政策は、努めて之を懐柔して、無事を欲したるものゝ如く、在嶋の和人も亦其初めは少數にして勢力乏しければ、蝦夷の意に戻らざらんことを務めたりしならん。然るに安東氏等竄入の後、其臣民の來住するもの少なからざりしかば、和人は勢力を得て自ら蝦夷を凌辱し、蝦夷も亦和人に對して猜忌の念を懷き、遂に衝突するに至りしならん。

夷亂發生の動機

康正二年二四五春、蝦夷志シ、苔リの鍛冶屋村に來り、冶工に囑して小刀コナガを作らしめしが、刀成りて後、其利鈍・價値の高下に就きて相争ひ、終に冶工は怒りて、其刀を以て夷を刺殺せり。是によりて蝦夷蜂起し、終に大亂となれり。時に和人は、東は



諸館陥落

鵠川より西は余市に至るの間に在りしが、多くは蝦夷の爲めに襲殺せられ、其免れし者は松前・上國等を集れり。翌長祿元年（四五七）五月東部の酋長コシヤマイン大舉來寇し、先づ志濃里館及び箱館を攻めて之を陥れ、尋で中野脇本・穩内・草部大館・彌保田・原口・比石の諸館を陥る。茂別花澤の二館固く守りて屈せず。是に於て諸館主會議し、兵を合せて東に發し、六月二十日大に七重濱に戦ひしが、衆寡敵せず、殆ど敗れんとせり。會、武田信廣射てコシヤマイン父子を殺し、從夷數人を斬りしかば、我が兵勢を得て奮撃大に勝ち、遂に諸館を恢復するを得たり。

信廣の奮戦

茂別の下國家政中野路ナカノチ國ナカノチ木古内より上の險を経て花澤館に至り、武田信廣・蠣崎季繁に會し、菊一文字の刀を信廣に授けて其功を賞す。季繁も亦來國俊の太刀を信廣に授く、信廣乃ち若狭より携へ來りし助包の太刀を獻じて之を謝せり。季繁嗣子なし、政季の女を養ひて子と爲し、信廣に妻はして家を繼がしむ。

蝦夷亂の起りし後、殆ど百年の間、夷情穩かならず、數次入寇して和人を苦めたり、其狀況は之を後節に説かん。當時蝦夷の狀況を察するに、和人と戦ひしは、其住居地に近き蝦夷にして、本道全部の蝦夷にあらず、然かも其勢猖獗にして、和人



武田信廣畫像（縦二尺二寸横一尺一寸七分）

東京府松前子爵所藏



は殆ど大敗せんとせり。是れ當時和人の數尙ほ少なきに因ると雖も、亦以て蝦夷の甚だ強暴なりしを察するに足るべし。

### 〔二〕 武田蠣崎氏の家系

武田蠣崎  
の家系

武田氏初め蠣崎氏を冒せり、後更に松前と改む。家系を按ずるに、其先は新羅三郎源義光より出づ。義光の曾孫信義始めて武田を氏とす。信義十一世の孫信繁、元中四年北朝嘉慶元年（三三七）若狹を領す。三子あり、信榮、信賢、國信と曰ふ。兄弟相繼ぎて守護の職に居る。初め信賢子無きを以て、弟國信を養ひて嗣とせしが、既にして信賢、信廣を生み、國信をして之を養ひて嗣とせしむ。信廣稟性豪勇、能く

武田信廣

強弓を引き、材武に誇りて、兇暴の行ありしかば、信賢、國信之を忌み、遂に家を國信の子信親に傳へ、信廣に迫りて自盡せしめんとす。重臣數名之を哀惜し、信廣をして難を遁れしむ。是に於て家臣佐々木三郎兵衛尉繁綱、土藤九郎左衛門尉祐長外三名を従へ、夜潜に出奔せり。時に寶徳三年（四五二）三月二十八日にして、信廣年二十一なり。信廣關東に赴き、足利に居り、享徳元年（四五三）陸奥の田名部に至り、蠣崎に寓す。同年八月安東政季に従ひて蝦夷嶋に渡り、上國花澤に居りし



洲崎館

が、長祿元年蝦夷入寇の際、拔群の技倆を顯はし、遂に蠣崎季繁の家を繼ぎ、新館を天川の北に築きて之に居る、之を洲崎館と稱し、川を隔て、花澤館と相對す。信廣既に大功を建て、嶄然頭角を露はすと雖も、尙ほ一館主を以て明應三年（四九五）五月歿せり、年六十四。

福山祕府  
松前家記  
の潤飾

備考 此條は専ら新羅之記録に據る。福山祕府年歴部に、信廣蝦夷を破りし後、會親族而略行、建國之大禮云、と記したるは、松前家の爲めに潤飾したるものなり。○松前家記に、信廣を城西の山上に葬る、乃ち其山を夷王山と號く、後世誤りて夷を醫に作る、とあるは附會の説なり。此山は舊と藥師を祀りしを以て、醫王山と名づけしなり。信廣の墓は今明かならず。

信廣に關  
する異説

武田信廣の身分に關しては、尙ほ二説あり。信廣は賤民にして、若狹より蝦夷嶋に渡り、蠣崎季繁の女に通じ、遂に入婿したるものとするは其一にして、從來俗間に傳はれる説なり。又信廣は南部氏の一族なりしが、宗家に背きて北渡せしにより、其實を言ふを嫌ひ、偽りて若狹武田氏の嫡統と稱すとすは其二にして、南部氏が武田家より出てしと、信廣が南部より北渡せしとより、想像して立てたる説なり。今附記して以て參考に供す。

英傑相繼

信廣の子光廣家を嗣ぎ、永正十五年七月歿しぬ、年六十三。光廣二男あり、長男

松前家の  
基礎

義廣家を嗣ぐ、膂力絶倫能く三人張の弓を引く。天文十四年八月歿しぬ、年六十七。次男高廣泊館主たり。義廣の子季廣智略人に勝る、十三男十四女ありて其家繁昌せり、天正十年退隱し、文祿四年四月歿しぬ、年八十九。其子慶廣家を嗣ぐ、亦英邁なり、安東氏の羈絆を脱して獨立せしは、此人の時に在り。信廣より五代の間は英傑相繼ぎ、且つ何れも六十歳以上の壽を保ちたり。松前家の基礎は實に此五代の間に築かれたるなり。

〔三〕 蠣崎氏諸館主を統一す

大館下國  
家の滅亡

上國の蠣崎氏と鼎立して勢望ありしは、大館茂別の二館主なり。此二館主は皆安東氏の一族なりと雖も、一は滅亡し、一は衰微して、蠣崎氏獨り盛なりき。大館の下國氏は、定季歿して其子恒季嗣ぎ、暴戾にして屢、無辜を殺せしかば、家臣等危懼し、密に之を宗家檜山の安東氏に訴へたり。檜山の安東氏即ち兵を遣はし、明應五年十一月二十六日恒季に迫りて自盡せしめ、相原彦三郎季胤の政胤をして大館を守り、村上三河守政義をして之を補佐せしめたり。又茂別の下國氏は、文龜元年（五〇二）六月或は明德四年夏、家政歿し、孫安東入郎師季家を嗣ぐ。其後師季蝦夷の

茂別下國  
家の衰微



攻むる所と爲り、敗れて松前に遁れ、薙髮して清觀と號す。子式部重季不徳の行爲あるを以て、清觀又松前を避け、西部瀬田マナイ内今ノ瀬ノに住して其地に歿し、子孫終に蠣崎氏に臣屬せり。下國の二家斯の如し。而して其他の諸館主も亦前後相踵ぎて滅亡せり。

河野小林  
二氏の滅  
亡

相原氏の  
滅亡

永正九年（一五二二）四月十六日蝦夷來り侵し、箱館志苔與倉前ヨククラマ志苔志苔との間の三館を攻めて之を陥れ、箱館主河野彌次郎右衛門尉季通政通の子、志濃里館主小林彌太郎良定良景の子、與倉前館主小林小二郎季景二郎左衛門政景の子皆戰死せり。是より先き、箱館志苔皆繁榮の地なりしが、長祿永正二回の蝦夷亂を経て、全く破滅したり。永正十年六月大館に戰鬪ありて、相原季胤滅亡せり。舊記に據れば、或は蝦夷の侵寇と爲し、或は蠣崎光廣の攻撃と爲すと雖も、口碑は光廣の所爲といふに一致す。

新羅之記録

永正十年六月二十七日之早朝、夷狄發向來而攻落松前之大館、守護相原彦三郎季胤、又村上三河守政義令生害也。

福山舊事記

十戊年六月二十七日大館合戰、守護人相原彦三郎季胤、村上三河守政善自害、此節悉く滅ぶ。僧侶彌宜を殺す事敢しらず、法幢寺絶え、法源寺殘る。

蠣崎氏大  
館に移る

松前史略 永正十年癸酉六月二十七日、東西渡黨成擾亂、戰於大館、天野河宮内少輔光廣悉討之、彦三郎季胤、三河守政義自殺、僧彌宜皆戰死、寺社所廢、唯幸免之法源寺一字也。

蠣崎義廣  
蝦夷島を  
託せらる

永正十一年三月十三日蠣崎光廣、其子民部大輔義廣或は良廣といふと共に、小船百八十餘艘を將ゐて大館に移住し、其旨を檜山の安東尋季ヒロスエに申報すること二回に及びしが、兩使とも數月を経て還り來らず。時に浪士紺備後廣長と云ふものあり、常に眼を病みて明かならずと雖も、勇健にして辯舌に長ず。義廣之を檜山に遣はして陳述せしむ。是に於て尋季終に蝦夷嶋を義廣に託し、能く之を守護すべきことを命ぜり。因りて諸州より來る所の商船旅客に税を出さしめ、其過半を檜山に上れり、而して廣長を以て役取人役取と爲し、且つ門葉に準ぜしめて其功を賞せり。

秋田縣史  
の記事

和人を統  
一す

備考 秋田縣史に、永正中渡嶋は皆蠣崎義廣に略取せらる、下國の子孫離散、或は秋田の檜山、濤にあり、此に於て従前の上國（檜山）下國（濤）渡嶋の諸流、皆秋田の上國の地に退保し、嫡庶流派の混淆、尋釋し難しと記すと雖も、義廣は安東氏を離れて獨立せしにあらざり。又安東氏の諸流混淆尋ね難しといふも誤なり。

諸館主は、蝦夷の叛亂と、大館の合戦とによりて概ね滅亡し、殘存せる少數のもの



のは、蠣崎氏の下に從屬したれば、蝦夷嶋の和人は此處に全く統一せられ、蠣崎氏は檜山安東氏の代官として之を管轄せり。此統一の事は、蠣崎氏の勢力を増大し、遂に蝦夷鎮定の功を奏せしめたる原因にして、當時にありては頗る注目すべき一大事實なりとす。

〔四〕 蝦夷の鎮定

蝦夷の叛亂

康正二年、蝦夷亂の發生せし後、和人と蝦夷との交際は、圓滑ならずして、蝦夷屢に入寇せり。而して之を鎮定せしは、實に蠣崎氏の力に依るものとす。當時、蝦夷の勢強大にして、和人は之に抗すること能はず、乃ち佯り和して寶器を與へ、虚に乘じて掩撃せしこと、數回に及ぶ、亦以て其苦心を察すべし。今其蝦夷亂を年次によりて左に記せん。

文明三年（二四七二）蝦夷亂れたり。

永正九年（二五二二）蝦夷蜂起し、箱館志苔與倉前の三館を陥れしことは、既に前に記せり。

永正十二年、蝦夷蜂起し、徳山に迫れり。六月二十二日、蠣崎光廣佯り和し、夷酋

作和して  
蝦夷を殺す

庶野旬時兄弟及び從夷を館中に延き、豫め屏障をはづし、繩を以て之を聯ね、夷衆を其前に坐せしめ、酒酣にして寶物を出し、之を視しむるに、彼等寶物を弄して餘念なし。乃ち婦女をして衣を擣ちて、環甲の聲を攪らしめ、一刀繩を斷てば、屏障倒れて、夷衆之が爲めに壓せられぬ。光廣刀を揮ひて、夷酋を斬り、兵士掩撃して、從夷を塵にし、其屍を小館の東に埋めたり、之を蝦夷塚と稱す。

享祿元年（二五二六）五月二十三日、夜風雨烈し、蠣崎義廣自ら鍵を提げて、徳山館内を巡警せしに、蝦夷潛に來り、將に柵を踰えんとするに會ひ、突きて其甲を貫きしかば、餘衆退き去れり。是より此鍵を家寶と爲す。

享祿二年三月、西部の酋長タナサカシ亂を作せり。蠣崎義廣進んで上國の和喜館を守り、工藤九郎左衛門祐兼及び其弟祐致をして之を瀬田内に迎へ撃たしめしに、衆寡敵せず、祐兼戰死し、祐致逃れて熊石に至り、一巨石の下に匿れ、間を得て走り歸れり。二十六日、蝦夷和喜館を攻めんとす、義廣佯り和し、償ふに數多の寶器を以てし、之を館前坂路の平坦なる處に置き、誘ひて之を取らしむ、タナサカシ寶器を得て大に喜ぶを、義廣城樓より百餘間を隔て射て之を殺せり。餘衆駭



き逃れしも、會融雪に際し、天川大に漲りて濟るを得ず、狼狽して川上に奔るを、追撃して菱池に追入れ、之を塵にせり。

享祿四年五月二十五日夜雨ふる、蝦夷來りて徳山館を侵さんとし、密に小橋を渡るを、義廣其聲音を聞き、射て之を殺せり。

天文五年（五三六）六月西部の酋長タリコナ來寇せり。タリコナはタナサカシの女婿なり、屢其妻に勸められ、舅の仇を報ぜんを欲し、準備數年、是に至りて來り侵せり。二十三日義廣伴り和し、彼夫妻を館内に誘致し、酒を飲ましめ、其怠るを窺ひ之を斬殺せり。是より東西の諸部蠣崎氏の威風に偃せり。

す 蝦夷と和す  
天文十九年蠣崎季廣、蝦夷の愛重する寶器數多を準備し、之を與へて懼心を結び、蝦夷季廣を尊んでカムイトクイと稱す、カムイは神、トクイは得意なり。是に於て瀬田内のハシタインを、上國天川地方に置き、西夷の酋長とし、知内のチコモタインを東夷の酋長とし、蝦夷商船往來の制を定め、諸國より來れる商賈をして税を出さしめ、其内を分配して二酋に給せり、之を夷役といふ。又夷船の往來するもの、西は上國沖、東は知内沖を過ぐる時、必ず帆を卸して一禮せしむ。

夷役

是より華夷和親して域内靜謐なりき。

### 〔五〕 蠣崎氏の交際

蠣崎氏の  
家名揚る  
天文十二年（五四三）夏、蠣崎義廣、家臣を若狹に遣はし、武田信豊國信四世の孫に音信を通ぜしめ、同十七年夏季、廣又家臣を遣して信豊に聘問せしめ、爾後毎年書札を通ぜり、是によりて蠣崎氏の名、北越地方に知られたり。季廣又第三女を以て津輕北郡々司喜庭伊勢守秀信に嫁し、第六女を以て安東舜季キヨスズキの第三子茂季に嫁せり。永祿五年季廣第三子慶廣を津輕に遣はし、波岡顯慶に聘問せしむ、顯慶は北畠顯家の後裔にして、波岡御所と稱する名家なり、顯慶大に喜び、田舎郡潮瀉の野田玉川村を給して松前より渡るに便せしむ。是に於て蠣崎氏の家名漸く顯れたり。

### 〔六〕 上國の警備

蠣崎基廣  
光廣永正元年第二子二郎高廣を以て泊上國の北方約二里の館主と爲せり。同十一年光廣の大館に移れる後は、高廣上國を守り、之を其子太郎基廣に傳へぬ。季廣の時に至り、基廣不軌を圖り、宗家を奪はんと欲し、季廣が歸依する賢藏坊と云ふ者を誘ひ、季廣を呪詛せしむと雖も效なし。天文十七年三月季廣の上國に行くを機



とし、賢藏坊をして之を撃たしめしに、賢藏坊心を翻して之を季廣に告げたり。季廣乃ち長門藤六廣益を遣はして、基廣を誅せしめ、南條越中廣繼脇本館主季廣の嫡孫をして上國を守らしめたり。廣繼の妻は季廣の長女なりと雖も、其身婦女にして家を繼ぐ能はざるを憤り、終に不軌を圖り、父季廣の近臣を誘ひ、毒を弟舜廣季廣の長男に與ふ。是によりて二弟病み、陰謀發覺し、廣繼夫妻自殺せり。此後慶廣の時、酒井七助をして上國を守らしめたるを見れば、慶長の頃迄は、尙ほ此地に守備を置きたるを知るべし。

備考 松前藩士尼山氏系圖に曰く、下野の小山若丸朝氏の弟小山悪四郎隆政、嘉吉三年來りて上國花見岱に據る。享徳三年武田信廣若狭より來りて、夷民を綏撫し、隆政の驍勇を忌み、長祿三年隆政の義弟長門藤六廣益を誘ひ、隆政を殺さしむと。此事疑ふべし。或は長門藤六が基廣を討ちたる事に附會して説を立てたるにあらざるか、後考を俟つ。

### 第六章 安東氏と蠣崎氏との關係

#### (一) 下國湊、蠣崎三家の略系

安東氏と蠣崎氏との關係を述ぶるに先ち、下國湊の兩安東氏及び蠣崎氏の系

圖を掲げて以て對照に便す。但し秋田家系圖、松前家系圖其他諸書に據りて調製す。

三家の對照

<p>盛季 本編第三章の系圖に記す。</p> <p>教季 同上</p> <p>康季 同上</p> <p>義季 同上</p> <p>政季 下國安東太郎。長享二年八月死。</p> <p>家政 安東八郎式部太輔。茂別館主。</p> <p>忠季 下國安東太郎。拾山に治す。永正八年七月死。</p> <p>尋季 下國安東太郎。天文十六年二月死(或云天文三年四月)</p> <p>棟季 下國安東太郎。</p>		<p>下國安東氏</p> <p>庶季 本編第三章の系圖に記す。</p> <p>成季 湊安東太郎。文安二年四月死。</p> <p>惟季 湊安東太郎。寛正三年八月死。新羅之記録には庶季の嫡孫を堯季とす。</p> <p>照季 或昭季。湊安東太郎。延徳二年五月死。</p> <p>宗季 湊安東太郎。永正十一年七月死。</p> <p>宣宗 湊安東太郎。天文二年九月死。</p> <p>定季 湊安東太郎。天文二十年九月死。</p> <p>友季 湊安東太郎。天文十三年六月父に先ち死。</p>		<p>武田蠣崎氏</p> <p>松前家の始祖武田信廣、長祿元年蠣崎季繁の女(實は下國政季の女)と婚し、其家を相繼す。爾後百四十餘年間、蠣崎を以て氏とし、慶長四年慶廣の時松前と改む。</p> <p>信廣 私稱若狭守。明應三年五月死。</p> <p>光廣 私稱宮内少輔。後若狭守。永正十五年七月死。</p> <p>義廣 私稱民部大輔。後若狭守。天文十四年八月死。</p> <p>高廣 蠣崎二郎。泊館主。大永元年三月死。</p> <p>基廣 蠣崎太郎。天文十七年謀叛して殺さる。</p>	
--	--	---	--	--	--



舜季 下國安東太郎或云安東二郎。天文十九年松前に來る。同二十三年八月死。

愛季 下國安東太郎。湊家を合せて統一す。

春季 安東二郎。湊家の嗣子となり早世。

茂季 安東九郎。湊家の嗣女なり。は蠣崎季廣の

茂季 下國家より入りて相續せしが騷亂により退隱す。

堯季 或高季或道季。湊安東九郎。備考を見よ。

政季 秋田家系圖は孫十郎は秋季とし新羅之記録正秋季とす。金左衛門尉正

實季 湊安東太郎、秋田城介。慶長七年常陸國穴戸に移る。

備考 新羅之記録に、庶季の嫡孫堯季あり秋田家系圖に茂季の母の父堯季あり並に後考を諉つ。○尋季の死去を秋田家系圖には天文三年と爲すと雖も、新羅之記録に據れば尋季は天文十年生存す、今下國伊駒安倍姓家譜に據りて天文十六年とす。○秋田家系圖湊家の部には友季の次に堯季を載せて舊記云鹿季九代後胤と記し但し藩翰譜には堯季を載せず。新羅之記録には友季の死後湊家を嗣ぎし茂季の嫡男を湊東九郎高季○高堯同訓と爲す、即ち堯季は高季と同人にあらざるか。又秋田家系圖下國家の部には茂季の嫡男を道季と爲す。

季廣 私解若狹守。文祿四年五月死。

舜廣 姉(南條廣繼の妻)に毒害せらるると云ふ。

元廣 同上。

慶廣 志摩守伊豆守。天正十年家督。元和二年十月死。

隨良 僧となる。

正廣 蠣崎右衛門太夫。天正十四年仙北高寺の陣中に病死す。

長廣 蠣崎玄蓐。家臣となる。

定廣 蠣崎但馬。家臣となる。

包廣 蠣崎與三郎。家臣となる。

吉廣 蠣崎作左衛門。家臣となる。

仲廣 蠣崎助五郎。天正九年秋田の鹿角に戦死。

守廣 蠣崎庄左衛門。家臣となる。

し、新羅之記録の高季に當る。淺野文書にも亦湊九郎通季○道通同訓あり、高季後に道季と改めしにや。○奥羽永慶軍記には愛季の弟友親の子秋田九郎友季、湊に據り、實季に叛きて相戦ふと爲す。友親は茂季に友季は、堯季に當る。

員廣 蠣崎主水。家臣となる。

貞廣 蠣崎右衛門。兄正廣なる。跡を繼ぎて家臣となる。

備考 女子は總て略す。

〔三〕 蠣崎氏に對する安東氏

蠣崎氏は諸館主を統一せし後、檜山安東氏の代官として、蝦夷嶋の事に當りしが、安東氏は之に一任して、多く干渉せざりしものゝ如し。殊に蠣崎氏が多年蝦夷に對抗し、遂に之を鎮定したるは、一大功績なりと雖も、之に關して安東氏が蠣崎氏に援助を與へたる形跡は、毫も認むること能はず。檜山安東氏が松前に至りしは、唯天文十九年六月舜季が視察せし一回に止まる、之を東公の「島渡」と云ふ。此時舜季は第三子茂季の爲めに、蠣崎季廣の第六女を娶りしが、茂季は湊家の養嗣子たる人なれば、蠣崎氏の爲めには名譽の結婚たりき。

備考 大日本地名辭書續篇の上國館趾の按に、舜廣○舜季の誤の渡航を以て、上國檜山氏其本邑を失ひ、渡海して身を保ちしと見えたりと云ひ、又年々記に記する所を引きて、舜廣は洲崎もしくは江指の館にありと云へり。誤謬も亦甚しといふべし。



〔三〕 安東氏に對する蠣崎氏

安東氏への忠勤

蠣崎氏が租税の幾分を檜山に上りしことは、既に前に記したるが、又歳時檜山に伺候し、事ある時は徵發に應じて其役に從ふ等、能く安東氏の爲めに力を盡せり。其例を擧ぐれば、天文十五年（一五四六）春、出羽國河北郡深浦森山今西津輕郡に屬すの館主飛驒季定、安東氏に叛きしかば、安東尋季父子兵を率ゐて之を討ち、蠣崎季廣をして搦手を攻めしむ。季廣乃ち津輕の小泊に渡り、森山に著せり。館内水乏しけれども、敵を欺かんが爲め、水桶を擔ひて出入せしむ。季廣遙に射て擔夫を殺し、館遂に陥りたり。天正九年（一五八二）季廣の第十子助五郎仲廣、安東愛季に從ひ、秋田の鹿角に戦ひ、敵三騎を殺して死せり。同十一年、安東愛季、比内郡司淺利左衛門尉義正と和し、三月、義正、檜山に來る。愛季之を饗し、酒を行ふものをして、義正を撃たしめしに、義正屈せず。慶廣偶、檜山に赴き、義正の次室にあり、義正躍り出て、慶廣を見て之を撃つ。慶廣受け留めて、義正の左股を切り、遂に之を殺せり。愛季之を賞し、馬飼所として、河北郡田子村を賜へり。同十四年、季廣の第五子右衛門太夫正廣、愛季に從ひ、仙北高寺の陣にあり、病みて歿せり。同二十三年、安東舜季の歿

せし時、季廣之を悼みて剃髮せり。

〔四〕 下國・湊兩家の合併

秋田家系圖に據れば、湊・安東家の祖庶季七代の孫を定季と云ふ。定季の子友季、天文十三年父に先ちて歿せり。時に檜山の下國・安東舜季三子あり、第一子を安東太郎愛季チカズ、第二子を安東二郎春季、第三子を安東九郎茂季といふ。乃ち春季を以て湊家の嗣子と爲す。春季早世せしかば、更に茂季を以て嗣子と爲す。湊の臣豊島休心、下剗右京川尻中務等服せず、叛きて茂季を攻めしが、愛季兵を遣はし、撃ちて叛徒を破れり。茂季既に難を免れ、退きて豊島館に居る。愛季遂に自ら湊城主となり、檜山・湊の二家を并せ領すと云ふ。又新羅之記録によれば、天正六年、愛季、茂季の嫡男東九郎高季秋田家系圖には、鹿季九代の後孫、堯季と記し、又茂季の長を豊島男を道季と記し、別人の如しと雖も、恐らくは同人ならんに移して、湊を奪ふ。天正十五年、愛季卒し、長子實季家を嗣ぐ。同十六年、高季、仙北の戸澤九郎等を頼み、兵を起して、湊を取る。實季年甫めて十三、檜山に據り、由利の赤宇曾治部少輔の援を得て奮戦し、遂に高季を破り、高季、仙北に走れり。會、蠣崎慶廣南上し、遂に變を聞きしが、舊に依りて、檜山に至れり。高季は慶廣の從

兩家統一



弟なるに、之を棄て、檜山に至りしは、從來檜山安東氏に従屬せしを以て、義を重じたるなりと云ふ。安東・湊二家の合併には、種々の事情ありしならん、今其詳を知るに由なし。

備考 奥羽永慶軍記に據れば、湊の城主秋田九郎友季は、故城介の舍弟友親が子にして、幼にして父を失ひたれば、叔父男鹿涌本の城主五郎脩季之が後見を爲す。脩季友季に勤めて謀叛せしむ、實季數回之を攻め、終に湊を取ると云ふ。此友親は蓋し秋田家系圖及び新羅之記録の茂季に當り、友季は秋田家系圖の茂季及び道季、新羅之記録の高季に當る。奥羽永慶軍記の記事は信を措き難しと雖も、茲に附記して參考に供す。

### 〔五〕安東氏蝦夷嶋を失ふ

蠣崎氏獨立す

實季家督を相續して後僅に四年、天正十八年豊臣秀吉、小田原を征して北條氏を滅し、前田利家等を遣はし、奥羽の地を検し、諸侯を促して京師に朝せしむ。冬實季上京せり。此時蠣崎慶廣も亦上京して豊臣秀吉に謁し、遂に蝦夷嶋主の待遇を受けたり。是に於て檜山の安東氏終に蝦夷嶋を失へり。蓋し實季は十五六歳の青年なるに、慶廣は四十餘歳の老功者なりしかば、巧に前田利家等に結び、秀吉に資縁して此成功ありしならん。然れども蝦夷嶋の事は、多年蠣崎氏の管

實季の轉封

する所にして、安東氏は唯領主の名を保てるに過ぎず、殊に愛季實季の頃は出羽の地大に亂れ、又蝦夷嶋を顧る暇なかりしかば、蠣崎氏の獨立は、名實を正したるに過ぎざるなり。第三編第一章參照津輕爲信が南部氏に背きて獨立したる事を合せ考ふるときは、蠣崎氏の獨立が、當然の勢なりしを知るに足らん。實季は慶長七年(一六〇三)常陸國茨城郡に轉封せられ、兵戸に移り五萬石を領せり。同十年九月秋田城介に任じ、氏を秋田と改め、寛永十年伊勢國朝熊に蟄居せり。其子秋田安東太郎俊季、正保二年七月陸奥國田村郡三春に轉封せられ、新に五千石を加へて五萬五千石を食めり。

## 第七章 産業及び交通

### 〔一〕産物

産業 安東氏時代に於ける産業の状態は明かならずと雖も、和人は主として漁業を力め、其獲る所を以て他邦の産物と交易したるを察すべく、殊に昆布・鯨・鮭等は其主なるものなりしならん。庭訓往來元弘四年の著といふに宇賀昆布を載す、宇賀は今の渡



鷹

鷲羽及び  
獸皮

嶋國龜田郡鏡龜澤村ウシカ川の地にして昆布を産すること多し、後に志苔昆布と稱して世に知られたるは、此地方より産するものなり。鷹も亦産物の一たりしことは、蠣崎慶廣上京の際、秀吉に鷹を獻じ、更に秀吉より之を獻すべき命を受けしによりて知るべし。又和人は蝦夷と交易し、其得る所を以て更に他國の商賈と交易したるならん。而して蝦夷の産物は、獸皮鷲羽干魚等種々ありしならん。蠣崎季廣の時、奥地の蝦夷、八幡の符ある鷲の眞羽を持來りたれば、季廣之を得て、紀伊國熊野山に納めしことあり。又渡島の獸皮が京師に貴ばれしことは、延暦二十一年の太政官符第一編第六章參照に見え、降りて新羅之記録に、季廣の時、夷地より純白の臘虎皮を出だし、又元和元年メナシ東隅メナシにして東方の義の夷船數十艘松前に來り、酋長ニシラケアイヌが持參せし臘虎皮數十枚の内に、長七尺許、肩幅三尺八寸餘、毛の長さ背通り一寸二三分、腹部一寸六七分の珍品ありしことを記せり。

〔三〕 交通及び商港

交通の大  
要

和人の住居地を中心として、其交通區域を見るに、本洲に在りては、奥羽地方より北陸道に及び、越前の敦賀、若狭の小濱の二港によりて、京畿地方と交通せり。

小濱との  
交通

蝦夷地に在りては、蝦夷嶋は勿論、又蝦夷嶋を経て樺太嶋とも交通せり。

敦賀、小濱の二港は、京畿地方の北關門なり。當時本洲西廻りの航海未だ發達せざりしを以て、京畿との交通は、此二港に由らざるを得ず。而して敦賀は南北朝及び戰國の時代に、時として騷亂の爲め梗塞することありしと雖も、小濱には其憂なかりしを以て、敦賀よりも發達せるものゝ如し。諸館主の内、武田氏、厚谷氏及び隨岸寺の開山僧嘉峰、法源寺の開山僧隨芳等皆若狭の人たる事、本道の昆布が、小濱に於て加工せられ、若狭昆布の名を以て夙に諸國に販賣せられし事、宇須岸舊名の全盛の時、毎年三回若狭より商船來りし事後に等を合せ考ふるときは、本道と小濱とが深き關係を有せしことを想ふべし。

本道の商  
港  
箱館

諸館主分立の頃に在りては、各其地に於て交易を營みしなるべく、就中箱館は其港の良好なるを以て、尤も繁昌したるならん。箱館は舊と宇須岸と稱す、新羅之記録に據れば、其全盛の頃は若狭より毎年三回商船來れるが、問屋は家を渚汀に掛け造りにしたれば、船の纜とらを椽の柱に結び繋ぎたりといふ。然るに其地蝦夷に蹂躪せらるゝこと二回に及びて全く破滅し、尋て蠣崎氏諸館主を統一し、永



大館 正十一年(二五二四)大館に移りたれば、大館は其港甚だ良好ならずと雖も、獨り繁昌するに至れり。同年蠣崎氏役取人を置き、諸國より來れる商船旅人をして租税を出ださしめき、是れ蓋し沖口番所おきのくちばんしよの嚆矢ならん。

〔三〕蝦夷の交易

本嶋蝦夷の交易

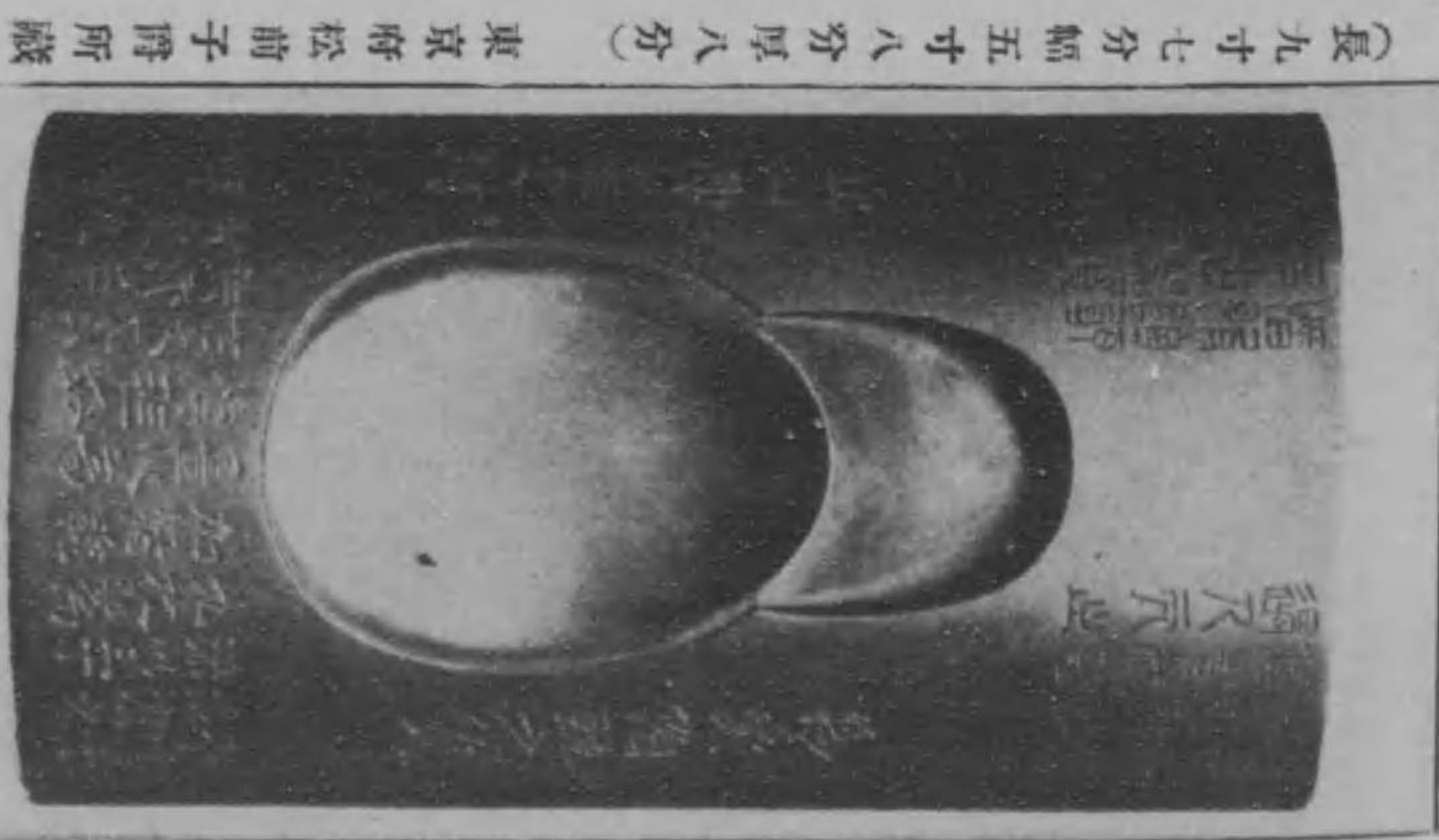
本嶋の蝦夷は本嶋の和人と交易したるのみならず、進んで奥羽地方に至りて、交易したるものゝ如し。本邦在留エヌイタ宣教師ルイス・フロイエスが西暦千五百六十五年永祿八年二月二十八日附を以て、印度の教父に送れる書中に、蝦夷が秋田人と往來交易する事を記し、降りて西暦千六百十一年慶長十六年西班牙人セバスタアン・ガイズカインセバが、金銀嶋を探らんが爲め我邦に來り、奥州北緯五十一度の地に至りて、以北の地理を問ひしに、其地の人之に答へて、蝦夷が七八月の交、本洲に來りて交易すと云へり。此二種の記事に依りて、蝦夷の本洲に至れるを證すべし。

● フロイエスの書狀 日本の極北にて、都より約三百リーグを隔つる所に一大國あり、野獸の皮を著、全身多毛、髮髯頗る長き蠻人之に住す、○中略、蝦夷に近きゲスエグン地方に秋田といふ大市あり。

札幌區伊達翁記所藏



錦 夷 蝦



(長九寸七分、幅五寸八分、厚八分) 東京府松前子爵所藏

硯瓦臺雀銅



樺太及び  
山靱交易

リ、彼等は多數此市に來りて貿易し、秋田人も亦時々蝦夷に赴く、云々。  
e ヴイスカイノの記録 韃韃に至る前、海峡の中一大嶋あり、名づけて蝦夷といふ、其住民は蠻人にして、全身毛被し、兩眼のみ其の間に輝けり、七八月頃日本に至るを例とし交易す。

樺太嶋との交易は、専ら宗谷海峡の南北に於て、蝦夷の間に行はれ、而して樺太蝦夷は、又山靱地方の土民と交易したり。彼より輸入する貨物は、支那の古衣織物蝦夷錦むししのすと稱す、蟲巢玉むしのす、樺太玉むしと等にして、其額は多からずと雖も、頗る貴重せられしに似たり。福山祕府に、文明十七年（二四八）北夷より銅雀臺の瓦硯松前家寶の一となるを出し、ことを記し、又文祿二年（二五九）蠣崎慶廣が徳川家康に謁せし時、樺太嶋より傳へし道服を著せしに、家康見て以て珍品と爲し、之を懇望せしかば、慶廣直に之を脱して贈れり。以て樺太交易の夙に行はれしを知るべし。  
第三編第二十  
八章〔七〕參照

## 第八章 宗教

### 〔一〕社寺の由來

宗教心  
神を敬し佛を信ずるは、和人一般の習俗なり。殊に郷國を離れ、遠く夷境に入るに於ては、神佛に依頼するの情、一層深かるべし。故に神佛は和人の移住と共に



社寺の建立

に移り來りしものにして、稍、部落を成すに至れば、小祠小堂を建て、之を祭り、其發達するに従ひ、神社寺院をも建立するに至りしものと察せらる。唯、往古の事蹟は今之を詳にすること能はずと雖も、前に記せし如く、永仁中僧日持の渡航したるが如き、應永中知内村に藥師堂を創祀したるが如き、永享中既に石崎村脇澤山に神社ありしが如き、本編第一章參照又、往古知内村に眞藤寺と稱する寺院ありしことの舊記並に口碑によりて傳へらるゝが如き、亦以て其一斑を窺ふに足るべし。

社寺は漸次増加したりしが、蝦夷の叛亂及び大館合戦の爲め廢滅せしもの少なからざりき。愚意三心雜言集に、此嶋二百餘年以前は、東西四十里の間に民家軒をならべしかば、寺社多くありしを、長祿永正の亂に廢絶して、十が一つ残りしなり」と云ふ。其後復社寺の建立少なからざりき。

備考 社寺の縁起は多く誇張の弊あり、明治十七年函館縣に於て官吏を各郡に派遣して調査せしめ、曩に編製せる神社寺院明細帳の誤謬を訂正したりと雖も、未だ完からず。道廳の神社明細帳、寺院明細帳も亦古社寺に關しては完しと云ひ難し。故に次に記する各社寺の來歴は、比較的正確なる新羅之記録、福山祕府、愚意三心雜言集等に據り、社寺明細帳は參考に止むるのみ。

〔三〕 神社

神佛混淆

神佛は往々混淆して、其區別明かならざる者あり、例へば辨才天堂、天神社等にして、僧侶之が別當たり、觀音堂にして、社家之に奉仕するの類是なり。此等は後代に至り、神社と定められしものを以て此部に載す。

大神宮

大神宮館大 初め伊勢堂とも云ふ。古來大館の東谷に祀れり。後承應元年二

六五三松前高廣新殿を福山に建て、遷座せり。今の郷社徳山大神宮是なり。

天満宮

天満宮別茂 下國家政以來或は其前より下國氏の守護神として之を崇敬せりと云ふ。

寛永十二年二六三三下國慶季鰐口を寄進せり。

毘舍門堂

毘舍門堂國上 寛正三年二四六三圓増院秀延といふ者、毘舍門の金像を洲崎館の西方海中に得て、蠣崎信廣に呈す、信廣秀延を別當と爲し、堂を建て、之を祀れり。天文十七年二五四季廣上國を巡視し、此堂に詣てし時、蠣崎基廣謀叛の事發覺したれば、季廣以て毘舍門の加護と爲し、翌十八年新に堂を造れり。今の村社砂館神社祭神素戔鳴尊是なり。

上國八幡宮

八幡宮國上 文明五年二四七三蠣崎信廣、上國館に社殿を造營し、館神たかみかみと稱せり。後元龜二年、天正十年改造せり。今の郷社八幡宮是なり。



荒神知 大館の下國恒季、暴戾の故を以て、明應五年（二四九六）殺害せられしに、同七年其靈、巫に憑りて曰く、我を神に祀れと、因りて小祠を東部知内村に建て、之を祭り、荒神と稱せり。

熊野權現堂熊野權現 永正九年（二五二一）秋九月、相原次郎源忠廣祠を建て、之を祀れり。今の村社熊野神社祭神伊弉册命事是なり。

辨才天堂辨才天堂 永正十二年（二五二五）蠣崎光廣夢告に依り、大館の海濱に在る小嶼に之を祀り、法源寺住職隨芳を以て別當と爲す、後阿吽寺之を管す爾後春秋二季龍燈の上るを見ると言ひ、傳ふ、此類の迷信他にも其例あり今の村社嚴嶋神社是なり。

大館八幡宮大館八幡宮 永正十三年大館に祀り、八幡大菩薩と稱せり。寛永二年福山城北に遷座せり。神像は曩に紛失し、慶長十六年新像を安置せしが、寛文六年古像秘府に曰く按に佛像なりを發見して復之を安置せり。此神は松前家の氏神として、累代殊に之を崇敬したり。今徳山大神宮に合祀する郷社八幡宮是なり。

觀音堂觀音堂 馬形野マカドノにあり、馬形觀音堂と稱せり。渡黨の創祀せるものなりと云ふ。寛文六年馬頭觀音の新像を安置し、正徳四年馬形明神と改稱せり。今の

郷社馬形神社祭神天御中主神高皇產靈神神皇產靈神是なり。

天神社天神社 天文九年（二五四〇）創立、阿吽寺の管する所たり。今徳山大神宮に合祀する村社天滿神社祭神菅原道真是なり。

羽黒宮羽黒宮 天文十年松前湯殿澤に創立、今徳山大神宮の境内にある村社全生寶神社祭神木花佐久夜姫命是なり。

愛宕山權現堂愛宕山權現堂 天文十七年或は天文十五年といふ大館の西方に祀り、阿吽寺住職快祐甲斐守の孫を以て別當とせり。永祿七年夏、更に社殿を造れり。

〔三〕寺院

隨岸寺隨岸寺 宗旨不明。若州の僧嘉峰といふ者、宇須岸館箱に建立せり。長祿元年蝦夷蜂起し、其地を侵せしを以て、同三年大館に移轉せり。文明十八年大館火災あり、類焼して廢絶したり。

法源寺法源寺 曹洞宗なり。文明元年夏、若狭の僧隨芳、西部奥尻嶋に草庵を結び、延徳二年（二四九〇）大館に移轉し、松前山法源寺と號せり。永正十年大館合戦の時、此寺のみ災を免る。蠣崎光廣は法號を法源寺殿と云ふ、蓋し此に葬られしなら



ん。永祿二年出羽國檜山國清寺安東氏の菩提所の僧某を請ひて住職と爲し、より、爾後國清寺の末寺と爲る。國清寺は安東氏轉封の後、常陸の穴戸に之を再興して龍穩院と云ふ。後陸奥の三春に移る。因りて法源寺は三春龍穩院の末寺となる。

備考 寺院明細帳に、此寺延徳二年奥尻より上國に移り、永正十一年光廣と共に大館に移ると爲せども、誤なり。福山舊記、福山舊事記等に、永正十年大館合戦の時、法幢寺絶え、法源寺残るとあれば、當時既に大館に在りしこと疑なし。

法幢寺

法幢寺大 曹洞宗なり。建立年月詳ならず、永正十年大館合戦の時廢絶せり。

是より三十餘年を経て、天文十四年季廣之を再興し、以て父の菩提所と爲し、爾後松前家累代の瑩域たり。後出羽國五城目村圓通寺の僧某を請ひ、傳法初祖と爲し、より其末寺と爲れり。

阿吽寺

阿吽寺大 眞言宗なり。舊と大館に在りしかども、建立年代明かならず、或は

云ふ、永正十年の建立に係り、同年合戦の時焼亡すと。大永七年（二五二七）蠣崎義廣再興して祈願所と爲し、後慶長年間福山城築造の時、城の鬼門を守護せしめんが爲め、城北新荒町に移轉せり。

備考 同寺の縁起に據れば、羽前に阿吽寺と稱する一寺あり、不動明王身長五尺の木像を安置す。嘉吉三年下國盛季の松前に逃れ渡れる時、山王坊といふもの、此木像を守護して従ひ來り、茂邊

地に居住し、後大館に居るといふと雖も、福山祕府には山王坊の事を附會の妄説と爲す。

壽養寺

壽養寺 曹洞宗なり。東部大澤に在りしを、永正十四年大館に移せり。本寺

は秋田五城目村圓通寺なり。

専念寺

専念寺大 一向宗なり。天文五年は天文二年と云ふ大館に建立せり。専念寺系譜に

據れば、眞徳といふもの、奥州巡教の際蝦夷嶋に渡り、知内に居りしに、天文二年蠣崎季廣之を請じ、大館に一字を創め、専念寺と稱す。眞徳子なし、季廣の第四子眞勝一に隨良といふを以て養子とす、天文五年六月眞徳歿すと云ふ、但し松前家系圖に據れば、隨良は此時未だ生れざれば、年代等に誤りあらん。慶長九年松前慶廣、本尊を東本願寺教如上人名は光壽に請ひて之を安置せり。此等の縁故に由り、松前には東本願寺派のみを許して、西本願寺派の寺院を建立せしめず。

勝軍地藏堂

勝軍地藏堂大 天文七年蠣崎義廣、大館の北山に、勝軍地藏大菩薩の堂を建立

せり。爾後松前に火災の起らんとする際には、此山鳴動すと言ひ傳ふ。今其本尊を阿吽寺に移せり。

正行寺

正行寺大 淨土宗なり。蠣崎季廣の時、淡路屋丹下といふ商人、毎歲松前に來



れり。丹下寺地を請ひ、諸船頭商人に勸進し、一寺を建つ、時に永祿十年或は天正十年なり。淡路の某寺丹下の伯父僧と爲り、此寺に居るより、春日の作と稱する本尊を、請ひ得て之を安置せり。是を松前浄土宗の始とす。後元祿十四年京都知恩院に請ひて、其末寺と爲れり。

光善寺

光善寺大 浄土宗なり。天正三年一五七五建立し、高山寺と稱し、後光善寺と改

む。京都百萬遍忍教寺の末寺なり。

法華寺

法華寺大 日蓮宗なり。大永元年一五三二の建立にして、後承應年中再興せり。

京都本満寺の末寺なり。

備考 寺院明細帳には、日持上人正應四年此寺を上國に建立し、後福山に移すと爲す、蓋し承應を正應と爲し、以て日持に附會したるものなるん。北海道寺院沿革誌には、享祿二年京都本満寺の僧日尋、奥羽に布教し、後蝦夷地に渡り、上國小堀に法華堂を建つ、後福山に移し、法華寺と名づく、慶長四年本満寺末寺と爲ると云ふ、是れ亦信ずるに足らず。

### 第三編 前松前氏時代

#### 第一章 序説 附 松前氏系圖

##### 〔一〕 當時代の範圍

慶廣上京  
より二百  
餘年間

本編に説く所は、天正十八年一五九〇松前慶廣の上京せし時より、寛政十一年一七九九松前章廣の代に、幕府が東蝦夷地を收公せし時に至るまで二百九年間に亘る。慶廣の上京して關白豊臣秀吉より蝦夷嶋主の待遇を受けたるは、松前氏が安東氏の配下を脱して獨立したるものと見るべく、正に一時期を劃せるものと謂ふべし。寛政十一年幕府は箱館地方より、東蝦夷地一帯の地を直轄して之を經營したり、而して松前藩は尙ほ福山地方より西蝦夷一帯の地を管し、以て文化四年の轉封に至りしと雖も、此間同氏の施設には何等觀るべきものなきが故に、寛政十一年を以て當時代の終を劃す。

##### 〔二〕 當時代の特質

二百九年の歲月は、敢て短しとせずと雖も、其間に於ける政治上の變遷は簡單



幕制に遡  
據す

なり。其時代は封建の世にして、諸藩は皆幕府に則りて制度を定め、而して一たび定めたる制度は漫りに之を變ぜず、先例を貴び、格式を重んじ、活動の餘地極めて乏しかりしが、松前藩も亦之に洩るゝこと無かりき。唯其地僻遠に在り、領土廣濶にして外國との境界も明かならず、領民には和人あり、蝦夷あり、和人の中には數多の旅人を混じ、加之産業も亦他藩と大に趣を異にするを以て、之が施設も亦自ら他藩と異ならざるを得ざりき。和人地、蝦夷地の區別、蝦夷地に於ける場所の設定、蝦夷人に對する政策、旅人の待遇、沖口（おきのち）に關する制度等は是なり。

特殊の施設

平民勢力  
の伸張

治平久しきに亘りて、士風頹敗し、世襲の制度、冷く行はれて、社會の活力大に衰へたり。是を以て一藩の主腦たる藩主は概ね凡庸にして、藩士の素質も亦低下せり、従つて藩政は多く舊套を因襲して、時勢に應ずることを計らず、其結果として、稅政多く財政困迫して、遂に平民の助力を受けざるべからざるに至れり。之に反して商人特に旅商人の勢力は大に増長して、商權金權を掌握せしかば、社會の維持發達は、主もに商人の力に依るに至れり。

産業

産業は漁業を以て第一とす。漁業は益、進歩して、常に庶民生活の資源と爲り、

經濟の中樞と爲りて社會の發達を助けたり。鷹の捕育、砂金の採取、木材の伐採等の諸業は、一時盛況を呈したりと雖も、或は廢絶し、或は衰微して永續すること能はざりき。交通は從來敦賀、小濱に限りしに、更に進みて大坂と直接の取引を開始し、是時代の末期に於ては、江戸との取引も亦稍、觀るべきものあらんとするに至れり。

風俗漸移

松前和人の多くは、奥羽地方より移住せしもの、及び其子孫なれば、風俗元より野鄙なりしと雖も、上方（かみかた）との交通、殊に近江商人の渡來に因りて、絶えず上方の文化を移入し、又松前氏の江戸參觀により、江戸の文化を移入したれば、風俗は漸次改良せられたり、加之生計裕かなりしを以て、衣食住より人品言語に至るまで、之を奥羽地方に比すれば、大に勝るに至れり。然れども、質素剛健の氣風、漸く地を掃ひ、華美優柔の風習流行するに至りしは、又止むを得ざるなり。

以上の外、尙ほ二個の重要な事實あり。一は海防の事、他は開拓の事是なり。歐洲の新勢力東漸の結果として、外國船時々近海に出沒し、就中露人は漸次千嶋を蠶食して南下するに至れり。然るに松前藩の力は之を防禦するに足らざり

國防論及  
ひ開拓論



しかば、終に幕府自ら警備の任に當ることとなりて、此時代の幕を閉ぢたり。蝦夷地開拓の論は、元祿時代より世の識者間、之を唱道し、天明寛政の頃に至り、國防論と相關聯して漸く勢力を増し、終に幕府を動かして蝦夷地を經營せしむるに與りて力あるに至れり。

〔三〕 當時代の區分

記述の便宜上、松前氏施政の隆替興廢に依りて、此時代を四期に分ち、以て時勢の變遷を知らしめんと欲す。

創業期

第一 藩政創業期 天正十八年（一五九〇）より寛永十八年（一六四二）に至る五十一年間。

慶廣天正十八年  
獨立以後盛廣公廣の三代にして、松前氏が安東氏の配下を脱し、蝦夷嶋主として、諸般の施設を爲したる時代なり。即ち外に對ひては能く幕府に仕へ、隣藩と交り、内に在りては福山に城を築き、華夷を區別し、蝦夷地を區劃して家臣に給する等、一藩の規模此時代に定れり。

弛廢期

第二 藩政弛廢期 寛永十八年（一六四二）より享保五年（一七二〇）に至る七十九年

間。

氏廣高廣短廣の三代にして、幼主相踵ぎ、一藩の綱紀之が爲めに大に弛みしかば、蝦夷叛亂し、且つ家老の變死せし者五人に及べるが如き不祥事件起れり。然れども商人の勢力は此時代に漸く伸張して、遂に松前の經濟を支配するに至れり。

中興期

第三 藩政中興期 享保五年（一七二〇）より明和二年（一七五五）に至る四十五年間。邦廣資廣の二代なり。邦廣は恰も將軍吉宗の時に當り、能く幕府の趣意を奉じて、武を尙び、儉を守れり、資廣之を承けて失政無し、之を中興と稱するは過分なるべしと雖も、前代に比すれば、藩政は幾分刷新せられたり。

頽敗期

第四 藩政頽敗期 明和二年（一七五五）より寛政十一年（一七九八）に至る三十四年間。

道廣章廣の二代にして、士風墮落し、財政窮迫し、秕政甚だ多く、商人の公訴、百姓の一揆、蝦夷の叛亂等相續きて起り、加ふるに外國船は出沒し、露人は千嶋を蠶食し、幕府は吏を遣して蝦夷地を調査せしめ、或は露國の使節を福山に



引見せしむる等、繁忙を極めたり、因りて又繁忙期とも稱するを得べし。

### 附、當時代松前氏系圖

此時代に於ける松前藩主は、始祖蠣崎信廣五世の孫松前慶廣より、第十四代章廣に至る十代にして、其系圖は大略左の如し。

當時代の略系

松前氏略系 女子は省略す

第五代 慶廣 新三郎、後民部大輔又志摩守、又伊豆守。天正十年家督時に年三十五。元和二年十月十日死、年六十九。

第六代 盛廣 甚五郎、後若狭守。慶長五年家督時に年三十。同十三年正月二十一日父に先ちて歿す、年三十八。

忠廣 華人正。徳川秀忠に仕へ、祿千石を食む。元和元年大阪の役に功あり、祿千石を加増せらる。同三年秀忠に隨ひて上京し、伊勢桑名に死す、年三十九。

利廣 長門。南部利直の養子と爲りしが、和せずして歸り、松前藩の家老と爲る。元和四年七月陰謀を企て、露顯して出奔す。

由廣 數馬介。大阪に通じて事を起さんと謀り、慶長十九年十二月福山にて殺さる。年二十一。

次廣 傳十郎。幼にして蠣崎玄蕃長廣の養子と爲る。慶長九年、前田利長に仕へんことを約せしかども、同十一年二月死して果さず。

景廣 伊豫。家臣と爲り、西町館に住す。新羅之記録の著者なり。萬治元年正月死、年五十九。

安廣 其五郎、後右兵衛、又市正。伊達政宗の臣と爲り、千石を領す。片倉重長の女を娶る。寛文八年七月死、年六十三。

滿廣 長次郎。寛永元年七月死、年十八。

第七代 公廣 甚五郎、後志摩守。初名茂廣、又武廣。慶長十三年家督時に年十一。大炊御門大納言賢の女を娶る。寛永十八年七月八日死、年四十四。

兼廣 右兵衛。寛永元年六月死、年十。

第八代 氏廣 辨之助。寛永十八年家督時に年二十。慶安元年八月二十五日死、年二十七。

泰廣 八左衛門。徳川家光に仕へ、祿千俵を食む。蝦夷亂平定の功に由り、寛文十年五百石を加増せらる。延寶八年九月死、年五十四。

廣謀 左衛門。寛永十七年村上直儀の後を繼ぎ、松前氏を冒むり、家老と爲る。延寶六年八月變死、年五十。

幸廣 主膳。齋藤多宮直政の後を繼ぎ、松前氏を冒むる。延寶六年八月晦日兄廣謀と闘ひ、翌日死す。

第九代 高廣 千勝、後志摩。慶安元年八月家督時に六歳。寛文五年七月五日死、年二十三。

第十代 矩廣 兵庫、後志摩守。初名吉廣。寛文五年七月家督時に七歳。享保五年十二月二十一日死、年六十二。

忠廣 甚五郎。元祿十三年六月死、年四十。

彌六郎 早世

周廣 竹三郎。寶永元年八月死、年十七。



富廣 橋太郎。正徳四年高野三位保光の女を娶る。享保元年正月死、年二十。  
方廣 卓之介。元祿十六年十一月死、年三。  
邦廣 傳吉、後志摩守。初名廣國。江戸松前三郎兵衛木廣の六男、享保元年矩廣の養子と爲り、同五年家督時に年十六。寛保三年閏四月八日死、年三十九。

資廣 榮吉、後若狭守。初名里廣、又完廣。寛保三年家督時に年十八。八條中納言隆英の女を娶る。明和二年三月十九日死、年四十。

俊則 柳生對馬守、初名賢廣、小字爲次郎。寶曆三年七月柳生俊峯の嗣子と爲り、俊滿と改め、後又俊則と改む。文化十三年六月死、年八十五。

廣保 和三郎。資廣の假養子。寶曆六年六月死、年二十四。

器四郎 元文五年五月死、年六。

廣長 操五郎、又大學。家臣松前廣行の後を繼ぎ傳藏と改め、後監物と改む。福山祕府其他著書多し。晩年退隱して老圃と號す。享和元年五月死、年六十五。

道廣 外記、後志摩守。初名章廣、又幸廣。明和二年家督時に年十二。花山院前右大臣常雅の女を娶る。寛政四年六月致仕し、大炊介と稱す。文化四年蟄居を命ぜらる。天保三年六月廿四日死、年七十九。

賴完 池田織部の嗣子と爲り、百助と稱す。天保八年八月死。

武廣 勝田備後守の嗣子と爲り、後離縁し、一條家の諸大夫と爲り、難波掃部と稱す。天保四年十二月死。

廣晃 家臣蠣崎采女廣甫の嗣孫と爲る。嘉永元年五月死、年八十五。

廣年 家臣蠣崎將監廣當の嗣孫と爲る。將監と稱し、波響と號す、畫を善くす。文政九年五月死、年六十三。

信眞 榮助、又直記。家臣古田信村の嗣子と爲り、勝見と改む。寛政四年十月死、年二十八。

章廣 勇之助、後志摩守、又若狭守。初名敷廣。寛政四年家督時に年十八。

### 第一 藩政創業期 慶廣・盛廣・公廣の治世

天正十八年(一五九〇)より寛永十八年(一六四二)に至る五十一年間

### 第二章 藩政創業期の概観

#### 〔一〕藩主の性行及び其施設の概要

慶廣 當時代政治の善悪は、藩主の人と爲りに關するもの多きに居る。是を以て、此時代の施政の概要を説かんと欲せば、先づ藩主の性行を述べざるべからず。慶廣は武田信廣五世の孫にして、軀幹長大、膂力絶倫、能く三人張の弓を控き、稟性勇壯、機略に長じたり。又文事に志し、連歌和歌を詠じ、且つ略醫術を知り、臣民病むものあるときは、人をして脈を診せしめ、症状を聽き、藥を與へたりと云ふ。天正十八年上京して従五位下に敘し、民部大輔に任じ、後志摩守に任じ、又若狭守に任じたり。子盛廣身體短小なりと雖も、射を善くし、書に長ぜり。孝心甚だ厚く、天



正十五年、齡十七にして母の冥福を祈らんが爲め、窃に商船に乗りて敦賀に航し、紀伊國熊野に詣て、遂に京師に淹留し、翌年四月歸還せり。是を以て京師の文物に通曉し、又羈旅の途次備さに辛苦を嘗めしを以て、深く下情に通じたりといふ。慶長五年家督を継ぎ、同六年從五位下に敍し、若狹守に任じたり。同十三年父に先だちて歿し、子公廣家督を継ぎしも、年僅に十一なりしかば、祖父慶廣代りて藩政を統べたり。同十九年公廣從五位下に敍し、志摩守に任じたり。元和二年慶廣、徳川家康の計を得て剃髮し、俄に衰へて歿し、是より公廣藩政を親らせり、時に年十九。公廣諸藝に通じ、和歌を詠じ、又僧澤庵に就きて佛道を修め、小幡勘兵衛に就きて兵法を學べりと云ふ。

公廣

藩政確立

松前氏は、祖先信廣以來數世の努力に由り、安東氏の下に在りて、大に勢力を養ひたりと雖も、當時尙ほ一代官に過ぎざれば、内には自由に施設することを得ず、外には未だ其勢力を認められざりき。慶廣安東氏の羈束を脱し、公然蝦夷嶋主と爲るに及び、始めて外は諸侯と對等の交際を爲し、内は自由の施設を爲すことを得て、著々經營する所あり、以て一藩の規模を確立せり。今此期間に於ける事

主要事業

業の主なるものを列舉せん、大略左の如し。

- (一) 松前氏の獨立 天正十八年慶廣上京して、豊臣氏に謁し、蝦夷嶋主として優待を受け、文祿二年遂に制書を受けたり。第三章 參照
- (二) 徳川幕府との關係 慶廣又深く徳川氏に結託して其優待を受け、且つ二男忠廣をして將軍秀忠に仕へしめたり。第四章 參照
- (三) 京都及び隣藩との關係 花山院忠長の松前に謁せられしとき、慶廣厚く之を遇し、遂に其縁によりて公卿と結びたり。又隣藩なる津輕、南部、秋田、仙臺の諸藩と親しく交れり。第五章 參照
- (四) 福山の築城 新に城を福山に築き、根據を固くせり。第六章 參照
- (五) 華夷の區分及び場所制度 領内を和人地と蝦夷地とに區分し、蝦夷地を數十の場所に區劃し、和人地の幾部と共に、家臣に給與し、蝦夷交易を以て主要の知行とせり。第七章 參照
- (六) 地理の調査 公廣の時、東西の里程を測量せしめ、尋で藩吏をして周く封内を巡行して地圖を畫かしめ、又樺太を探檢せしめたり。第八章 參照



(七) 財政 慶廣の頃は、藩の財政頗る窮したりしが、公廣の時に至り、砂金を多量に産出したるが爲め、富裕となるに至れり。第十一 章 參照

(二) 經濟の概況

産業

先代季廣以來、松前蝦夷地には、平和の代相續き、加之、豊臣秀吉全國を統一して、國家漸く泰平なりしかば、産業及び交通大に發達せり。就中漁業は舊來松前第一の産業なりしが、近江商人の新に來りて、漁場を開き、或は漁民に仕込しよふをなし、によりて、進歩の途を開き、第九 章 參照又蝦夷地は、各知行主が船を遣はし、交易を營めるによりて、漁獵の産物を増加せしもの、如し。第七 章 參照又鷹は當時諸侯が好んで遊獵を爲し、がため、其需要多く、松前の鷹は天下第一の名ありき。第十 章 參照砂金は元和年間より採取し、數十年間、巨額の産出ありて、大に官民を賑はし、遂に砂金を貨幣として通用するに至れり。第十一 章 參照商業は近江商人の來りて活動せしため、一生面を開き、産物の販路漸く擴張せんとせり。第九 章 參照交通は松前敦賀間の航海頻繁を加へ、京畿地方との交通盛に行はれたり。大坂への航路及び江戸への航路は、寛永年間其端緒を開きしと雖も、未だ發達せざりき。第十九 章 參照

交通

第三章 松前氏の獨立

(一) 慶廣の上京

慶廣前田利家等に結托す

蠣崎氏は、蝦夷嶋に於て既に久しく實權を握れりと雖も、尙ほ安東氏に附屬せり。是れ蓋し蠣崎氏の大に遺憾とする所にして、機を見て獨立せんと欲するの心切なりしならん。天正十八年(一五九〇)七月關白豊臣秀吉北條氏を滅し、進みて白河に至り、前田利家等を遣はし、奥羽の地を検せしめ、兩國の諸侯をして京師に朝覲せしめたり。安東實季時に年十六、將に上京せんとせり、慶廣之を聞きて心安からず、九月十六日或は十五日松前を發して津輕に至り、利家父子に會へり。一説重建部元重傳に曰く、此時近江國六角氏の遺臣建部七郎右衛門元重といふもの、行商と爲り、來りて松前に在り、慶廣を見て天下の大勢を説き、秀吉の配下に屬すべきことを勸告し、自ら先導して津輕に赴きたりと。慶廣既に利家父子に結び、更に秋田に至りて木村秀綱に會し、又仙北に至りて大谷吉繼に會し、然る後實季の同意を得、十月二十一日湯川湊を發し、雪を冒して上京し、十二月十六日到着せり。是

慶廣上京



より先き、利家等既に京師に入り、蝦夷嶋主の後より來るべきことを陳べたれば、秀吉喜びて其到着を待てり。是に於て扶持五千石を給し、休息して遠路の勞を慰すべしと命じたり。同月二十九日慶廣聚樂第に於て秀吉に謁し、蝦夷嶋の状況を演べ、特に從五位下に敘し、民部大輔に任ぜられたり、是れ蓋し他の諸侯と同等の待遇を受けたるものにして、事實に於て安東氏の配下を脱したりと謂ふべし。天正十九年二月一日暇を賜はり、吳服三、銀二百兩を拜領し、尋て歸途に就き、三月二十八日松前に着せり。

安東氏の配下を脱す

備考 前田利家父子の津輕に至りし年月に關し、津輕藩舊記の多くは文祿元年と爲すと雖も、信據すべき加賀藩史藁に據れば、天正十八年にして、同年十月利家等陸奥に在り、十一月加州に歸り、十二月五日入京せり。

### 〔二〕 九戸政實征伐

天正十九年五月南部の豪族九戸政實叛せり。政實は南部氏の一族にして、宗家に叛きて獨立せんとせしなり。秀吉羽柴秀次を以て總大將と爲し、蒲生氏郷以下諸將を率ゐて之を討たしめたり。慶廣兵士及び蝦夷を率ゐ、海を渡りて之

征討軍に参加す

に會せり。蝦夷の一隊は頗る人目を惹き、其放つ所の毒矢に中るものは、微傷と雖も斃れざることなかりしと云ふ。九月政實降り、慶廣凱旋せり。蓋し此役に安東實季も亦兵を出し、が慶廣は其配下に屬せず、一領主の資格を以て參加せしならん。

### 〔三〕 豊臣氏より制書を受く

文祿元年（五九三）十一月、慶廣松前を發して大坂に赴けり。時に秀吉朝鮮征伐の爲め、出て、肥前の名護屋に在り、乃ち其地に赴き、翌二年正月二日行營に於て秀吉に謁しぬ。秀吉喜びて曰く、高麗征討に當り、蝦夷の千嶋より遠路來會せしこと、誠に神妙なり、高麗の掌裡に入らんこと疑なしと、乃ち向後蝦夷島に用品を需むべければ、宜しく忠勤を抽んずべしと命じ、又旅中の困難を察し、近江に於て馬飼料三千石を給せんとせり。慶廣辭して曰く、恩意忝しと雖も郷里に八十餘歳の双親あり、餘命幾何もなし、切に侍養を缺かんことを懼る、願くは領地を賜はらず、唯五七年毎に一度參覲するを得んと。秀吉之を聽し、更に望む所を問へり。慶廣木下吉政に就きて封疆制禁の條目を賜はらんことを請ひしがば、同月五日

慶廣名護屋に至る



秀吉の制書

志摩守に任じ、朱印の制書、竝に毎年集鷹献上につき、津輕より大坂に至る公遞の印信を賜はりたり。制書左の如し。

於松前、從諸方來船頭商人等、對夷人同地下人、非分儀不可申懸。並船役之事、自前々如有來可取之。自然此旨於相背族在之者、急度可言上、速可被加御誅罰者也。

文祿二正月五日 朱印

蠣崎志摩守とのへ

是に於て慶廣は全く一領主と認められ、公然安東氏の配下を脱して獨立するを得たり。同月七日徳川家康に謁したり、時に慶廣樺太嶋より獲たる道服を着せしに、家康見て以て珍衣と爲し、之を望みしかば、直に脱して之を贈れり。八日秀吉慶廣を引見して曰く、速に歸國して夷狄を鎮むべしと、乃ち吳服二道服一銀三百兩を賜ひぬ。二月二十一日關白秀次より、制書を受けたり、其文意秀吉より受けしものに同じ。

慶廣歸郷に先だち、使を發して、老父季廣に、志摩守に任じ、制書を受けし事を報

獨立の披露

じ、前田利家が贈れる茶を桐函に納めて之を送れり。季廣大に喜び、一族諸士町人を會して之を饗し、茶を一大釜に煮て諸人に飲ましめたり。既にして三月二十八日慶廣藩に歸りぬ。季廣拜謝して曰く、吾若狹の屋形に音信を通ぜし以來、北國中に知らると雖も、未だ上京の志を遂げずして、檜山の屋形を主君と仰げり、然るに卿今太閤の幕下と爲る、是れ家運増長、子孫繁榮の基なり、吾が悦之に過ぎずと、慰勸に三禮を爲せり。乃ち制書を榜掲して人民に示し、又東西の蝦夷を會し、譯人をして其旨を曉さしめ、且つ曰く、汝等若し敵對して志摩守の命に背く、ことあらば、關白數十萬の兵を派遣して征伐せらるべしと。是に於て蝦夷益、蠣崎氏に服従し、諸國より來る所の商船増加し、松前の地繁昌せり。

#### 〔四〕 徳川將軍より制書を受く

慶長元年（五九六）慶廣、長子盛廣を伴ひ松前を發して大坂に赴きぬ。同二年二月盛廣暇を賜はり、且つ虎皮五張、黄金五十枚を給せられき。同三年八月秀吉薨じ、徳川家康主として政務を裁決せり。同四年冬慶廣松前を發し、十一月七日大坂に於て家康に謁し、蝦夷嶋の地圖及び家譜を呈せり。第二子忠廣正人も亦父



松前を氏とす  
 に隨ひて家康に謁しぬ。此時氏を松前と改めたり。同五年四月慶廣松前に還りぬ。九月關ヶ原の戰あり、天下の政權全く家康に歸したり。同六年春盛廣江戸に赴き、尋て京師に至りて家康に謁し、五月從五位下に敍し、若狹守に任じたり。此年慶廣江戸に參觀し、十一月百人扶持を給せられき。同九年正月家康より黒印の制書を受けたり、左の如し。

定

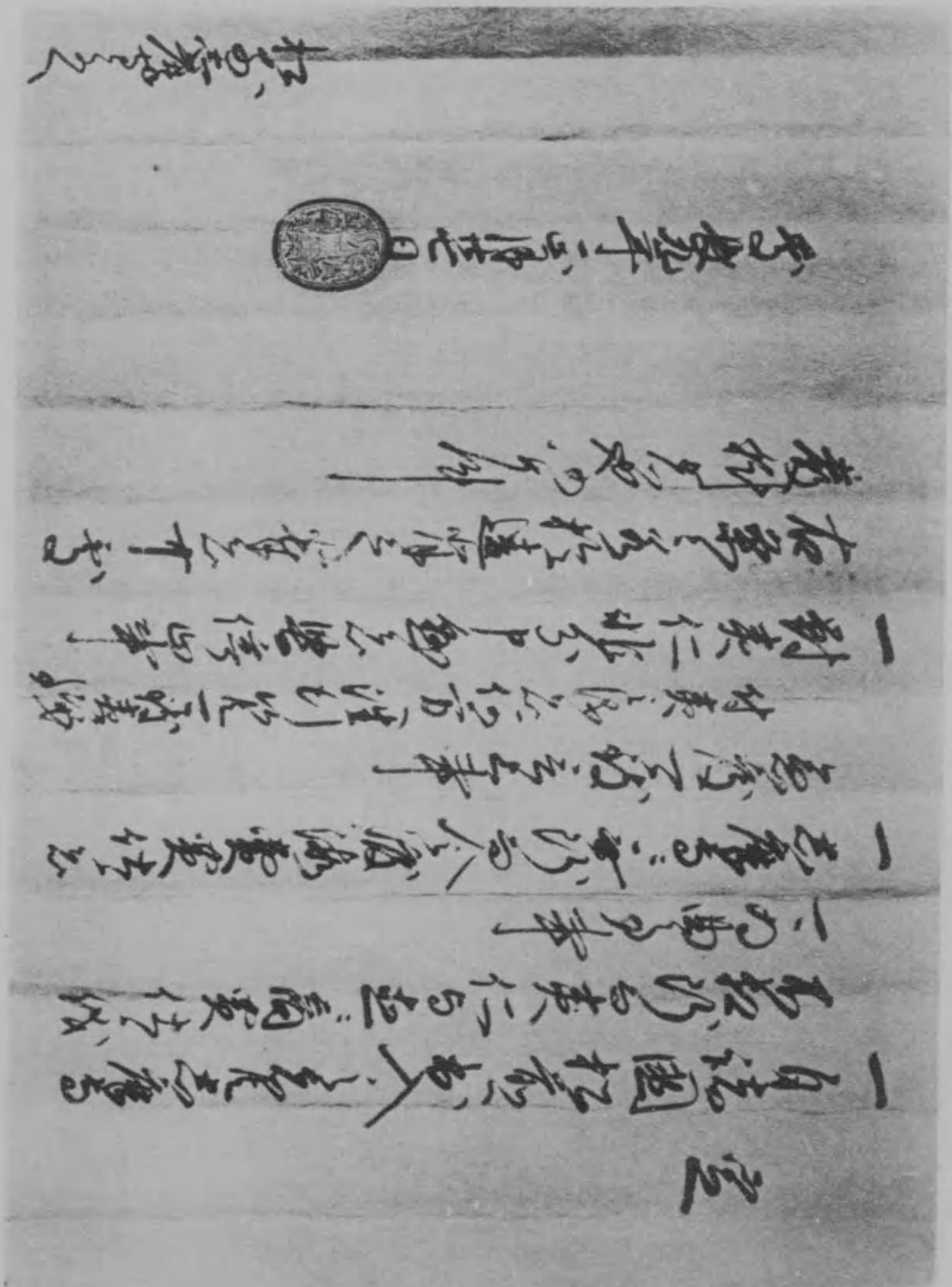
- 一 自諸國松前へ出入之者共、志摩守不相斷而、夷仁と直商買仕候儀可爲曲事。
- 一 志摩守に無斷而令渡海賣買仕候者、急度可致言上事。
- 一 附夷之儀者、何方へ往行候共、可爲夷次第事。
- 一 對夷仁非分申懸者、堅停止事。
- 一 右條々若於違背之輩者、可處嚴科者也、仍如件。

慶長九年正月廿七日 黒印

松前志摩守とのへ

爾後將軍代替り毎に制書を賜はるを例とし、秀忠及び家光より賜はりしもの

東京府松前子爵所藏



將軍家康黒印の制書 (縦一尺五寸三分横二尺寸)



は之に同じく、家綱及び綱吉に至りて小異あり、爾後綱吉の例に倣へり。

定○家綱より賜ふ所

家綱の制書

- 一從諸國松前渡海輩、向蝦夷人直商買堅停止之事。
  - 一無子細而到松前、令渡海賣買仕者於有之、急度可注進事。
  - 附、蝦夷人之儀者、雖往來于何處、可爲其心次第事。
  - 一對蝦夷、非分之儀、不可申懸事。
- 右之條々可相守之、若有違犯族者、任當家代々先判之旨、速可處嚴科者也。
- 寛文四年四月五日 朱印

松前志摩とのへ

定○綱吉より賜ふ所

綱吉の制書

- 一從諸國松前え出入之者共、蝦夷人と直商賣之儀、堅停止事。
  - 一無子細而蝦夷え令渡海賣買仕候者、可爲曲事。若於有之者、急度可注進事。
  - 附、蝦夷人其所にて往來之儀者、可爲心次第事。
  - 一對蝦夷人、非分之儀於申懸者、可爲越度事。
- 右條々可相守之、任先判之旨、彌不可有相違者也。
- 天和二年三月朔日 朱印

松前兵庫とのへ



### 第四章 松前氏と幕府との關係

#### 〔一〕松前藩主の資格

初は賓客の待遇

松前氏の領土は米を産せざるが故に、石高といふものなく、其領民には、和人の外に蝦夷人ありて、他の諸藩と大に其趣を異にせり。是を以て豊臣氏時代より徳川幕府の初に至る間は、蝦夷嶋主として賓客の待遇を受けたりと云ふ。其後交代寄合の資格に定められしが、其年月は明かならず、交代寄合とは祿高一萬石未滿なりと雖も、大名に準じて領所に交代する家なり。後享保元年二月將軍家綱結納の際、矩廣幕府の命により、一萬石格を以て献品を爲し、同四年正月矩廣父子月次御禮格の儀、一萬石以上に準ずべきの命を受けたり、但し觸書は從來の如く交代寄合格とせり。寛永十五年春公廣嫡子氏廣と共に、江戸に參觀し、父子輿を聯ねて登城し、將軍に謁しぬ、是より輿に乗り登城するを例としたり。官は概ね若狭守或は伊豆守或は志摩守に任じ、位は從五位下に敍せらる。但し氏廣高廣二代は敍位任官なし。

交代寄合

一萬石格

官位

北海隨筆 國初の頃は、松前家は賓客の御あしらひにて、參觀の時は往來御傳馬にて、格別の格式にてありしが、中頃幼主參觀のおこたり有しより、靈廟(○將軍綱吉御治世の時より、今の格式にきままれるよしなり。たゞ以前の格わづかに残りて、嫡子乘輿の儀は御免、御鷹献上の時、御傳馬を給はるのみなりとぞ。

誠齋雜記 松前が家、慶廣の頃は、萬石の籍(○此事疑ふべし)に列せしと見ゆるを、後に及びて交代寄合の格に定られしも、子細有べき事にて、一には其家資は萬石に當れども、領地の賦税なく、二には嶋夷の酋長といふべきものにて、我國の大名に比例しがたき故と見えたり。

#### 〔二〕參觀交代

三年一觀 幕府への參觀は、初めは其期を定めず、寛永十二年武家法度を頒布せし後は、外様大名は、在府在封各、一年とせしに、松前氏は對馬の宗氏と同じく、三年一觀にして、江戸滞在の期も亦僅に數箇月に過ぎず、蓋し其封土邊境に位し、外國に對して警備の任に當るを以て、斯の如き特典を與へたるものならん。參觀の節は、幕府より傳馬の令書を受け、儀衛に槍二本を建つ。後矩廣の時に至り、延寶二年旅費節減の爲め、請ひて槍一本とし、天和二年傳馬の令書を辭せり。慶廣の時は參觀する毎に、大抵幕府より百人扶持を給して、經費を助けしが、其後は給せず。享保



六年一觀 十二年邦廣請ひて六年一觀とす、是れ非常の特典にして爾後大抵五年毎に參觀し、秋冬の候江戸に出て、翌年春歸藩せり。

上京

慶廣が上京して豊臣秀吉に謁したることは前章に述べたり。慶長六年盛廣京都に上りぬ、蓋し前年關原の役あり、天下の政權全く徳川家康に歸したるを以て、上京して家康に謁したるならん。同八年家康征夷大將軍に任ぜられしかば盛廣上京して之を賀したり。同九年慶廣、家康に従ひて上京し、北陸道を経て歸藩せり。同十年盛廣、徳川秀忠に従ひて上京せり。元和元年大坂夏の役に、慶廣手兵を率ゐて出陣し、二男忠廣首級を獲たり。同九年公廣、徳川家光に従ひて上京せり。

江戸の藩邸

江戸に於ける最初の松前藩邸の所在地は明かならず。藩邸に關する記録は、天和二年以後にあり、淺草邸、谷藏邸ヤククラは何れも永からず、正徳五年下谷に徙れり。天和二年より文化三年に至る間に、藩邸の火災に罹ること實に七回の多きに達せり。

江戸の藩邸

天和二年十二月二十八日、江戸邸火災に罹れり。翌三年十二月淺草に於て邸地千二百坪を賜はれり。

元祿十一年九月九日、淺草邸火災に罹れり。十一月代地として谷藏に千百四十一坪を賜はれり。

元祿十三年三月、下谷邸火災あり、炬廣松前に於て音楽を止むること三日。

元祿十六年十一月二十九日、谷藏邸福山舊記に四ツ谷屋敷となすは蓋し誤、火災に罹れり。

正徳五年九月、幕臣細井佐治右衛門と邸地を交換せり、蓋し下谷新寺町の地にして、面積二千餘坪あり。

享保三年十一月十一日、上野東漸院火を失し、下谷邸類焼せり。

享保六年三月三日、下谷邸火災に罹れり。(此記事福山祕府に、續松前年々記曰として載す、他書には見えず)

安永元年二月二十九日、下谷邸火災に罹れり。

文化三年三月四日、下谷邸火災に罹り、享廣箕輪に避けたり。

參觀の利害

參觀交代及び江戸藩邸の維持は、多額の經費を要し、藩の財政之が爲めに窮乏を告げしと雖も、藩主家臣を率ゐて江戸に出て幕府と親み、諸藩と交り、江戸及び沿道各地の實況を視察し、以て裨益せる所少なからず。特に江戸の文化を松前に輸入せし効果は著しかりき。



(三) 幕府巡見使

巡見便の沿革

寛永九年七月將軍秀忠退隱し、家光職を繼ぎ、翌十年諸國に巡見使を派遣して、諸大名の政績を視察せしめたり。七月分部左京亮實信・大河内平十郎正勝・松田善右衛門勝政・福山に來り、西は乙部茂内、東は潮泊石崎に至り、之より奥は馬足通ぜざるを以て福山に歸り、津輕に航せり。爾後將軍の交迭毎に巡見使を派遣せしが、唯將軍家繼の時には其事無かりき。抑も巡見使の職は、諸大名の政績を視察する者にして、其初めは勉めて簡易に従ひ、人民を煩はさざるを旨とし、道路宿所等を修繕せず、膳部も一汁一菜の外、香の物に限りしと雖も、後には唯法令を發して經費を省くべきを命ずるに止まり、藩は只管巡見使の歡心を得るに努め、懇待厚遇、官民其煩に堪へざりき。而して巡見の通路は、總て最初の巡見使が按檢したる所に止め、箱館の如く後に發達したる地は、絶えて按檢を求めず、巡見使も亦唯待遇の厚きに甘んじ、徒らに形式の視察をなすに過ぎざりき。然れども、幕府は尙ほ之によりて多少地方の狀況を知るを得しならん。巡見使は三名にして、大抵使番一人、兩番士書院番小二人とし、各一人の從者は二十五六人より四十四

形式に流る

接待の煩勞

五人に至り、合計約百名に達し、之が接待並に運搬等に要する藩士人夫等の數は、千人以上天明八年には總人員千四百人なりしものゝ如し。

巡見使年表

巡見使略記

寛永十年の巡見使は、既に前に記したり。  
 寛文七年二六六將軍綱巡見使を諸國に派遣せり。六月佐々木又兵衛・松平新九郎・中根宇右衛門到着し、前例により西は乙部東は石崎まで巡視し、七月福山を發し津輕に渡れり。  
 天和元年二六八將軍綱吉巡見使を諸國に派遣せり。七月三日保田甚兵衛・佐々木喜三郎・飯河傳右衛門津輕より來るに、海上波高くして官使三船帆列を亂し、折戸フリト・惠計エケツ・不根府田フネノに漂着し、津輕藩の供船は小嶋に漂着せり。八月九日歸れり。  
 寶永七年二七一將軍家宣巡見使を派遣せり。六月二十三日細井佐治右衛門・北條新左衛門・新見七右衛門到着し、七月十二日歸れり。蝦夷記は蓋し此一行の記録せしものならん。  
 享保二年二七二將軍吉宗巡見使を派遣せり。六月二十三日有馬内膳・小笠原三右衛門・高城孫四郎到着し、七月十四日歸れり。松前蝦夷記は蓋し此一行の編纂せるものならん。  
 延享三年二七四將軍家重巡見使を發せり。五月山口勘兵衛・神保新五左衛門・細井金五郎・福山に到着し、七月歸還せり。

蝦夷記

松前蝦夷記

寶曆十一年二七六將軍家治巡見使を發せり。六月榑原右兵衛・布施藤五郎・久松彦左衛門・福山に到着せり。其東部戸切地に宿せし夜、火災あり、龜田奉行杉村治持咎を引きて退職せり。  
 天明八年二七八將軍家齊の派遣せる巡見使藤枝要人・三枝重兵衛・川口久助來れり。松前藩士



巡見使の  
出迎

巡見使の  
待遇

東遊雜記

和田郡司日記に據れば、近年凶荒、庶民困窮につき、諸事簡易に従ふべしとの幕命ありしが、他藩の例もあり、又前例もあればとて、旅宿を修繕し、道路を洒掃し、有川橋を架換へ、見苦しき小村には、垣を結び、官使巡見の際は、村内に入らずして、濱邊を通行せしめんとせり。斯くて七月二十日官使の船福山港に入らんとするや、盛装せる船三艘と外に六十艘の船出て迎へ、陸上には家老、崎崎左膳以下之を迎へ、町奉行案内して旅宿に導き、家老等旅宿に伺候せり、藩主道廣は病の故を以て訪問せざりき。二十一日官使出發、巡見し、西は乙部、東は石崎に至り、アイヌの舞踏、其他風俗を視たり。箱館には前例によりて立寄らざりき。官使に對する惣用掛は家老松前左膳、先驅は用人兼町奉行下國舍人近習頭高橋又右衛門、其外川越奉行、人馬割支配、旅宿掛、使者、料理人、張番等合せ八十七人にして、外に數多の町人、人夫等附屬せり。東遊雜記によれば、藩士より人夫まで總勢千四百人、馬百頭餘にして、頗る賑はしかりしと云ふ。八月八日福山に歸りしかば、道廣旅宿に訪問せり。天候不良の爲め、十九日まで逗留せしが、官使の從者放蕩にして、市民之に苦しめり、福山舊事記に、下々の者共夜遊に出て、商人茶屋の者、迷惑に及ぶ、此度の巡見至て不埒の事多し、甚だ以て我儘なりと記せり。二十四日出帆、津輕に渡れり。古河辰從者中にあり、東遊雜記を著せり。

松前忠廣

〔四〕 松前氏の族人幕府に仕ふ

慶廣の二男忠廣、慶長四年十一月大坂に於て徳川家康に謁し、同九年幕府に仕へ、同十五年從五位下に敘し、隼人正に任じ、新地千石下野國 結城領を賜はる。元和元年五月大阪陣の時敵首を獲、千石武藏國 八幡山領を加増せらる。同三年秀忠上京の際扈從

松前泰廣

し、途中伊勢の桑名に歿し、子直廣嗣ぎぬ。公廣の三男泰廣、寛永十八年江戸に分家し、翌十九年將軍家光に謁し、正保四年切米千俵を賜はり、慶安元年小性組となる。寛文九年蝦夷亂の時、松前に來り、鎮撫の任に當りしは即ち此人なり。翌十年五百石を加増せられ、延寶三年使番に補せらる。長男嘉廣、元祿五年京都町奉行となり、五百石を加増し、伊豆守に任ぜられ、寶永四年又五百石を加増せらる。三男直廣、祿四百石を分ちて一家を興し、元祿十四年陸奥守に任ぜらる。以上の諸家は松前氏より分れて幕府旗下の士となりしものにして、爾後松前氏が幕府に對して事ある際は、相談相手となり、或は周旋の勞を執る等、補助する所少からず。

幕府と藩との仲介者となる

第五章 松前氏と京都並に隣藩との關係

〔一〕 京都との關係

京都文化の影響

慶廣京師に朝せし後、其一族等の京師に至れるもの亦少なからざりき。政治の中心江戸に移りし後、京都との關係は稍疎なりしと雖も、尙ほ京都文化の影響



を受くること少なからざりき。慶長十四年花山院忠長松前に配流せられ、松前氏之を遇すること懇切なりしかば、是よりして松前氏と公卿との間に縁故を生じ、婚嫁を通ずるに至りぬ。

花山院忠長の配流

從四位上左近衛權少將花山院忠長は素行甚だ修らず、宮女との間に醜聞ありしを以て、後陽成天皇之を怒らせ給ひ、慶長十四年七月勅して官位を停め、尋て徳川家康に命じて處置せしめ給へり。十一月七日忠長蝦夷嶋に配流せられ、十日京都を發し、秋田津輕を經、翌十五年三月海を渡りて上國に着せり。五月慶廣江戸より歸りて曰く、古來公卿の夷嶋に來りしを聞かず、今や此事あり、後世に語り傳ふべきなりと、乃ち子由廣を遣はし、迎へて福山の滿福寺に置き、善く之を遇せり。同十七年初夏梅花開ける時、慶廣花下に座を設け、忠長を招きて終日權飲せり。忠長和歌二首を詠じぬ。

和歌の唱

都にてかたらは人のいつはりと言はん卯月の梅のさかりは  
いつはりとえそやいはまし卯月にも梅の匂を風のおくらは  
慶廣之に和して曰く、

わきてけふ大宮人のなかむれは梅のほひも猶ふかきかな

公卿との結婚

同十九年五月忠長福山を去れり。此後松前氏が公卿と懇親を結ぶに至りしは、主として花山院の關係に由るといふ。公廣以下松前藩主にして公卿と結婚せしもの左の如し。

- 第七代、武田信廣、公廣、大納言大炊御門資賢の女を娶れり、第八代氏廣は其子なり。
- 第十代矩廣、延寶五年(一六五七)侍從唐橋左庸の妹を娶れり。矩廣の嗣子富廣、未だ家督を續がず、正徳四年(一七二四)十一月三位高野保光の女を娶れり。
- 第十二代資廣、延享二年(一七四四)十月中納言八條隆英の女を娶れり。第十三代道廣は其子なり。
- 第十三代道廣、明和八年(一七七〇)十一月前右大臣花山院常雅の女を娶れり。諸大夫本庄豊前守雜掌一色治部等與に従ひて來り、十二月京都に歸れり。

(三) 津輕藩との關係

多年敵視す

松前と津輕とは、古來密接の關係ある地なるが、安東氏時代に、南部氏津輕を侵略して安東氏を逐ひしより、爾後多年の間、兩氏は互に敵視せり。津輕爲信起りて獨立せし後、爲信も亦安東氏と善からざりき。文祿元年(一五九三)八月爲信海路上京せんとし、颶風に逢ひて松前に漂着せし時、慶廣之を饗せしに、爲信は其地秋



田太郎の支配なれば、憚りなきにあらずとて、船に在りて上陸せざりき。秋田太郎は安東氏を指す。而して慶廣は爲信松前を窺窺すと疑へり。尋て肥前名護屋及び大坂に於て、互に不快の事ありて、益、不和となれり。同十二年十二月爲信歿し、信牧嗣きしが、同十五年春、駿府に於て安藤帶刀直次、信牧慶廣の二人を戒め、相和せしめたり。因て元和元年三月慶廣南上の途次、信牧を高岡弘前の舊稱に訪ひしに、信牧厚く之を饗し、慶廣は則重の刀を信牧に贈り、信牧は之に酬ゆるに寶刀及び駿馬を以てせり、爾後二藩は親睦して交際圓滑なりき。特に其地最も相近きが故に、爾後松前蝦夷地に事あるときは、幕府は津輕藩に命じて、松前藩の後援をなさしむるを例とせり。

〔三〕 南部藩との關係

南部氏との交際 安東氏と南部氏とは初め深き怨を結びたりと雖も、慶廣が獨立せし後は、善く南部氏と交際し、南部利直の希望により、三男利廣をして利直に仕へしめたり。利廣糠部に居ること二年、利直善く之を視ざりしを以て、遂に去りて松前に復歸したりと雖も、兩家の間は之が爲めに疎隔を來すに至らず、爾後兩家の關係は常に圓滿なりき。而して松前藩に事あるときは、南部藩は幕命を以て、津輕藩と共に之が後援の任に當れり。

〔四〕 秋田藩との關係

佐竹氏との交際

慶長七年佐竹義宣常陸より秋田に轉封せられ、久保田に城きて此に居れり。慶長十五年五月慶廣江戸より歸る途次、久保田に於て義宣の饗應を受け、末子滿廣をして佐竹家に仕へしむることを約せり。滿廣未だ久保田に至らず、寛永元年七月歿せり、年十八。同二十年三月慶廣江戸に上る途次、又久保田に於て饗應を受けたり。此時慶廣旅費乏しかりしかば、乃ち珍藏する所の茶入瀬戸の肩衝かたつきを義宣に贈りて金を求めしに、此器は義宣の切に望めるものなれば、大に喜び、酬いるに黄金五十枚を以てし、且つ其子孫秋田にある間は、松前氏の爲め諸事便宜を計るべきことを約せり。元和五年五月大坂の役に、慶廣の子忠廣が乘れる大蘆毛の駿馬も、亦義宣の贈れるものなり。

〔五〕 仙臺藩との關係

松前安廣

慶長十四年冬慶廣參觀の途次、仙臺に於て伊達政宗に會し、七男安廣を仕へし



伊達氏に  
仕ふ  
ひることを約せり。元和九年春、安廣仙臺に赴き、重く用ゐられたり。安廣甚五郎と稱し、後市正と改めき。才幹あり、寛永六年夏、政宗の命により、片倉小十郎重長の女を娶れり。長男景長、重長の嗣子となりて、片倉氏を繼ぎ、二男廣國、其家を承けたり。是に由りて、松前氏は伊達氏と親しく、特に片倉氏と善かりき。

### 第六章 福山の築城

#### (一) 築城

福山城の  
築造  
慶長五年、慶廣新城を徳山大元の南に築きぬ。是より先き、慶長三年、豊臣秀吉病みて薨じ、爾後諸將黨を樹て、相軋轢し、物情穩かならず、同五年に至りて、關ヶ原の戦ありしかば、慶廣天下の形勢を觀て、居城を固くし、以て變に備へんとせしならん。築城功を費すこと六年、同十一年八月に至りて落成せり。名づけて福山と言ふ。元和五年、大館町及び寺町を福山城下に移し、寛永六年、鬱金嶽千軒岳とも云ふの鑛夫を役して、城の石垣を修築せり。同十四年三月、城中火を失し、硝薬爆發して、諸建物焼亡せしかば、同十六年六月、修造せり。此時、新井田主計貞朝役を董

火災及び  
修築

幕府に對  
しては館  
と稱す

し、材木は上國カミンノクニの羅漢栢アスナロを用ゐたり。後寛文九年、蝦夷亂の際、物見櫓を造れり。此城幕府に對しては館と稱せりと雖も、蝦夷等に向ひては城と稱せしより、世人も亦城と呼ぶに至れり。

城の規模

松前家譜 慶長五年、庚子、是夏關原の役あり、諸國大に擾る、慶廣豫め變に備へんと欲し、大館の南に當り、一大郊地を相して新城を築く。(○中略)十一年、新城落成、福山と名く、徳山城を廢す。  
松前志 松前福山城の由來は、慶長五年、第五世永泉公(○慶廣)之を築き、名づけて福山と號す。  
厥後第七世溪雲公(○公廣)復改て之を繩弧す、于時小幡勘兵衛、溪雲公の師父たり、此旨第十世機山公(○矩廣)の記録抄中に見えたり。(○中略)扱又本藩福山城の東北にあたりて、小館あり、大館あり、共に古城の舊跡たり、大館は永泉公も亦住居あり、されば今の大神宮の社地は、其頃の茶亭を建しと  
ころなれば、今に堂社の岩壁に茶屋の土臺を入れし舊跡あり。  
松前蝦夷記 居所 東西九十三間、南北百二十六間、四尺。向南。  
櫓一箇所 南東の角にあり。  
物見貳箇所 西の方。北西の方。  
門三箇所 南の方。東の方。北西の方。  
堀 西北へ引廻し、から照、西の方六拾間許、水少々有之、東の方櫓内通二十間許、から堀あり、堀幅は何れも拾間より内の由。  
塀 南外通櫓内板塀、北の方板塀、前後半分、所々矢間有之。



右慶長五年築之、福山之館と云ふ。

先年夷人蜂起の時(○寛文九年)物見數箇所當分建申候由。

夷人え城と申聞せ候故、諸人松前之城と唱申由也。侍屋敷八十軒許、居所近邊に有之。外侍一人にて二軒程宛下屋敷持居候由。

足輕極て常々無之、松前にて人夫入用の時遣申由。

### 〔二〕福山の地勢

地勢狹隘  
交通不便

福山の地勢は、北に山を負ひ、南は津輕海峽に面し、狹隘にして平地少なく、東西の陸路も亦山嶺多くして、交通不便なれば、事業の發展に適する地にあらず。且つ其港は甚だ不良にして、風浪を遮蔽するものなく、暴風に會するときは、船舶貨物の被害頗る大なり。唯其地和人住居地の中央に位し、東西とも蝦夷地に遠きが故に、蝦夷に對しては較々安全なり。然れども蝦夷の既に平定したる時代に、依然此に築城せしは、策の得たるものと謂ひ難し。蓋し光廣以來數世、此に治したれば、一朝城を遠隔の地に移さんことは、容易の業にあらず、而して和人地の中央にありて和人を統治するに便なる事、蝦夷既に平定したりと雖も、尙ほ萬一の虞なき能はざる事等、種々の事情ありて、此に出でしならん。他年移城論の生ぜ

しも亦止むを得ざるなり。第廿五章 (二) 参照

### 〔三〕福山の繁昌

政治中心  
經濟中心

福山は全嶋政治の中心にして、藩主藩臣皆此に住し、其知行所たる蝦夷地各場所の産物も亦皆此に集りたれば、其港の不良なるに拘はらず、有力なる商賈は此に店舗を開き、諸國の船舶輻輳し、商業盛にして全嶋經濟の中心たりき。此後江差箱館の二地興起せりと雖も、藩の制として、蝦夷地の貨物は皆之を福山に於て集散せしめ、江差箱館は唯其地方に於ける和人の貨物を集散するに過ぎざるを以て、其繁榮は遙に福山に及ばざりき。元祿十四年九月の戸口調査に據れば、福山の人口は五千人にして、全嶋和人總數の四分の一を占めたり、亦以て其狀勢を察すべし。

## 第七章 華夷の區別及び場所制度

### 〔一〕和入地蝦夷地の區別

華夷兩地  
の區分

慶廣の獨立せし當時、和人は東は龜田附近より、西は熊石に至る海岸數十里の



地に住居し、蝦夷も亦之に混じたり。而して龜田、熊石以外の地は、悉く蝦夷の占據する所たりき。是を以て慶廣は現狀によりて和人地と蝦夷地とを區劃し、和人地には從來雜居せる者の外、蝦夷の來住を許さず。又蝦夷地には絶えて和人の往住を許さざりき。蓋し彼此混住するときは、事端を生じ易きを以てならん。而して龜田及び熊石は夷境に接する要地なるを以て、後に番所を置き、夷地出入の者を検査せり。

和人地即ち松前

和人地は俗に松前と稱す。又福山のみを松前と呼ぶものあり福山を中心として、以西を西在にしざい又は上在かみざいと云ひ、以東を東在又は下在と云ふ。此地方に在る部落は之を村と稱し、唯福山のみに數箇の町名を附せり。江差及び箱館は、發達せし後と雖も尙ほ村と稱し、其字のみ町名を以て呼びたり。

東西蝦夷地

蝦夷地は西北部を西蝦夷地又は上蝦夷地といひ、東南部を東蝦夷地又は下蝦夷地といふ。又口蝦夷地或は近奥奥蝦夷地の稱あり、東蝦夷地にては、大抵幌泉を以て口と奥との境とし、西蝦夷地にては、神威岬若くは雄冬岬を以て其境とすと雖も、此區分は判然定まれるものにあらず。

〔二〕 藩士の知行及び扶持

藩士

松前家初代信廣の頃は、其家臣も多からざりしならん。爾後諸館主の臣屬するものあり、一族中分家して家臣の列に下るものあり、浪士の徵辟せらるゝものあり、又平民の拔擢せられて士籍に上るものありて、慶廣の頃は、蓋し數十戸に至りしならん。之を普通に家中かみうち若くは侍さむらいと稱す。而して松前氏の領土は米を産せざるを以て給與の法は他藩と同じきを得ず。乃ち蝦夷地を數多の場所に區劃して之を給し、或は和人地の幾部を割きて之を給し、其他鮭場、鷹場等を給與せり。松前年歴捷徑に、公廣卒する時、賜采邑並夷方領地及鷹栖等遺命印書于松前廣謀之家とあり、采邑は和人地の村落、夷方領地は蝦夷地場所、鷹栖は鷹を捕獲する處を云ふなり。而して藩士の給地は藩主の直領と相交ると雖も、和人地には直領多くして臣領少なく、蝦夷地には臣領多くして直領少なりき。

藩士の知行

藩士が給地に於て有する權利は、甚だ制限せられ、和人地にては其人民を支配し、蝦夷地にては蝦夷と交易を爲すことを許されたるに過ぎず。給地内に於ける採金は固より、鷹待たかまち及び著しき鮭、魚、鱒、漁、伐木等の業は、皆藩主の權利に屬する

給地に於ける權利



を以て、藩主より特に之を准許するにあらざれば、知行主は其業を營むことを得ざりき。凡そ給地を有する者を支配處持しほじも或は場所持ばしもちと稱し、切米取きりまいりよりも尊敬せらるゝを例とせり。

切米取

徒士及び足輕

藩士中給地を有せずして廩米を給せらるゝものあり、之を切米取といふ。藩士の増加するに従ひ、之に給すべき土地無きを以て、世を経るに従ひ、切米取は増加せり。津輕一統志に據れば、寛文九年松前藩士の數は約八九十人ありて、其半數若くは過半數は切米取なり。同書二箇所に記載ありて一致せず降りて寶曆十一年の記録に據れば、給地を有する者五十九人、切米扶持の者約百五十人、寛政十年の記録に據れば、給地を有する者五十五軒、切米扶持の者六十二軒人員を數ふれば尙なり。以上は侍なり、此外に徒士かち及び足輕あしぢあり、即ち地下侍ちげさむらひなり。其數一定せず時々平民より採用せり。

寶曆十一年御巡見使應答心得 若し家中人積り御尋被成候はゞ、知行分にて召仕候者は五十九人、右蝦夷商場鮭取候川所應時場在郷百姓支配仕候。扶持切米にて召仕候者百五十人計。地下侍分は百姓百人餘、是は徒士其外足輕役にも召仕申候。

〔三〕場所の設定

場所設定の年歴

前項に言へる蝦夷地各場所設定の年月は多く明かならずと雖も、蝦夷地の大部分は、慶長中に區劃せしこと疑なし。其後開きたる場所を擧ぐれば左の如し。  
厚岸場所 寛永中之を開く。

宗谷場所 開場の時代不明なり。蝦夷地一件に貞享中之を開くと云へども、津輕一統志に寛文九年（二六六）松前の商船宗谷及びルイシン今の利尻に至り、交易して歸りし事を記したれば、其以前に開きたること疑なし。

霧多布場所 元祿十四年（二七〇）厚岸場所の奥地を割きて之を設けたり、即ち今の根室地方なり。霧多布場所と稱するは、初め霧多布に於て交易せしに由る。後交易所をノツカマブに移し、寛政蝦夷亂の後、更に根室に移し、幕府の直轄となりて根室場所と稱せり。

國後場所 寶曆四年（二七五）霧多布場所の内、國後を割きて之を置けり。

樺太場所 寛政二年（二七九）宗谷場所より分割して之を設けたり。

斜里場所 寛政中寛政三四年頃ならん宗谷場所より分割して之を設けたり。

蝦夷地一件 慶應代より以後、追々相開候儀にて、東西場末に至り候ては、ソウヤは貞享中、アツ



各場所の  
廣さ

ケシは寛永中、キイタツブは元祿中、クナシリは寶曆中迄に追々相開、云々。(松前左膳外三名申口) 休明光記附録 蝦夷地場所々々交易之最初、番所運上屋の始築、都ての濫觴、御尋に御座候處、前段之通、舊記焼失仕、逸々雜相分、御座候得共、西蝦夷地テシホ場所慶長中、ソウヤ貞享中、東蝦夷地アツケシ寛永中、キイタツブ元祿中に相開候段、書留御座候、云々。(松前家より提出書)

場所の廣狹は一定せず、其一場所と稱するは、口蝦夷地にては概ね今の一郡に相當し、或は之よりも狭小なるものあり。又奥蝦夷地にては概ね今の一郡乃至一國に相當せり。

〔四〕知行主の蝦夷交易

蝦夷交易

知行主と知行場所に住する蝦夷との關係は、極めて冷淡なりき。蝦夷は舊來の風俗習慣を守り、自治を爲し、租税の賦課を免れ、知行主は唯場所に交易所を建て、毎年船を遣はし、蝦夷と物品を交易して利益を收むるに過ぎざりき。而して其交易には、代理者を遣はし、又は知行主自ら赴くことあり。其船は皆三百石内外の繩綴船にして、到る處小港灣に避難するに便ならしめたり。船數は、藩主の直領に遣すものは定らずと雖も、藩士の給所に遣すものには制限ありて、毎歲一場所夏船一艘と定められたり。故に其後産物増加し、殊に鮭、鱒、海鼠等の漁業發

交易船の  
制限

達し、一船に積載すること能はざる場所あるに至りしかば、更に秋味、鱒若くは海鼠の新漁業を起せりとの名義を以て、知行主より藩主に出願し、之に對する運上金を納めて、二船三船を遣はし得ることとせり。

●地北寓談

國法として、諸士の采地は一地に一舟の外往返をゆるさざりける。然るにこの

御座荷物

場、海鼠引は、采地より産して我ものなりといへども、一舟の外に往返をゆるさざれば、積取るべき手だてなく、數舟を往返せしめんが爲に、藩主へ願けるは、采地に於て新に何々の事をいたし、荷物もつみとりたく候。あはれ御ゆるしあらば、運上の金を差上申べしとなり。藩主其事情を知り、いづくもゆるして其事をなさしむ。諸士の采地より多く物を出す所は、皆かくの如くす、之を名づけて御座荷物といふ。

〔五〕場所請負人

請負人の  
濫觴

場所知行主は、初め自ら蝦夷と交易を行ひたりと雖も、素より斯の如き業に熟練する者にあらず、所謂士族の商法にて、利益多からず。而して一方には商人の勢力漸く發達したれば、知行主は自ら交易を行はず、之を商人に請負はしめ、坐して料金を收得する者あり、又商人に債務を負ひて返済に苦しむが爲め、場所交易を之に託し、其料金を以て償却を計る者あり。此商人を請負人、料金を運上金、交

運上金、  
運上屋



易所を運上屋と稱す。而して藩主の直領には殊に上乘として藩士を派遣せり。請負人の起りし年代は明かならずと雖も、蓋し松前矩廣の頃なるべきか。

松前蝦夷記

蝦夷地の内、六十一箇所、家中給分代に渡し置場所所有之候えども、夷人より收納無之銘々より夷人に向申候品を、船にて差越、雜物替いたし申候て、其利金取計のよし。併近年出物蝦夷地不漁ゆへに、少く船數を遣はし候えども、損毛計出來申故、家中申合、少々宛寄合船にて差遣申候。尤商人船に運上金を取り、其場所相渡し申も有之候。依之近年家中困窮のよし。

産物の増加

請負人は、知行主よりも營利に機敏なり。支配人通詞番人を遣はして、蝦夷と交易し、尙ほ蝦夷の産物を増加せんが爲め、蝦夷に漁法を教へ、或は蝦夷を使役して漁業を營み、或は水産製造を改良し、後には和人を交へて漁業を爲さしむる所あるに至り、各場所の産物は漸次増加せり。然れども亦往々不正の手段を以て交易を利し、或は蝦夷を虐待せる事等なきにあらず。尙ほ漁業に關しては第二十章、交易に關しては第二十八章に於て記述すべし。

請負人と知行主との關係

請負人は知行主に對し、請負期限運上金等を定めて、場所を請負ふを法とせり。運上金の外に知行主の賄料として場所の産物若干を納む、之を差荷と云ふ。請負期限盡くるときは、更に契約して之を繼續し、或は他の請負人之に代れり。而

して請負人の多くは知行主に日常の需用品を供給し、或は金錢を融通し、年末に至りて運上金と差引計算したるもの、如し。地北寓談に言ふ所は、稍誇大に失する如しと雖も、亦以て知行主と請負人との關係を察するに足れり。

地北寓談

采地の收納、穀にもあらず、魚にもあらず、一地を百金、二百金として商人に任し置くのみにて、一金も手に入れ、籠に納るものなく、日用の品は悉く彼商人よりとりて其入用に供するものゆへに、利に飽かざる商人、一年の供する諸色、十を百とし、百を千として其價心のまゝに記し置、歳尾に至り之をしらべ、總計を以て多少をいふに、士人の方にては、時去り日移りて、夫まで用すてたりし物の善惡をわすれ、いか程の價にて夫に應ずるといふことも改め來らざれば、只商人の記録せるまゝに處置するが故に、一年の衣服調度の價と、采地の運上とは相違して、多くは士人の債となりぬること、人々のよく知る所なり。(○中略)士と商とは、敬することは君臣の如く、親しむこと家人の如しといへども、實は賊をして家産をつかさどらしむるなり、故に債を商人に負ふものは多く、財を商人にかし與ふるものはすくなし。

第八章 松前藩地理の調査

(一) 地圖測量及び探検

慶長四年(一四九七)冬慶廣、大坂に於て徳川家康に謁し、系譜と共に地圖を上れり。



里程測量

嶋巡り

全嶋回航

寛永十年(二六三四)夏公廣家臣に命じて東西の里程を測らしめたり、即ち高橋儀左衛門測量し、酒井伊兵衛廣種之を監せり。蓋し此時の測量は、和人住居地に止まりしならん。同十二年家臣村上掃部左衛門廣儀をして、周く境内を巡行して地圖を畫かしめたり、其巡行は所謂「嶋巡り」なりといへば、廣く蝦夷地を跋涉したりと察せらる。公廣の時、地圖を幕府に呈したりとの説あれども明かならず。後正保元年(二六四四)五月、氏廣地圖を幕府に上れり。寛文元年(二六六二)矩廣、吉田作兵衛をして蝦夷全嶋を環り、地圖を作らしめたり、作兵衛四月二十七日船に乗りて福山を發し、東部より西部に巡り、八月二十五日歸還せり、蝦夷本嶋の周回八百里といふは、蓋し此調査の結果ならん。元祿十三年矩廣、幕府の命により、郷帳と共に地圖を呈せり。附録地圖第一類參照

**松前志** 慶長四年第五世永泉公諱慶慶始て地圖を神祖に奉りしより、第七世溪雲公諱公廣地圖呈上のこと、さだかならず(元祿中地圖呈上の記録中に、溪雲公地圖呈上のこと見えたり、疑ふべし)寛永十二年家臣村上掃部左衛門に命じて周く境内を巡行せしめ(古方俗の云ふ島めぐりとは是也)地圖を製せしことあり、疑らくは此時地圖を呈せしならん、然らば慶長中呈上の地圖も亦素より遺漏せる所あらんか。其後正保元年に至りて、第八世直心公諱氏廣地圖を呈上せり。又元祿

十三年第十世機山公諱矩廣の時、台命あり、小川養甫常親をして地圖を畫かしめ呈上せり、按るに此時の圖は全く正保年中の地圖によつて潤色せるなるべけれど、カラフト嶋の地理に於ては甚だ省略せり。今福山文庫に藏する所の大地圖並に郷帖は、其時圖録する所なり。昔時寛永十四年丁丑春三月二十八日福山城災あつて、元祖已來傳來の重寶多く焼失せしかば、永泉公、溪雲公の時の地圖並諸記録も亦共に焼亡せるなるべし。誠に惜むべきなり。されば元祿中の地圖は正保年に圖する所の地圖にひとしうして誤謬あるまじけれど、東部アツケシの地を嶋とし、江差の郷を西戌の方に圖し、高山大河を大地圖に誌さず、カラフトを小嶋に畫けるの類、遺漏する所なきにしもあらず。

本藩周廻のこと、昔より八百里と云へども左にはあらず、愚按るに凡六百里に近かるべきか、尤カラフトを除きて云なり。第九世利永公の時、寛文元年吉田作兵衛と云へるものをして、松前地方の總部を巡行なましめけるが、夏四月二十七日に開帆して、秋八月二十五日に至り、西北部より歸帆せるよし、藩士酒井左兵衛なる人の後胤志村又右衛門が家に、其寫なりとて所持せるを、予見たることあり、されば周廻の説此時より云出たるべく、思はるゝなり。

### (三) 樺太の調査

樺太蝦夷と本嶋蝦夷との交易が古來行はれし事は、第二編第七章に記せり。公廣の時、家臣を樺太に遣はし、初めは宗谷のサンナイより樺太のウッシャムに渡れるのみにて、其奥に至らずして還れり。寛永十二年佐藤加茂左衛門嶋崎藏翌年更



タライカ  
に至る

に家臣甲道庄左衛門を派遣せしに、庄左衛門はウッシャムに越年し、翌春タライカに至れり、此時水行約二十日を経たりと云ふ。後樺太蝦夷は松前氏に請ふに船を其嶋に遣はして交易せんことを以てせしかども、聽さず、宗谷に於て交易する事とせり。然れども稀に交易船の樺太に至りしことあるは、蝦夷亂蜂起概略記に、寛文九年松前の船がエブリコといふ處に至り、エブリコ針葉樹に生ずる苗草の一種にして薬用に供すを積來りしことを記せるによりて知るべし。樺太はエブリコを産するを以て之をエブリコと稱せるなり、又樺太蝦夷も稀に松前に來ることありき。

交易船の  
樺太渡航

樺太蝦夷  
松前に來  
る

正徳五年松前志摩守申上書

からふと嶋の事、是又蝦夷地の内にて、そうやと申處へ、からふと嶋たらいかなどと申所の蝦夷、皮類、眞羽、青玉など持參商賣任候。松前へも先年たらいか蝦夷一人參り申候。常の蝦夷人に相替儀無御座候。からふと嶋くるみせ嶋へ、此方の船數十年遣し不申候。曾祖父志摩守○公應時分からふと嶋へ船遣候得共、其後相止申候に付、からふと嶋より願申候得共、指越不申候故、そうや迄船差越賣買任候。羽の類、そうやへ遣候家來へ頼み、私へくれ申候。

蝦夷記 故志摩守時代、そうやの内、さんないと申所より、からとの内、うっしむと申所迄參候得共、それより末罷越候事は成り不申候由にて、歸り申候。翌年船遣し申候。此時は右罷越候者、うっしむに越年致し、翌春に成り、たらいかと申所へ參り、夫より先へ參らずして歸り申候。さんないよりうっしむへ海上十里計、うっしむよりたらいか迄順風二十日計、松前よりそうや迄能き道風にて七日路程なり、からと嶋は松前より西北に當り申候。

### 第九章 近江商人の渡來

#### 〔一〕 近江商人の來歴

商業の革  
新

初め松前の人民は、諸國より移住せしもの若くは其子孫にして、就中奥羽地方のもの多かりき。其知識甚だ狭く、資力乏しかりしかば、産業未だ發達せず、商業も亦他國の船舶の來るを待ちて、所謂居据り交易を爲すに過ぎざりしが、天正慶長の頃より、近江人來りて交易を爲し、産業を營むに及び、漸く面目を改むるに至れり。

近江商人の來歴は、其詳細を知り難しと雖も、四五の記録に據りて、略之を窺ふを得べし。建部元重の事は、既に前に記したるが、其傳及び田付氏系圖に據れば、七郎右衛門元重の父重武は、六角氏の部將なり、天正元年戰敗れて一族離散するに及び、七郎右衛門は近江國愛知郡柳川に住みしが、仕官の念を斷ちて商業に志

建部七郎  
右衛門



田付新助

し、天正十六年（一五八八）蔬菜種子の行商と爲りて松前に渡り、後屢、往復して松前の状況を視察し、遂に小濱及び敦賀に於て巨船を造り、敦賀より米、噲其、他諸品を松前に輸送せり。時に同郷の人に田付新助景豊といふものあり、亦六角氏の遺臣にして、膽力あり、元重と議し、松前及び奥羽地方を巡視して歸り、薩摩、柳川二村の有志を募り、組合を設けて之を兩濱組と稱し、薩摩柳川二村は琵琶湖岸に在るを以て名づく松前に往復して商業及び漁業を營み、奥羽の漁民を誘導して松前に數多の漁場を開けり。七郎

兩濱組

右衛門敦賀に支店を設け、兩濱組の貨物を輸送し、松前産物の販路を擴張せり。

元和四年（一六二六）七郎右衛門歿し、年七十七。子孫其業を繼ぎ、家號を材木屋と稱せり。新助等亦七郎右衛門の爲す所に倣ひ、各、船舶を所有し、貨物を輸送販賣

せり。田付家系圖に據れば、新助は慶長七年（一六〇二）津輕の鱒ヶ澤に支店福島を設け、同十五年福山に支店を設け、玄孫新助に至り、延享三年（一七四六）鱒ヶ澤支店

田付新兵衛

を福山支店に併せたりと云ふ。又田付新太郎履歴に據れば、其祖先新兵衛、柳川村より鱒ヶ澤に支店を出し、酒類を販賣せり。寛永十六年（一六三九）に至り、新兵衛は親戚福島屋新助と謀りて松前に渡り、江差に店舗を開き、柳屋と稱し、商業を營

岡田彌三右衛門

めり。七代新兵衛に至りて家衰へしが、八代新兵衛柳川より來り、奮勵して之を再興せり。又近江商人名書及び岡田八十次事歴に據れば、八十次の祖先彌三右衛門は、近江國蒲生郡加茂村の人にして、織田氏の城市安土に於て商業を營み、天正十四年豊臣秀吉が同郡八幡に城を築くに及び、此處に移りしが、幾ばくもなく城廢して市街衰へたり。是に於て奮然志を立て、郷を出て、行商を業とし、慶長中奥州南部に至り、八戸港に居を卜し、四方に奔走して、吳服太物を販賣し、遂に松前に渡り、藩士工藤平右衛門の家に寓して開業し、後大松前町に家を構へ、支店を設けて屋號を惠比須屋と云へり。子孫其業を襲ぎ、支配人を置きて管理せしめ、吳服太物及び荒物を販賣し、傍ら松前藩主並に藩士に需要品を供給し、或は金錢を融通せり、是を以て其報償として藩主藩士の持場所を請負ひ、蝦夷交易を營み、其産物を越前加賀、越中、越後、出羽等に廻漕して、之を賣捌きたり。又西川貞次郎事歴に據れば、其祖先傳右衛門は、寛永三年（一六二六）或は五年近江國蒲生郡南津田村に生れ、八幡に移住し、壯年北陸道及び奥羽に行商し、遂に松前に渡り、家老下國安藝に頼り、店舗を福山小松前町に開きて屋號を住吉屋と稱せり。後場所請負を爲

西川傳右衛門



東遊記の  
記事

戸籍上の  
資格

し、一代の間松前に往復すると四十餘度、晩年資産大に増殖せり、寶永六年（一七〇九）歿しぬ。子孫其業を繼承し、元祿年間二代目傳右衛門の時より支配人を置きて、福山の營業を管理せしめたり。又東遊記に曰く、兩濱町人と號くるものあり、此譯を尋るに、元來此地產物澤山の地なりと雖も、はじめは今の如く諸國へひろまらず、漁獵を業とするものもといれを續くる者なかりけるに、江州八幡柳川の町人、此地を見立て店を出し、米味噌諸式を仕送りけるより、漁獵稼ぎ年々につのり、稼ぎ方も逐年ひろまりけるより、兩濱町人と申、領主目通りをもゆるされ、外町人より重んずることになりしとぞと。以上記する所に據りて考ふれば、近江商人は、天正文祿慶長の頃より、行商として松前に來り、遂に大に發展したる者なり。近江商人は、松前に於て營業せりと雖も、其資格は旅人にして、土著者にあらず、概ね其本店を郷里に置きて、松前には支店を置けり。而して初めは主人自ら來りて營業せしが、後には概ね支配人、手代等を遣はして支店を管理せしめ、主人は時々來りて點檢するに過ぎざりき。然れども其店舗は永續して、永住者の店舗と異なる所なきのみならず、其遣はす所の支配人、手代等は、概ね兼く松前に寄留し、

殆ど土著者に異ならざるものあり。専念寺系譜に據れば、其初め彦根藩より松前藩に議し、彦根藩の領民は、五箇年期を以て松前に寄留營業することと定め、期限盡くるときは、更に出願して之を繼續したりと云ふ。

### （三）近江商人の功績

近江商人  
の活動

近江商人は、需要品の缺乏せる松前に、種々の物品を移入して其供給を豊富ならしめ、又松前の産物を各地に移出して、其販路を擴張したり、其功績顯著なりと謂ふべし。蓋し彼等は、廣く各地に商業を營み各地の状況に通ぜるのみならず、其有力者は船舶を所有し、運輸と商業とを兼ね營みしを以て利便を得ること多く、事業益、發展するを得しならん。又松前の漁業は、其初め甚だ幼稚なりしに、近江商人は資本を投じて漁場を開き、漁法を改良し、窮乏せる漁民には需要品を貸し、其漁獲品を以て之を償はしめ、依て以て漁業を奨励し、産物の増加を計れり。又彼等は松前藩の用達を勤め、或は藩士等に金品を貸し、其償却の爲め、若くは他の理由により場所交易を請負ふに及び、蝦夷産業の進歩に貢献する所多かりき。其得る所の利益の大部分を郷里に持ち去るは遺憾なりと雖も、しかも之を以て



其功績を没すべからざるなり。

〔三〕 兩濱町人

兩濱町人

近江商人は、自ら利すると共に、松前の官民に大なる利便を與へしを以て、藩の歓迎する所と爲れり。殊に其初めに來りて功勞多きものは、之を兩濱町人と稱して優待し、藩主への謁見を許せり。兩濱町人は、前に記せし如く其初め琵琶湖畔の柳川・薩摩兩村より組合を結びて來りしを以て此稱あり。此二村の外に八幡町の人多し。一説には柳川・薩摩の二村は連續せるを以て之を一濱とし、八幡と合せて兩濱と稱すと云ふ。兩濱町人も時に盛衰あるを免れず、間、失敗して閉店するものありしが故に、後には次第に其數を減じたりと雖も、新に近江より來れるもの亦少なからざれば、近江商人の數は次第に増加し、降つて開拓使時代に至るまで、近江商人は本道經濟界に於て重要な地位を占めたり。

移入税に關する特典

沖口番所取扱手續 近江店○兩濱町人にて、上方筋より輸入する荷物は、時相場に拘はらず、木綿・小間物は、一個に付代銀一貫匁、荒物類は一個に付代銀五百匁に定め、以て口錢を徴す。但近江店と云ふは、往古近江より當地へ下り、漁業を始めたものにて、之に依り右を見習ひ、市中も開けたる由。其外松前家へ對し、格別用立候事もあり、當所に於て粗略に致し難き店々なり。松前家

福山の兩濱町人

支配の節三十程ありしが、道々減じ、當時○文化七年營業するもの唐津内町・近江屋吉兵衛・小松前町・福島屋治郎吉・住吉屋助治・大松前町・惠比須屋源兵衛・天満屋平兵衛・木屋三治・枝ヶ崎町・濱屋典三・右衛門・畑屋七左衛門・萬屋増藏、九人なり。

第十章 鷹及び狩獵

〔一〕 鷹の種類及び鷹場

黃鷹

鷹は本道の名産なりき。概ね鷄を餌として之を羅捕せり。一歳のものを黃

鷹又新鷹若くは若鷹と云ふと云ひ、黃鷹の雌を弟鷹又は大といひ、雄を兄鷹又は小といふと雖も、普通に黃鷹といふは概ね弟鷹のことなり。弟鷹は藝を善くするを以て價尤

山鶴

も貴し。二歳以上のものを山鶴と云ひ、山鶴に撫鷹撫鷹又片カヘリといふ、青鷹又諸カヘリ

鳥屋場

鷹片諸カヘリ鷹、鳥屋鷹四歳の秋の鷹の別あり。鷹を捕ふる場所を鳥屋場又は鷹

鷹打人

打場單に鷹場とも云ふと云ふ、全嶋中に三百九十餘箇所あり、其幾分を藩主の直領とし、餘分

巢鷹

を家臣の所領とす、鷹打人を置き、毎年八月より翌年正月に亘りて捕へしめ、之を捕へたる時は、扶持米の外、鷹の良否によりて賞金を給せり。又巢鷹あり、巢中の幼兒を捕へ、飼育したるものにして、弟鷹兄鷹の別あり。鷹の巢は深山・幽谷にあ



鷹匠  
るを以て、和人は之を捕ふること能はず、蝦夷月夜の際に之を捕へて松前に報ずるときは、鷹匠を遣はし、携へ歸りて飼育せしむるを例とせり。其他隼・鷯等あり、需に應じて之を捕獲せり。

〔三〕鷹の献上

献上鷹

鷹は桃山時代以來松前氏の献上品たりき。秀吉の時、巢鷹及び黃鷹を献じ、徳川氏に至りて黃鷹鷹弟を献じ、享保以後加ふるに隼を以てせり。又白鷹等の珍らしきものを獲るときは、特に之を献じたり。寛永七年、白雄鷹を献ぜしに、能く鶴を捕へて前將軍秀忠に愛重せられしが、其薨後、一色の白鷹は古來天下持の不吉とする所なりとて、爾後献上を止められたり。貞享四年、將軍綱吉殺生を禁ずるに及び、鷹の献上を止めしが、享保元年、將軍吉宗命じて、復之を上らしめたり。爾後毎歲黃鷹九隻を献じ、同十九年より隼二隻を加へたり。献上鷹は公遞を以て之を送り、旅中頗る鄭重の待遇を受くること、秀吉以來の慣例なりき。

福山祓府

巢鷹從松前每年、福崎志摩守可居上候間、於泊々宿以下、不可有異議候。並飼之事、其所より入念可。

申付候也。

文祿二正月六日

朱印(〇秀吉)

(右は秋田安東太郎を始として京都に至る間の諸侯の領内等に達せしもの)

急度申入候。從松前上り申候御鷹共、御領分罷通候刻不寄何時、夫傳馬御鷹之餌以下、從松前伊豆守理被申候者、可有馳走旨、上意候。恐々謹言。

四月十日(〇慶長中)

本多佐渡守正信外四名連署

(右は徳川家康の時、津輕越中守を始め、江戸に至る間の諸侯に達せしもの)

青森沿革史 元文二年十一月 松前侯獻鷹來(節錄)

松前献上之鷹九居、平館より十八日青森着。町年寄宿主等、袴羽織にて安方町升形迄出迎、先拂同心二人、升形迄相詰、宿佐藤三郎右衛門方迄先拂相勤。十九日、宿前より野内迄先拂相勤。宿前高挑燈二つ申付、不廢番人四人相勤させ、同晩宿迄町年寄袴羽織にて見舞。餌鳥入用之由中參、鷯三羽、たかぶ五羽買上相渡。

鷹匠 菊地三之丞、本多嘉藤次上下七人

十九日、配布表、人足二十五人、馬六疋と申參候ども、馬十六疋、人足三十人、當所(〇青森)より出し申候。

〔三〕鷹販賣の收入

藩の一大財源

鷹は松前藩の一大財源なりき。津輕一統志寛文九年の條に據れば、藩主が鷹の販賣



鷹價

に依りて得る所は、一箇年一二千兩なりしといふ。延寶元年(一六七三)鷹十隻を幕府に上りて、恩借米の價を償へり、天和元年(一六八二)又鷹を以て恩借米を償へり、其一隻の價三十五兩なり。將軍綱吉の殺生禁制は、蓋し斯業の一大打撃なりしならん、然れども、尙ほ此業を廢絶するに至らず。正徳元年(一七二二)十月江戸鷹屋武左衛門の請に依り、鷹の價を嶋鷹一隻十六兩、鶴鷹一隻五兩と定めたり。將軍吉宗狩獵を獎勵するに及びて、鷹の需要激増し、當時藩の収入は、一箇年二三千兩に達せり。藩士の所領より産出する所のものも亦少なからざりき。是を以て鳥屋の附近に於ては、火を放ち、鐵砲を打ち、高聲を發し、樹木を伐る事を禁じ、又鷹の餌として、家毎に、犬三頭を飼はしめたり。然るに鷹の産出は、其後次第に減じ、寶曆の頃に至りては、藩主藩士の鷹場合計三百九十餘箇處ありと雖も、眞に鷹を捕ふる場所は、僅に二十二三箇所となりたり。實に一大財源の喪失と謂ふべし。

鷹業の衰微

松前福山諸掟

札

一 御鷹之餌犬、前々之ごとく、家一軒に三疋宛飼置可申事。  
右之旨相背、犬かはざるもの於有之は、曲事可申付者也。

延寶九年三月十二日

札

一 鳥屋邊において、野火付申間敷事。  
一 鳥屋近所にて、鐵砲打申間敷事。附、高聲仕間敷事。  
一 鳥屋邊の林きり申間敷事。  
右之旨相背もの於有之は、曲事可申付者也。

年月日

松前蝦夷記(節録) 黃鷹去年(○享保元年)申打申候大數八十居。右之外、兄鷹山鶴等數多打申候。

八月より末、冬、雪中にて打申候。餌鳥に鷓を繫置、鷹見付候て、餌鳥を取に來り、組み申候を、ふせ網を仕かけ置、打かけ申よし。  
鷹打候もの、西東郷共に、村々に先年より打馴申候者有之、是を鷹打と申候由。過分之扶持米遣し、鷹打せ申候。初若黃鷹打申候者に、金五兩取せ申よし、黃鷹の位により、二兩或は三兩位裏美として遣し、兄鷹山鶴等も相應之金子遣申候よし。鷹打不申候者は、右扶持米計の由。八月頃より極月、正月をかけ申候えば、右扶持方も餘程入申よし。乍去三百九十箇所にて、年々不殘待申にて無之、右の内鷹の出筋見定候て、可然所を待申候よし。  
家中鷹打場、右同前也。家中にて鷹取申候えば、鷹のよろしきは吟味いたし、志摩守方え取上げ、鷹の位により、十兩・二十兩、或は三十兩にも買取申候。其餘は自分々々にも賣申候よし。



寶曆十一年御巡見使應答心得 黃鷹繁昌の時分は、一箇年七十連計出し、此代金は二千兩餘、一居に付直段三十兩、此外、山歸鷹兒鷹も少々御座候。西東島屋場、若狭守家中共、三百九十箇所餘御座候。えども、鷹待召抱扶持等多く入勿論、古より鷹數も不足に付、右之内能島屋を二十二三箇所待せ申候時により鷹通筋も違ひ、年により多少御座候。鷹届之衆も無御座候。故家中之所務に不混成候。

〔四〕 狩獵

移出狩獵品

狩獵に依りて獲たる産物中他國に出したる者は、鹿皮、熊皮、熊膽、臘虎皮、臘熊膽、海豹皮及び鷺羽、鶴等なり。

鹿

鹿 昔時夥しく棲息したれば、蝦夷は弓又は仕掛弓を以て之を獵せり。肉は之を食し、殊に冬季に於ける重要食料たりき。皮は之を衣服に製し、餘りあれば之を賣れり。正徳の頃、鹿の數著しく減少し、後又蕃殖せり。寛延二年正月、松前資廣、西野に狩し、獵夫五百八十人を使役して、鹿を獲ること八十餘頭なりき。天明の頃復減少せり、世俗南部津輕に渡りしが故なりと言ふと雖も、信じ難し。蓋し大雪の爲めに餓死せるならん。

正徳五年追て差出候書付 近年鹿皮出不申候儀、取盡し候と申にては無御座候。他の嶋へ渡

り候などと、蝦夷人申ならはし候。少しづつは只今も相見え候え共、夫を取候はゞ、彌鹿たえ可申とて取不申候。

東遊記(天明四年) 近頃雪深き年ありて、鹿の五ものなく、蝦夷人三四百人餓死のものありと聞けり、あはれむべき事なり。

夷諺俗話 近年鹿を段々取盡し、残りたる鹿、東蝦夷地より海を越して南部地へ逃去りたりとて、今は蝦夷地も鹿少なく成りたりといへり。

熊

熊 蝦夷は弓又は仕掛弓を以て之を獵し、肉を食ひ、皮及び膽を賣れり、又幼兒を捕へて飼育し、熊祭を行へり。藩主より毎年皮と膽とを幕府に献じたり。延寶三年及び享保三年、白熊皮を出し、特に之を献ぜり。皮膽とも、冬季のものを以て佳品とす。偽熊膽は海驢の膽にして、其鑑別容易ならずといふ。

臘虎

臘虎 千島諸嶋に産し、就中得撫嶋に多し。厚岸より擇捉迄の蝦夷等、得撫嶋に出稼して之を獵せしが、其産額多からず。獸皮中最も貴重せられたり。寶曆九年、湊覺之進上乘して厚岸に赴きし時、臘虎皮五十枚を集めたり、此は厚岸以東各地の蝦夷の持參せしものにして、斯の如く多數の産出ある年は稀なりしといふ。露人の得撫に來り、此獸を獵せし後は、蝦夷の獵獲する所益減少せり。



臘肭獸 此獸の内浦灣今噴火灣と稱すに來れる時、蝦夷舟に乗り、銛もりを投じて之を獵す其品甚だ乏し。其陰莖を臘肭臍と云ひ、藥用すれば腎氣を益し、陽氣を助くとて頗る貴重せらる。肉は食すべく、皮亦佳なり。慶長十五年徳川家康の命により、臘肭獸を上り、享保三年又之を上り、爾後毎年之を献じたるを以て、藩は其獵獲を獎勵せんが爲め、獵期吏を派し、獵獲者に賞を與へたり。後奥尻嶋に於ても之を獵せり。臘肭獸の民間にあるものは概して擬物なりしと云ふ。

海豹

海豹 蝦夷地諸處の海中に産す。其皮は障泥あつり等に用ゐると雖も、貴からず、肉味亦臘肭獸に劣る。享保二年幕府の命により、臘肭獸皮、蝶鮫と共に海豹皮を献ぜしことあり。

海驢

海驢 此獸亦諸處の海中に産す。其皮は細く切りて綱に代用す。蝦夷は其肉を食し、又膏を採りて食用に供し、或は燈油と爲せり。

鷺羽

鷺羽 箭羽に用ゐる。大鳥小鳥の別あり。大鳥は即ち大鷺にして、一尾の羽數十四枚、之を眞羽といふ。小鳥の尾は十二枚にして、當歳なつとせのものを粕尾かすせ、二歳ふたとせのものを薄氷うすひようと云ひ、三歳以上のものを小鳥羽ことりばといふ。蝦夷地に産し、又山靱及び

鶴

千嶋より來り、眞羽は殊に多く山靱より來れり。幕府献上品の一たり。鶴 曠野大澤に數多棲息し、丹頂最も多し。他國の如く捕獲の禁制なきを以て、之を捕へ、或は食し、或は鹽漬として他國に販賣せり。元祿元年水戸の大船來りし時、丹頂三羽を持ち還れり、桃源遺事に、光圀が助けたる鶴殺しといふは、即ち此鶴を殺したる者なり。

松前志 本藩家士岡田藤七なるものあり、幼より寒外に在て、好て獵す、鳥銃を放て猛熊を殺すこと數十、鶴を獲ること三百許、云々。

東遊記 家士の家・寺院等にも飼鶴みゆ、此地にては禁制なし、専ら料理などに用ゆ、鹽鶴にして他國に出る事も多しと聞けり。

山靱交易の獸皮

白鳥澗

此外狐狸、水獺、貂等の産あり。樺太の山靱交易には、多く此等の獸皮を以て、山靱人の貨物と交易せり。又白鳥はくてうも數多棲息し、殊に室蘭灣には此鳥多きを以て白鳥澗はくてうまと稱せり。

### 第十一章 砂金の採取 附其他の鑛業

#### (一) 砂金採取の濫觴



大野土佐日記の誤

應永中探金せしか

幕府の鑛師派遣

本道砂金採取の濫觴に就ては、種々の説あり。知内村大野土佐日記に據れば、元久二年（二〇五）筑前の船知内村（波嶋國の上磯郡）の海岸に漂着し、其炊夫上陸して清水を尋ねる際金塊を發見し、密に之を拾ひ取り、筑前へ歸航の後、船を辭して生國甲斐に歸り、荒木大學に呈せり。大學之を將軍源頼家に獻ぜしに、頼家大に喜び、大學をして往きて採取せしめたり。是に於て大學、屬吏鑛夫等千餘人を率ゐ、同年七月知内に着し、知内川流域の砂金を採取せしが、文應元年（二六〇）蝦夷の騷亂起りて、其業廢絶せりと云ふ。然れども此記録は後世修驗者の手に成りしものにして、毫も信ずること能はず。降つて應永中知内の砂金を採取したる形跡あることは、既に前に述べたれども、未だ確説と爲すに足らず。第二編第二章（三）參照

慶長九年（二六〇）正月將軍家康、本多佐渡守正信をして慶廣に告げしめて曰く、蝦夷嶋金山あるべし、之を言ふ者ありと雖も、其處置は慶廣に任すべしと。然れども慶廣は將來を慮りて採金せざりき。同十三年鑛師江戸より來れり、蓋し當時幕府の採掘せる佐渡伊豆の鑛山が、漸く其産額を減ぜしを以て、奉行大久保長安は、陸奥及び松前に金坑を開かんと欲し、鑛師を派遣したるなり。然るに慶廣

は其地僻にして糧食乏しきを口實とし、之を謝絶して歸らしめたり。

公廣砂金を獻ず

元和二年（二六二）慶廣歿し、同三年東部楚湖（松前郡大澤村）及び大澤（松前郡大澤村）より砂金を出し、同六年公廣砂金一百兩を幕府に獻ぜしが、幕府は其金並に金山を公廣に賜はり、爾後採金の業盛なりき。著名なる知内の砂金は元和七年より多量に産出し、知内川の水源なる千軒岳の金坑は、寛永五年（二六八）の創開にして、金山奉行は蠣崎主殿友廣、蠣崎右近宗儀、鑛師は仙臺の人喜介といふものなりといふ。同八年西蝦夷地嶋小牧（シブチャリ、日高郡）より砂金を出し、同十年東蝦夷地ケノマイ（日高國沙流郡慶能舞）より砂金を出せり。同十二年十勝連（日高國樺皮郡の内兩所）に採金の業を開き、尋て國縫（日高郡）夕張も亦砂金を産せり。

### （二）採金業の狀況

砂金産地

本道の砂金は、新舊の河床、若くは海濱に存在し、或る地方にては其量頗る豊富なりと雖も、其面積は廣大なるものにあらず。今舊記及び遺跡に據りて推考するに、當時砂金を産せし主なる地は左の如し。

千軒山脈四近 南は大澤、西は石崎、北は厚澤部川、東は知内等にして、就中知



内川流域は最も多く採取したるものゝ如く、其水源に遡りて千軒岳の東側にも、數多の坑址あり、蓋し砂金は表土を發掘し、其下にある含金砂土を取りて淘汰するを普通とすれども、水源に在りて厚く土の覆ふ所は、坑道を穿ちて採掘したるものと察せらる。

國縫 瀬棚郡利別川上流の地なり。山越内場所國縫より往來せしを以て、クンスイ砂金地と稱す、採掘の遺址、多く存在す。

日高地方 諸川の河床及び其沿岸にして、地積は何れも廣からずと雖も、金の豊富なる處少なからざりしものゝ如く、就中染退は寛永十年發見せしより寛文九年まで三十七年間採取せしが如し、其他新冠元浦河幌別運別諸川の流域には、採金の遺址あり。

十勝 今の十勝國廣尾郡アイボシマ附近に、採掘したる跡あり。

夕張 石狩川支流夕張川の上流なり、遺址存せずと雖も、此地金を産せしこと數書に見ゆ。

砂金採取業は、元和二年創業より寛文九年染退蝦夷亂に至る五十餘年間にし

砂金業の  
最盛期

砂金通用

て、就中寛永中最も盛なりしものゝ如し。採金の時期は多く夏季にして、冬季は概ね休業せしならん。當時鑛夫は諸國より來り、運上として一箇月一人につき砂金一匁を献納したり、即ち採取額の約三十分の一に當るといへば、一人一箇月凡そ三十匁を採取せしなるべし。此は蓋し盛時の狀況ならん。斯の如く一時盛に産出せしを以て、砂金を貨幣として通用し、後其通用止みし時に至りても、尙ほ砂金を以て取引の標準となすの習慣を存し、以て明治維新の際に至れり。

北海隨筆 砂金を取る運上、領主へ献ずる所、一箇月一人まへ砂金一匁づつなり。一匁の運上はいさゝかなる事なれども、數百人より納むる所、その取集る日は、役所に澁紙四五枚しきて、砂金を取集めしむる内には、山の如く集りけるとなり。御領主へ納る所の砂金は、三十歩の一にして、此砂金一國の利となること、あげて言ふべからず。

赤蝦夷風説考 淺間の山つゞき城下より九里程有之處に、尻内と申温泉あり。此處に松前家御先祖六代前(○公廣の時)ミヨシ金多く出て、凡數十萬兩の金を掘出す。依之其節より諸家中へ歳暮の祝儀として、砂金十匁づつ賜り候由、今に至り候ても、其例を以て、歳暮の祝儀に青銅十匁を贈り候儀は、此古格の残り候事の由。

寛文九年蝦夷亂の時、染退には尙ほ數多の鑛夫ありしが、其他の砂金地は、既に大抵豊富なる部分を採取し盡せるものゝ如し。而して會、蝦夷の騷亂ありしを